

6 多様な人材の育成と文化の振興

人材は、経済産業、芸術文化、交流、平和、安全・安心な生活など、地域社会全体を支える基盤であり、その育成は、沖縄が自立し、活力と潤いに満ちた地域社会を築いていく上で、最も重要な課題である。そして、人材育成の最も基本的かつ重要な役割を担う学校教育においては、子どもたちに確かな学力を身につけるとともに、個性豊かな教育により社会の変化に対しても主体的に考え行動する力を育むことが強く望まれている。

ところで近年、学校教育を取り巻く環境は、少子化、国際化、情報化など急速に変化している。

このような環境変化に対応するため、本県においては、各種施策を進めてきた。少子化に対しては、社会ニーズに対応した学校の編成とともに、児童生徒一人ひとりに対応したよりきめ細かい指導を行っている。また、国際化や情報化に対しては、ICT環境の整備を進め、多言語を習得するための研修システムや教材作成を支援するソフトなどを提供している。これらの取り組みによって、大学進学率の上昇や教育施設・設備の充実などについては、一定の成果を挙げている。

今後とも、急激な環境変化にも力強くかつ柔軟に対応し、自ら課題を見つけ解決を図り、未来を切り開くことができる人材を育成していくことが強く望まれるところである。

しかし、家庭や地域において人間関係が希薄化していることや社会経済状況の変化に伴う家庭への影響など、幼児児童生徒を取り巻く環境は、厳しい状況にある。こうした中、本県の児童生徒全体の基礎学力は、全国との差は縮小しているものの依然として低い状況にあり、また、いじめや不登校など幼児児童生徒の心の健康問題も憂慮すべき状況にある。

これらの問題については、相互に関連しているものと捉え、社会全体のあり方を含めた対策について検討していく必要がある。また、幼児児童生徒に対しては、学習に対する目的意識や意欲を醸成し、人間関係形成能力を高めるとともに、家庭や地域における生活習慣や教育環境の改善を図るなど、あらゆる角度から総合的に対策を講じていく必要がある。

本県の個性豊かな独自の文化の振興を図るため、伝統芸能の後継者育成、児童生徒の芸術鑑賞機会の提供、県民の多様な文化活動の促進に取り組むとともに、文化財の保護やその活用を積極的に推進するなど、平和で安らぎと活力のある文化の薫り高い県づくりに取り組んでいる。

また「国立劇場おきなわ」や「県立博物館・美術館」が開館されるなど、文化芸術の鑑賞の場や伝統文化を発信する拠点施設の整備が進展している。

今後は、持続可能な沖縄文化の興隆を目指すため、引き続き、伝統芸能の後継者育成や芸術鑑賞機会の充実に取り組む必要があるほか、芸術文化創造活動を支える仕組みや、伝統文化を産業振興に生かす取り組みを戦略的に展開する必要がある。

(1) 初等中等教育の充実

本県の平成20年5月1日現在の学校数及び在学者数は、幼稚園282園、在園者1万7,136人、小学校285校、在学者数10万1,980人、中学校163校、在学者数5万1,635人、高等学

校は全日制61校、定時制8校、在学者数4万9,456人、特別支援学校16校、在学者数1,833人、専修学校51校、在学者数9,396人、各種学校39校、在学者数1,619人となっている。

復帰以降の学校数の推移をみると、新設等による学校数の増加が図られてきたが、近年は少子化等の影響により、中学校及び高等学校において減少に転じている。また、在学者数については、少子化等を反映して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において減少傾向にあるものの、通信制高等学校、特別支援学校においては増加傾向にある。[図表3-6-1-1]

図表3-6-1-1
学校の概要

平成20年5月1日現在

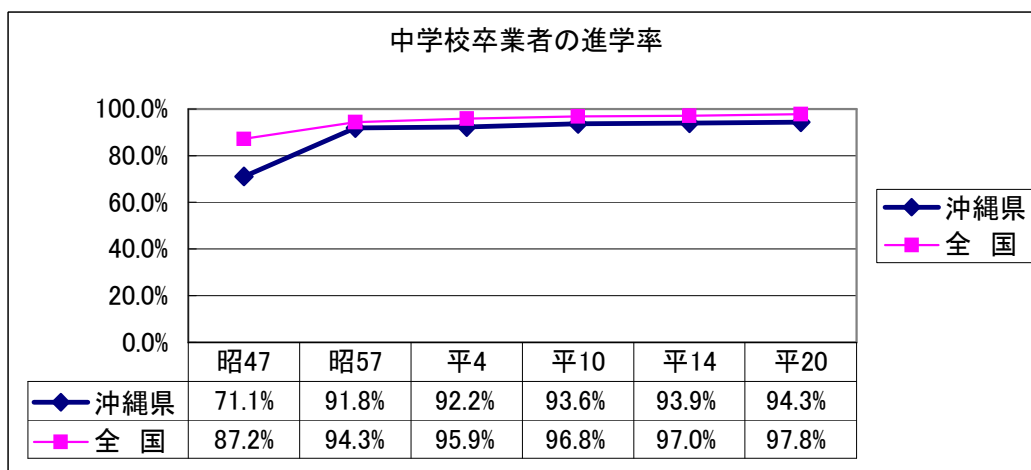
区分	学校数	学級数	在学者数			本務教員数			本務職員数		
			計	男	女	計	男	女			
小学校	国立	1	18	700	349	351	27	15	12	1	
	公立	281	3,714	100,529	51,570	48,959	5,625	1,651	3,974	925	
	私立	3	30	751	374	377	49	20	29	12	
	計	285	3,762	101,980	52,293	49,687	5,701	1,686	4,015	938	
中学校	国立	1	12	474	230	244	23	15	8	2	
	公立	157	1,597	49,040	25,066	23,974	3,563	1,798	1,765	465	
	私立	5	55	2,121	1,086	1,035	126	87	39	24	
	計	163	1,664	51,635	26,382	25,253	3,712	1,900	1,812	491	
高等学校	県立	全日 (うち専攻科)	56	1,196	44,824 (41)	22,175 (39)	22,649 (2)	3,477	1,905	1,572	784
		定時	8	58	2,059	1,348	711	176	118	58	51
		計	64	1,254	46,883	23,523	23,360	3,653	2,023	1,630	835
	私立	全日	5	71	2,573	1,525	1,048	182	139	43	52
		計	69	1,325	49,456	25,048	24,408	3,835	2,162	1,673	887
		通信制	2	...	2,775	1,351	1,424	43	18	25	6
特別支援学校 (県立)	視覚障害	1	23	74	42	32	53	24	29	35	
	聴覚障害	1	23	81	38	43	48	19	29	25	
	知・肢・病	14	484	1,678	1,044	634	1,068	394	674	301	
	計	16	530	1,833	1,124	709	1,169	437	732	361	
幼稚園	公立	247	577	13,242	6,820	6,422	801	20	781	6	
	私立	35	154	3,894	1,938	1,956	272	18	254	77	
	計	282	731	17,136	8,758	8,378	1,073	38	1,035	83	
専修学校	51	...	9,396	4,146	5,250	667	322	345	288		
各種学校	39	...	1,619	737	882	127	63	64	44		

※ 高等学校定時制8校のうち、7校は全日制との併置校、1校は通信制との併置校(独立校)である。

※ 公立小学校・中学校にはそれぞれ46校の小中併置校を含む。

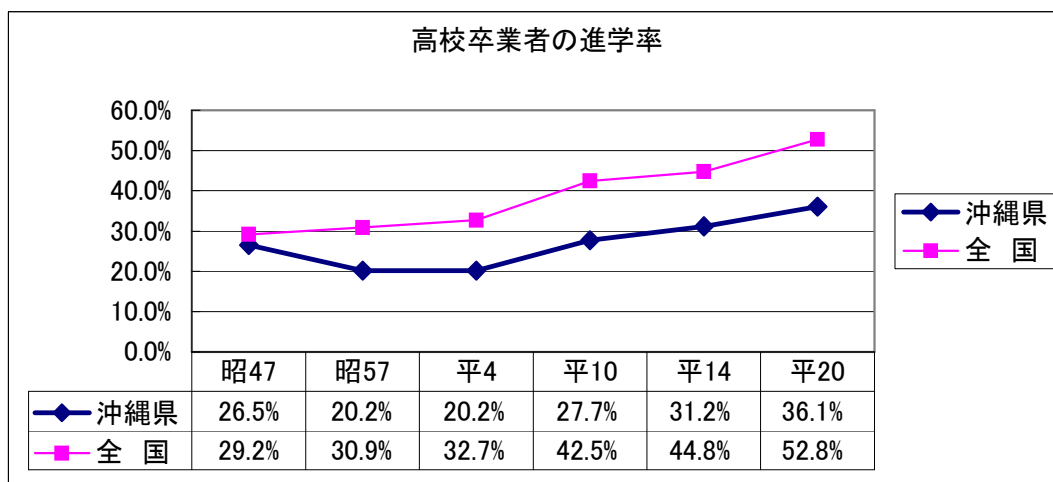
資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-2



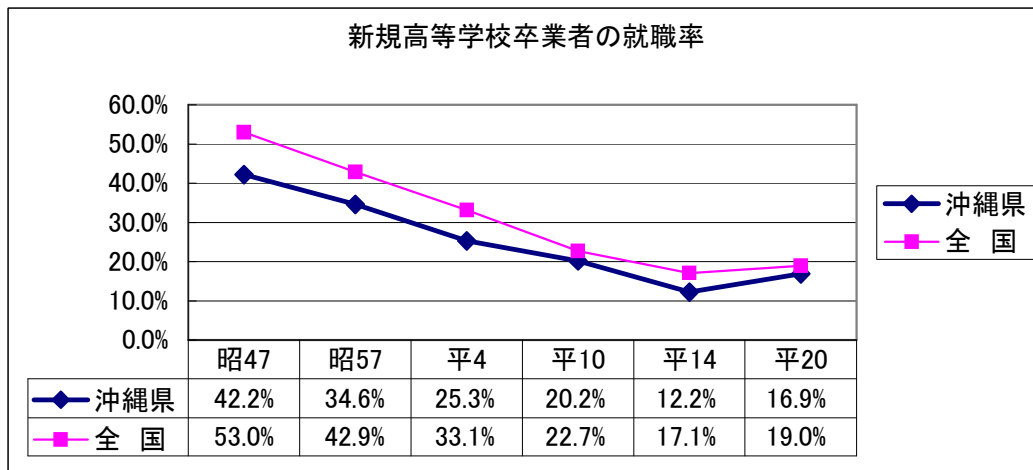
資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-3



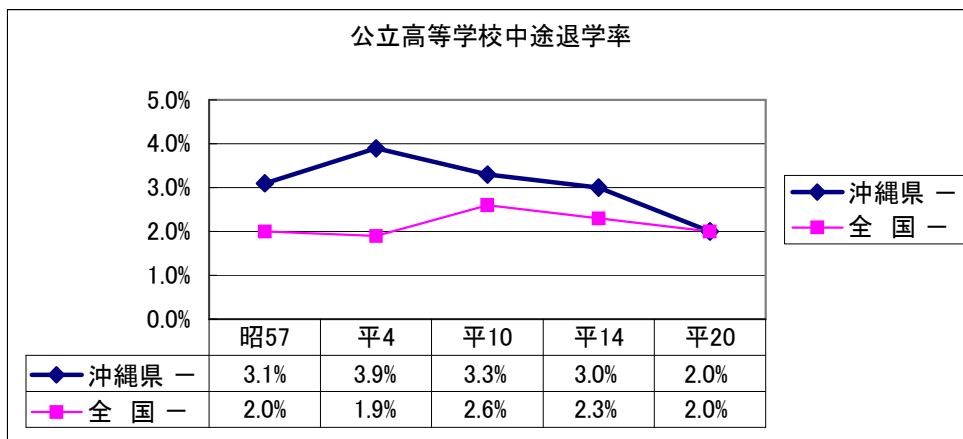
資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-4



資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-5



資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-6

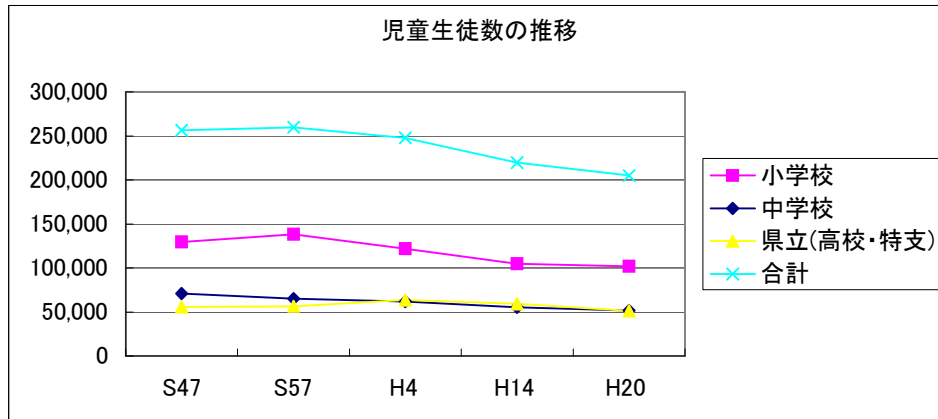
学校数・児童生徒数の推移

区分	学校数					在学者数						
	昭和47年	昭和57年	平成4年	平成14年	平成20年	昭和47年	昭和57年	平成4年	平成14年	平成20年		
小学校	国立	0	1	1	1	1	0	240	710	697	700	
	公立	241	258	272	280	281	129,188	137,479	120,418	103,357	100,529	
	私立	2	2	3	3	3	261	356	722	816	751	
	計	243	261	276	284	285	129,449	138,075	121,850	104,870	101,980	
中学校	国立	0	0	1	1	1	0	0	469	476	474	
	公立	148	148	163	166	157	71,111	65,118	59,947	53,090	49,040	
	私立	1	1	4	5	5	33	90	1,566	1,943	2,121	
	計	149	149	168	172	163	71,144	65,208	61,982	55,509	51,635	
高等学校	県立	全日	41	50	59	61	56	43,371	49,106	56,017	51,439	44,824
		定時	19	14	12	9	8	6,539	2,856	2,680	3,307	2,059
		計	41	51	60	62	64	49,910	51,962	58,697	54,746	46,883
	通信制	私立全日	4	5	4	4	5	4,987	2,624	3,608	3,022	2,573
		計	45	56	64	66	69	54,897	54,586	62,305	57,768	49,456
		(県立)	1	1	1	1	1	579	1,555	1,456	1,528	1,904
	(私立)	0	0	0	1	1	0	0	0	513	871	
	計	1	1	1	2	2	579	1,555	1,456	2,041	2,775	
特別支援 諸学校 (県立)	視覚障害	1	1	1	1	1	108	123	66	73	74	
	聴覚障害	1	4	1	1	1	263	362	45	67	81	
	知・肢・病	7	12	15	14	14	555	1,392	1,358	1,535	1,678	
	計	9	17	17	16	16	926	1,877	1,469	1,675	1,833	
幼稚園	公立	144	222	238	246	247	15,298	20,377	16,703	13,778	13,242	
	私立	23	34	36	38	35	2,660	3,935	4,414	3,686	3,894	
	計	167	256	274	284	282	17,958	24,312	21,117	17,464	17,136	
専修学校 各種学校			12	40	49	51		1,300	8,667	9,053	9,396	
			52	53	52	39		6,991	6,077	2,832	1,619	

※ 高等学校定時制、通信制には併置校が含まれるため、学校数については単純合計とは一致しない

資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-7



資料：沖縄県教育庁

(施策について)

【現状】

ア 学力向上対策等の推進

<学力向上対策について>

本県は、昭和63年から、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指し、児童生徒一人ひとりの学力を伸ばすという目標を掲げ、学校・家庭・地域が一体となった学力向上対策に取り組んできた。しかしながら、43年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査において、平成19年、20年の2年連続で全教科全国最下位という結果となった。[図表3-6-1-8]

このことは、沖縄の将来を担う人材を育成する観点からも深刻な問題であると捉え、本県では、「わかる授業」の構築と「基本的な生活習慣」の確立により児童生徒の「学ぶ意欲」を育むことを重要課題として掲げ、学力向上対策推進本部等を設置し、この問題への取り組みの強化を図っているところである。

また、小・中・高連携による進路指導については、校種間合同研修会等の実施や関係機関との連携による進路指導体制づくりに努めているところであり、平成20年度における高等学校等進学率は94.3%、大学等進学率は36.1%、新規高等学校卒業者の就職率は16.9%となっている。[図表3-6-1-2, 3, 4]

教員の資質の向上については、授業力向上のための実践的な研修や、ICT活用指導力向上のためのIT教育研修等各種研修会を実施している。

<心の教育について>

心の教育については、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育成するため、体験活動や読書活動などを通じた取り組みを行っている。自然環境との触れ合いや児童生徒同士の対話を重視した環境教育や、放課後、地域の大人たちと触れ合う放課後子ども教室の推進、子どもたちの積極的な読書活動の推進などを通じ児童生徒の豊かな情操を育てている。

一方で、いじめや不登校などの心の健康問題、性の逸脱行動や薬物乱用問題、生活習慣病等、幼児児童生徒の心身の健康は憂慮すべき状況にある。このため、教育相談に関する専門的な知識を有する児童生徒生活支援員や立ち直り支援コーディネーターを教育事務所へ、スクールカウンセラーを小・中・高等学校へ配置し、家庭訪問や電話により児童生徒、保護者の相談に応じるなど、適切な指導・援助を行うとともに、子どもの自立を促し、ひきこもりや不登校の回復を図ってきた。[図表3-6-1-9]

<たくましい体の育成について>

たくましい体の育成について、本県の児童生徒の発育状況を見ると、体位面では全国平均を若干下回り、疾病・異常では、う歯及び裸眼視力1.0未満の被患率がやや高い状況にある。このため、家庭や地域保健機関等と連携を図りながら、養護教諭の各種研修会の開催、保健室登校等の調査研究事業の実施により児童生徒の健康状態の向上に努めているところである。[図表3-6-1-10]

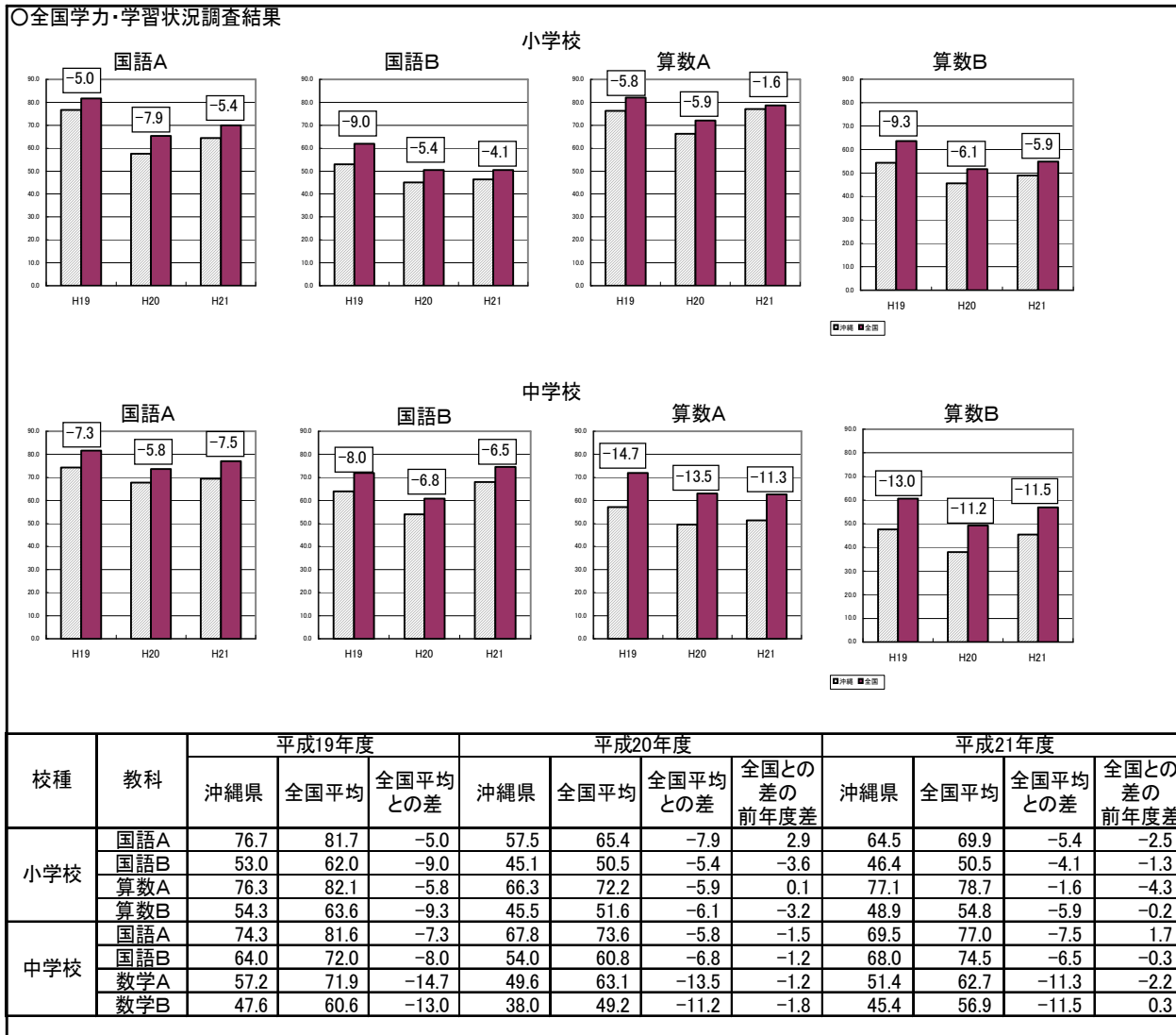
スポーツ活動の充実については、児童生徒の体力・運動能力の平均が全国水準よりやや低い状況にあることから、子どもの体力向上の総合的な計画を策定し、体育・スポーツ推進校の指定等諸事業の推進に努めている。また、子どもが運動の楽しさに触れるため、運動学習の進め方を主体的に考え、工夫する「めあて学習」や、いくつかの運動の

中から児童生徒がそのいずれかを選択できる「選択制授業」を推進しているところである。

また、全国高等学校総合体育大会については、「美ら島沖縄総体2010」の開催に向けて、平成16年度に競技力向上対策事業年次計画を策定し、選手の育成・強化に取り組んでいる。その成果として、平成20年5月に開催された県高校総体の個人種目181種目において強化選手の優勝が71種目、準優勝が61種目となっている。

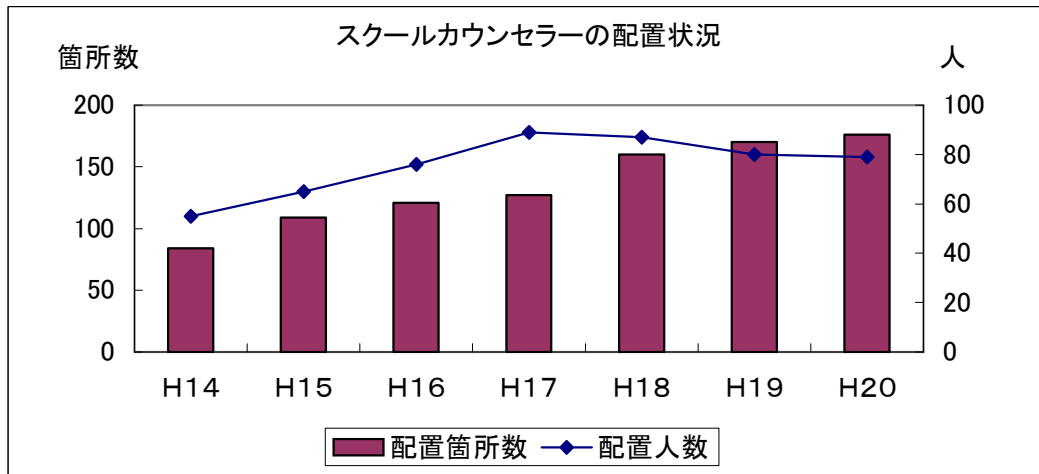
図表3-6-1-8

○全国学力・学習状況調査結果



資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-9



資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-10

○体力・運動能力テストの結果（全国平均を50点とする）

		H15	H16	H17	H18	H19	H20
小6	男子	48.6	48.3	48.3	48.7	48.9	49.0
	女子	48.2	48.1	48.4	48.9	48.0	48.2
	計	48.4	48.2	48.4	48.8	48.5	48.6
中3	男子	48.1	48.4	48.6	46.8	48.7	49.0
	女子	48.2	48.3	48.2	48.2	48.1	49.0
	計	48.2	48.4	48.4	47.5	48.4	49.0
高3	男子	46.7	46.9	47.0	47.7	47.9	48.3
	女子	47.0	46.7	47.1	48.9	48.5	47.8
	計	46.9	46.7	47.1	48.3	48.2	48.1

<調査内容>

- ・握力・状態起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン(中学校:持久走)
- ・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール投げ(中学校:ハンドボール投げ)

資料：沖縄県教育庁

イ 国際化、情報化等に対応した教育の推進

小学校における英語活動の導入については、中頭、島尻、宮古の各教育事務所にそれぞれ1名、八重山教育事務所に2名のネイティブスピーカーを配置し、中学校・高校においては2泊3日の英語キャンプを実施するなど、実践的な英語教育を推進してきた。

総合的かつ体験的な活動を重視した環境教育の推進については、総合的な学習の時間を中心に地域と連携を図りながら、地域づくり、社会貢献活動等の取り組みを総合的に推進している。また、沖縄県環境教育プログラムを作成し、環境教育モデル校での実践に活用している。

また、小・中学校において「夢にチャレンジ社会体験活動」を実施し、小・中・高校で職場見学・職場体験・就業体験（インターンシップ）を行うなど、働くことや社会を支えることの意義を学び、自己の将来の生き方を考えるような体験学習に取り組んできた。

ITの整備については、平成15年度までに全県立学校のネットワーク回線をIT教育センターに集約し、安全安心な高速インターネット環境を整備・維持している。また、県立学校においては、国の教育の情報化に関する計画等に基づく沖縄県の整備目標は平成17年度に達成し、平成18年度からは機器の更新及び国が新たに設定した指標へ向け整備を行っているところである。さらに、IT教育センターにおいて、平成19年度に「美ら島e-net」を、平成20年度に「沖縄県グローバル・エデュケーション・ネットワークシステム」を構築し、ITを活用した研修や遠隔学習の環境を整備するとともに、外国語教育指導者向けの専門研修や学習コンテンツの提供を推進している。[図表3-6-1-11]

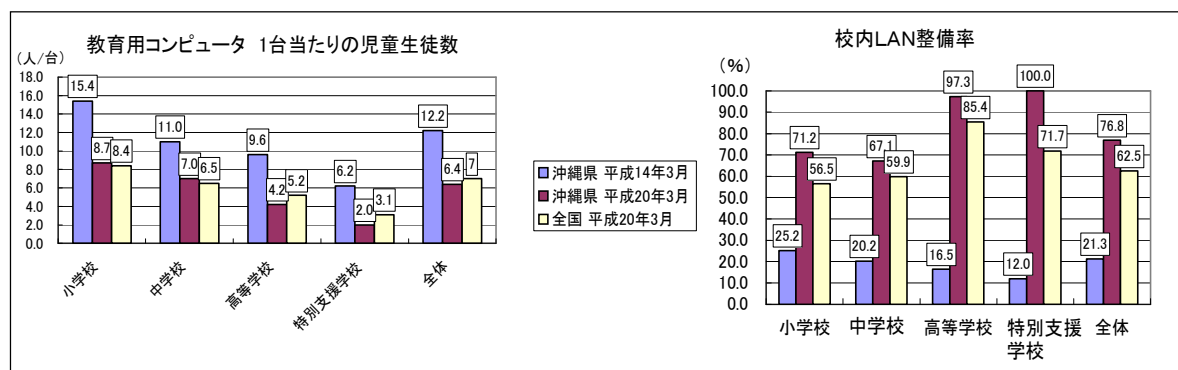
中高一貫教育の導入については、併設型では、入学志願率は平成19年度2.40倍、平成20年度1.89倍となっており、地域から学校設立の趣旨が理解され期待されている状況にある。また、連携型では、連携中学校から高校への志願率が50%から75%と、地域によって志願率が異なっているため、更なる連携の強化に向けて取り組みを進めている。[図表3-6-1-12]

職業教育については、国際化や情報化等の進展に加え、生徒の特性の多様化に対応するため、県立高校の編成整備計画が実施され、名護商工高等学校、宮古総合実業高等学校が創設された。一方産業技術教育センター及び専門高等学校においては、産業構造・就業構造の変化に対応した設備の整備や更新を継続して行い、専門的な知識や技術の向上に努めてきたところである。

特別支援教育については、児童生徒の障害の重度重複・多様化が進み、医療的ケアを必要とする児童生徒数や医療的ケア行為の頻度等が増加している。このため、特別支援学校に看護師を配置し、教育、医療、福祉の連携した体制づくりを行い、安全な学習環境を整備し、学校教育の条件整備を図っている。また、職業自立の推進を図るため、職業自立推進重点校を指定し、職業教育、進路指導の充実及び地域の労働、福祉等関係機関との連携を強化して、職業自立に向けて体制づくりを進めている。

図表3-6-1-11

〇ICT環境の整備



資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態に関する調査」平成19年度

図表3-6-1-12

中高一貫教育の入学志願状況

No	区分	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
		志願者数	志願率	志願者数	志願率	志願者数	志願率	志願者数	志願率	志願者数	志願率
1	併設型入学志願状況	-	-	-	-	-	-	192	2.4	151	1.89
2	連携中学から高校への志願状況	178	0.89	249	0.78	210	0.66	217	0.68	209	0.65

資料：沖縄県教育庁

ウ 魅力ある学校づくりの推進

県立学校の編成整備については、国際化、情報化等社会の急速な変化に対応するとともに、生徒の特性の多様化に適切に対処し魅力ある学校づくりを推進するため、中高一貫教育校、総合学科、情報教育中心校、総合実業高等学校等、新たなタイプの学校の編成整備を実施してきた。

老朽校舎の改築等学校の施設整備については、コンクリート細骨材への塩分濃度規制がなかった昭和52年以前の校舎や新耐震基準が施行された昭和56年以前の校舎が多く、老朽化が進んでいる。[図表3-6-1-13, 14]

開かれた学校づくりについては、家庭や地域と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図るため、学校評議員制度を導入し、地域と一体となった学校運営を進めている。また、平成20年度より学校の教育活動に地域の様々な住民が関わる学校支援地域本部事業を実施し、地域ボランティアが学習支援や街頭における安全指導、部活動指導などに関わることにより、地域の教育力の向上を図っている。

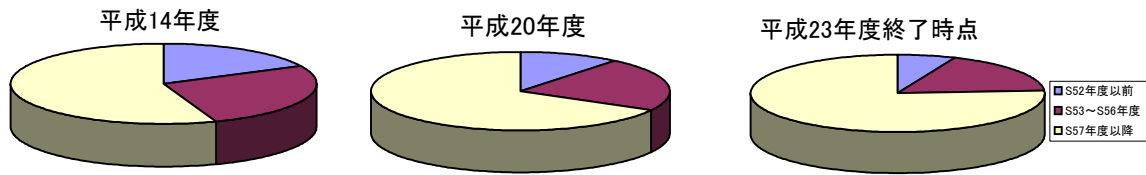
本県の私立学校は、平成20年5月1日現在118校（休校中20校を除く）で、内訳は高等学校5校（休校中1校を除く）、中学校5校、小学校3校、幼稚園35園、専修学校48校（休校中の2校を除く）、各種学校22校（休校中の17校を除く）となっている。

私立学校については、建学の精神に基づき特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献するとともに、本県の学校教育の充実・発展に重要な役割を果たしている。特に、大学への進学やスポーツ等における全国的な活躍等大きな成果を挙げている。このような私立学校の特性と役割を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、私学助成等を通じ、その振興を図っている。

フリースクールについては、その規模や活動内容が多様である。県内には不登校児童生徒の支援や様々な教育活動を目的とするフリースクールが14施設程度ある。その他、学校教育では対処できない課題について、その対応を担っている。

図表3-6-1-13

公立小中学校建築年度別保有面積(H20.5.1時点)



		S52年度以前		S53～S56年度		S57年度以降		計	
小中学校	平成14年度	365,279	17.75%	548,291	26.64%	1,144,255	55.61%	2,057,825	100.00%
	平成20年度	225,377	10.72%	472,121	22.41%	1,409,388	66.89%	2,106,886	100.00%
	平成23年度終了時点	136,452	6.48%	369,721	17.55%	1,600,713	75.98%	2,106,886	100.00%

資料：沖縄県教育庁

図表3-6-1-14

平成21年度予算ベースで推移した場合の老朽校舎面積

○県立学校

	H21	H23
S56年度以前建築校舎保有面積(m ²)	207,019	173,295
S56年度以前建築校舎保有率(%)	23.1%	19.4%

○市町村立学校

	H21	H23
S56年度以前建築校舎保有面積(m ²)	659,024	582,076
S56年度以前建築校舎保有率(%)	31.3%	27.6%

資料：沖縄県教育庁

【課題及び対策】

ア 学力向上対策等の推進

<学力向上対策について>

学力向上のためには、幼児児童生徒一人一人が学びを楽しみ、高める「わかる授業」の構築と、規則正しい生活リズムや朝食の摂取などの「基本的な生活習慣」の確立を図る必要がある。これにより、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」、さらには「人と関わる力」などの「生きる力」を身に付けさせることが重要である。

このため、「わかる授業」の構築には、教員の授業力を向上させるため、教員の表現力やコミュニケーション能力の育成を図るとともに、各種研修会の実施や支援体制の構築及び計画・実施・評価のマネジメントサイクルに基づいた実効性のある対策を充実させることが必要である。同時に、幼児児童生徒の学習に対する目的意識を醸成するため、職業や社会、経済等の仕組みについて、食育や消費活動など身近な体験を通じて理解できるように取り組みの充実を図り、さらに、全ての学習の基礎となる読解力の向上を図るため、読書活動を充実させる必要がある。

また、「基本的な生活習慣」の形成には、家庭における学習習慣、読書習慣及び生活習慣の形成など、学校・家庭・地域が一体となって取り組む必要がある。特に、大人が率先して自らの生活習慣を改善していくことが重要である。また、さまざまな理由により、規則正しい生活習慣の確立が難しい家庭に対しては、地域で支えることができる仕組みの構築を検討する必要がある。

教員の資質の向上については、初任者研修を始め、情報通信社会の進展に対応するためのIT教育研修等各種研修を実施しているが、子どもを理解する力や実践的指導力、使命感を養い、幼児児童生徒の多様なニーズやグローバル化の進展に伴う国際社会の変化等に適切に対応できる教育を展開するため、さらなる研修内容の充実強化を図るなど積極的に取り組んでいく必要がある。また、教員が幼児児童生徒とじっくりと向き合い、力を発揮するゆとりがもてるよう教員を支えていく仕組みの構築について、検討する必要がある。

進路指導については、進路情報の収集と活用、進路指導体制等の充実強化を図るとともに、学校と家庭及び関係機関との一層の連携強化を推進する必要がある。また、進学における学費等について、奨学金制度などを拡充することにより、低所得家庭における生徒も進学が可能となるよう取り組む必要がある。

<心の教育について>

心の教育については、幼児児童生徒の豊かな心を育成するため、学校、家庭、地域が一体となった体験活動や読書活動などを推進していく必要がある。また、人との関わりを通して、幼児児童生徒がさまざまな気づきや共感を得ていくことが重要であり、表現力やコミュニケーション能力を育成する必要がある。さらに、教員や保護者など地域の大人たちが幼児児童生徒とともに活動することによって、子どもたちの輝きや成長に接し、正しく「ほめる」など、子どもたちの自尊感情を高めることが大切である。特に、人格形成の基礎となる幼児期において、道徳性を養うことや基本的な生活習慣の形成、周囲の大人たちが、幼児とじっくり向き合うことにより長所や個性を認めることなど、幼児教育の充実を図る必要がある。

また、不登校やいじめなどに対しては、幼児児童生徒の実態に即した対応を図るため、学校、教育委員会、関係機関・団体等で構成するサポートチームや地域の関係機関によるネットワークなどにより対策を講じる必要がある。

<たくましい体の育成について>

幼児児童生徒の身体における健康上の問題は年々多様化している。このため、教師、学校三師(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)、福祉部門等の関係機関が連携し対処するとともに、効果的に対応するため情報の共有化と関係者の資質の向上を図る必要がある。

たくましい体の育成及びスポーツ活動の充実については、食育推進体制の整備や専門職員の配置を適切に進めるとともに、地域ボランティアの活用等地域と一体となった取り組みを推進する必要がある。

イ 国際化、情報化等に対応した教育の推進

国際化、情報化等に対応した教育の推進については、外国語活動が小学校に導入されることを踏まえ、小・中学校合同研修会の実施等により小学校と中学校の円滑な連携を図り、外国語教育を充実する必要がある。

総合的かつ体験的な活動を重視した環境教育の推進については、環境問題に対して主体的に関わることが大切である。このため、幼児児童生徒自ら課題を発見し、周囲の人たちとともに解決策について考え、行動するというプロセスを重視した取り組みを進めるとともに、地域との連携を一層強化する必要がある。

情報化については、インターネットや携帯電話の普及により社会にあふれる膨大な情報から、幼児児童生徒が必要かつ正しい情報を収集し、活用する能力を得られるよう努

める必要がある。

ITの整備については、全ての学校において必要とする機器及び設備の充実に努める。また、今後とも予想される情報通信技術の進展に適切に対応できるようネットワークの維持継続を図るとともに、設備の老朽化、高度化など環境的な変化に柔軟に対応できるよう、新たなシステムの構築を検討する必要がある。また、携帯電話やインターネットなどの急速な発展により、幼児児童生徒がトラブルに巻き込まれるなどの被害を予防するため、情報モラルや有害情報などへの対策を講じていく必要がある。

中高一貫教育については、6年間の一貫した教育内容をより充実していく必要がある。このため、中学校及び高等学校における関係者の連携強化を促進するとともに、相互乗り入れ授業等の実施により、教育内容等の一貫性の強化を図る必要がある。

職業教育については、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校での就業体験など、発達段階に応じたキャリア教育を推進し、早い段階から勤労観や職業観を育成する必要がある。また、技術革新の目覚ましい産業現場の需要に適切に対応できる教育を推進するため、産業教育センター及び専門高校における設備の更新整備に努める必要がある。

特別支援教育については、幼児児童生徒の障害の重度重複・多様化に伴う看護師の適切な配置、教師と看護師の連携協働体制の確立を図るとともに、労働・福祉等関係機関との一層の連携強化を図りつつ、障害者の自立支援施策を進めていく必要がある。

ウ 魅力ある学校づくりの推進

県立学校の編成整備については、保護者や地域等関係者の理解が得られるよう努めるとともに、時代の変化を的確に捉え、社会的ニーズに合った施設整備を推進する必要がある。

学校施設の整備については、県及び市町村において、昭和56年以前に建築された老朽校舎が多くあり、特に財政状況の厳しい市町村において、耐震化が遅れている。安全な教育環境を確保するため、全ての建物の耐震化に向け計画的に整備を行う必要がある。

開かれた学校づくりについては、学校運営への地域の関わりを深めるため、学校評議員の確保に努める。また、学校における教育活動に地域が関わる機会を拡充し、家庭や地域の教育力を向上していくため、学校と家庭、地域の連携をさらに強化することが重要である。このため、地域や学校ごとの状況に即した学校の主体的な取り組みを推進し、家庭や地域のボランティア等が学校運営に参画しやすい環境を整備する必要がある。

私立学校等の運営については、少子化の進行による就学人口の減少や社会情勢の変化等により学校経営は厳しい状況にある。また、校舎の老朽化に伴う改築については、国庫補助の対象となっていないことから、教育環境の整備等を含め、経営努力等、学校運営への対応が求められている。

フリースクールについては、公の学校教育では対処することができない分野における幼児児童生徒への対応を引き続き担っていくことができるよう取り組むとともに、フリ

一スクールに通う幼児児童生徒が、在籍校へ復帰することができるよう、学校と連携を強化し、幼児児童生徒を適切にサポートしていく必要がある。

(制度について)

【主要な関連制度】

学校施設の整備に係る高率補助（沖縄振興特別措置法第105条）

本県の財弱な財政基盤においては有効に機能しており、平成24年度以降においても継続する必要がある。

【課題及び今後の方向性】

耐震化を図るための補強事業及び老朽化対策としての大規模改造事業へも高率補助の適用が必要である。

(2) 高等教育の推進

(施策について)

【現状】

県内の大学においては、建学の精神や理念に基づき本県の学術振興、地域への貢献、国際交流の推進、多様化する社会に対応する柔軟な人材の育成に努めているほか、学部・学科の新設や統合、研究施設の新設や充実強化を図り、教育・研究機関として積極的に展開している。

平成14年10月に開学した沖縄工業高等専門学校は、実験・実習・演習を重視した実践的な技術教育や創造性あふれる実践的技術者の養成のためカリキュラム等の充実を図り、人材の育成に努めている。

さらに、平成21年4月には、本科5年間の教育課程の上に、2年間のより高度な専門的知識と技術及び研究能力を教授する場として、『専攻科』を設置し、確かな技術力と専門性の高い創造性あふれる実践的な技術者として、広く世界に羽ばたく人材の育成に取り組んでいる。

平成21年3月に第1回の卒業式が挙行政され、147名の卒業生を輩出している。

琉球大学は、本県における高等教育の中心的役割を担う国立大学として、「自由平等、寛容平和」を理念とし、真理の探究と地域や国際社会への貢献を目指し学術の振興に努めている。

沖縄の抱える地理的・文化的・政治的特殊性を法曹教育の面で活かし、社会の多様化に対応できる感覚と国際的視野を持った法曹人を育成することを目的として、平成16年4月に大学院法務研究科を設置したほか、国際社会を舞台に観光産業と地域産業の振興に貢献できる人材の育成を図るため、平成20年4月に観光産業科学部を設置した。

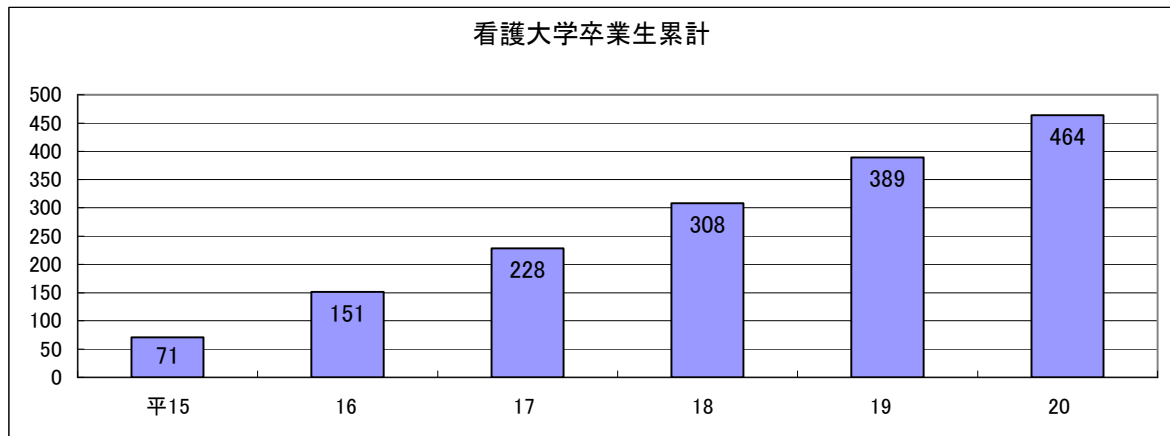
また、国際社会への貢献や、アジアの国々との学術や教育の交流のために留学生を受け入れ、沖縄並びにアジア太平洋島嶼における台風、地震等の自然災害の軽減のため島嶼防災研究センターを設置し、防災科学技術研究の推進に取り組んでいる。

さらに、地域社会への貢献のため、産学官連携推進機構を設置し、民間との共同研究や特許出願及び活用の支援を行っている。

県立芸術大学においては、沖縄固有の風土によって培われた個性的な文化芸術の伝統を受け継ぎ、国際的に活躍できる人材の育成に取り組んでいる。美術工芸学部や音楽学部等、2学部3学科9専攻及び大学院3研究科を設置するなど、開学以来23年間に学部卒業生が1,921人、学院卒業生457人を輩出している。

県立看護大学においては、平成16年度に大学院を開設し、高度な専門知識を有する看護職員の養成・確保を図っている。[図表3-6-2-1]

図表3-6-2-1



資料：沖縄県福祉保健部

また、県内の各私立大学においては、時代のニーズに応じた学部・学科の新設、大学院の設置のほか、大学の持つ独自性を活かした地域に貢献する大学づくりを進めている。

なお、平成6年に私立大学として開学した名桜大学は、平成22年4月に公立大学法人名桜大学として新たにスタートした。

専修学校等は、職業や社会生活に直接役立つ専門知識を身につけるための実践的な教育機関として、医療・福祉分野、保育・幼児教育をはじめ、ITや観光関連等、産業社会の動きやニーズに即応した学科やコースを備え、専門的なカリキュラムの充実により、即戦力として活躍できる人材の育成に取り組んでいる。

【課題及び対策】

高等教育の推進については、本県の振興発展に資するとともに、国際社会において活躍する人材の育成や新産業の創出、既存産業の活性化等を図るため、国公立大学等において、引き続き教育研究体制及び施設・設備の充実強化を促進するとともに、本県の地域特性を活かした、農業、医療、環境等に関する研究、地域社会に貢献し、アジア諸国をはじめとする国際交流の拡大を図る必要がある。

全国的な少子化に伴う学生の確保について、人材の育成や学校経営等への観点から引き続き取り組んでいく必要がある。

県立看護大学においては、創意工夫を活かした機動的で柔軟な運営を可能にするため、公立大学法人化に向けて検討が必要である。

(3) 産業や地域社会を担う人づくり

(施策について)

【現状】

観光人材については、平成18年度に沖縄コンベンションビューロー内に設置された観光人材育成センターを活用した、観光産業従事者、リーダークラスに対する各種研修や観光タクシー乗務員の資格認定事業が実施され、観光人材の育成を推進している。[図表3-6-3-1]

また、外国人観光客の受入体制を強化し、沖縄観光の魅力を正しく発信するため、平成19年度より外国語でガイドが可能な地域限定通訳案内士制度を活用してガイドの育成を行っている。平成21年12月現在で、英語・中国語・韓国語を合わせ49名が登録され、本県の観光地、文化、自然、歴史を伝えていく観光ガイドとして活動している。

さらに、将来の観光産業の将来を担うことが期待される高度観光人材を育成するため、海外観光大学院への留学を推進する取り組みが、平成21年度から始まっている。

情報通信産業分野については、県外から本県への企業進出(平成21年1月現在196社)や既存企業等の事業規模拡大により多くの人材需要が発生するとともに、情報化の進展による情報技術の高度化・多様化に伴い、IT人材に求められる技術要件も高くなる。

このため、大学生、高専生、高校生などに対してIT業界の仕事の内容や魅力を伝えていく活動のほか、平成18年設立の沖縄IT人材育成協議会により、情報産業の持続的発展に必要なプロジェクトマネージャーやブリッジSE等の高度IT人材の育成が進められている。また、雇用創出効果の高いコールセンター産業に対して優秀な人材の育成・供給を図るため、オペレーター等の養成講座が実施されている。[図表3-6-3-2]

新事業創出に不可欠な経営人材については、(財)沖縄県産業振興公社が、平成20年度まで沖縄ビジネススクール講座を実施し、多くの人材の育成を図ってきた。また、国内外の先進企業・研究機関への研修生派遣を継続的に実施しており、市場競争力の強化に必要な専門技術、経営、販売・サービス等のスキルを身につけた中核人材等の育成を行っている。[図表3-6-3-3]

農林水産業については、県内8つの高等学校において、基礎的な知識及び技術の習得と問題解決能力の育成を図るとともに、バイオテクノロジー等の先端技術や経営及び流通部門に関する教育内容の充実に努めている。平成20年度における県内農業関係高校全卒業者に占める割合として、就農率は0.1%(1名)、県立農業大学校等の農業自営者養成を目的とする学校への進学率は3.1%(22名)、専門性を生かした大学等への進学率は8.1%(57名)となっている。また、JA、農業生産法人、食品製造、造園など、農業関連産業への就業率は9.7%(69名)である。また、水産業については、漁業関係への就職者は0名で、商船、食品製造関係等へは19名が就職している。

また、本県における農業従事者は、従事者の高齢化、担い手不足等により減少傾向にある。

このため、県においては新規就農総合対策として、多様な後継者の育成に向け、新規就業者の育成・確保、他業種からの新規参入支援、就農相談窓口の設置や農業大学校及び先進農家等における実践的研修などを実施し、就農定着に向けた支援体制の整備を行っている。

これらの取り組みを受け、新規就農者については、平成13年度の60名から平成19年度

は88名、また、農業大学校卒業者に占める就農率は平成16年度の24.3%(9人)から平成20年度は64.9%(24人)となっている。[図表3-6-3-4]

経営感覚に優れた担い手育成のため、地域の実情に即した効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や農業生産法人等の育成に取り組んでおり、年々その数は増加している。また、認定農業者等に対しては、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助金の導入など施策の集中化・重点化を図っているところである。

子どもが科学技術と親しむ機会の提供については、12市町村、45小学校、230学級の5・6年生を対象に理科支援員を配置し、理科の授業における観察・実験の充実を図っている。また、専門的な知識をもった外部人材を特別講師として活用し、発展的な授業を展開している。高等学校においては、現在、「沖縄県科学教育連絡会」を立ち上げ、理系の学科・コースの生徒を対象とした科学技術に親しむ機会の拡大について検討している。

地域での幅広い分野を担う人材については、地域福祉ボランティア活動を促進する「沖縄県ボランティアセンター」が沖縄県社会福祉協議会に設置されており、福祉教育の推進、ボランティアコーディネーターなどの養成研修、広報・啓発活動などを実施している。また、市民による幅広い社会貢献活動を支援するため、沖縄県NPO法人プラザにおいて、法人等の設立相談や情報発信等を実施し、キャリア教育支援、学習支援、IT・金融人材育成、語学研修支援、地域活性化など幅広い分野で担い手として活動しているNPO法人のサポートに取り組んでいる。加えて、これらの団体の活動促進のため、「沖縄県NPO活動促進のための基本指針」や「沖縄県NPOとの協働指針」の策定し、行政との連携などの環境整備に取り組んでいる。

福祉人材の育成については、介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護支援専門員研修の開催による専門員の養成及び資質の向上、地域包括支援センター職員や介護認定委員などの研修を実施し、介護サービスの充実に必要な人材の確保に努めている。

保健医療従事者の養成・確保については、医学生や研修医に対する修学資金の貸与、自治医科大学への学生の派遣、県立病院における医学臨床研修の充実による医師の確保、看護師及び看護教員の養成、離職した看護師の再就業への支援、就業していない助産師への就業支援など様々な対策を行っている。また、看護師の養成体制の整備として、民間看護師養成所の運営費・施設整備費の助成を行っている。[図表3-6-3-5, 6, 7]

県内大学、高等専門学校及び専修学校等においては、ITや観光関連等、産業や地域社会のニーズに対応した学科やコースを備え、専門性を持った人材の育成を図っている。また、高等学校教育においては、教科指導における基礎的な内容を重視するとともに、生徒一人ひとりの能力、適正等に応じた多様な教育内容の充実に努めている。

伝統文化の担い手については、県立芸術大学において2学部3学科9専攻及び大学院3研究科を設置するなど、国際的に活躍できる人材の育成に取り組んでいる。

国際人材交流については、JICA沖縄国際センターが、技術習得のほか交流を通じた相互理解、友好親善に資することを目的に、開発途上国の行政官や技術者の受け入れを行っている。また、本県の振興を担う国際性に富んだ創造性豊かな人材を育成するため、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団は、留学生派遣事業を実施している。帰国後は、

高校生のほとんどが大学へ進学し、卒業後は公務員、医師、報道関係者、教員等として活躍している。大学生・社会人は、知識と経験を生かして研究又は職務に貢献している。

【課題及び対策】

観光人材については、引き続き、受講する企業の業種や希望等に一部対応した研修の実施を促進することが必要である。また、観光関連産業従事者への語学教育は、早急な取り組みが必要である。

情報通信関連産業分野については、一定程度の人材の育成が図られてきたが、企業集積によるシナジー効果及び新事業の創出、付加価値の高い開発案件等を県内企業が請け負っていくためには、高度な知識と技術力を身につけた人材をいかに専門的かつ継続的に輩出していくことができるか、その方策について検討する必要がある。

また、情報通信技術の活用による新たな付加価値創出や内発型産業の確立のためには、競争力のある多数の人材を必要とすることから、IT単科大学などの高等教育機関の設置に向けた検討を行っていかねばならない。

経営人材の育成は、未だ十分ではない状況である。産業人材に対する事業者の需要について再度の調査と分析を行い、経営能力・専門技術の習得に取り組む従業員等と所属企業の希望に一部対応できる講座の開設などを検討し、経営人材等の育成を強化する必要がある。また、中小・零細企業においては、人手不足や資金面での不足から、人材育成講座や派遣研修等に従業員を参加させることが難しく、必要な人材も集まらないことが課題となっている。このため、中小・零細企業の実情に即した人材育成の支援方法を検討する必要がある。

農林水産業については、目的意識を持った意欲のある生徒の入学を促進するため、体験入学の実施等中学校との連携強化に努めるとともに、産業社会の変化に対応した教育を展開するため、高度情報処理やバイオテクノロジー等先端技術に関する研修の充実に努め、教職員の資質向上を図る必要がある。また、卒業後の進路拡大を図る観点から関連産業の発展形成を推進する必要がある。

また、農業従事者の高齢化、新規就農者が少ないこと等により、農業の担い手が不足している。このため、新規就農者及び中途参入者の掘り起こし活動の強化等、就農促進及び就農サポート活動の強化を徹底する必要がある。また、就農希望者の就農に際しては、農地の確保が大きな課題となっていることから、土地行政を中心的に担う市町村、農業委員会との連携が重要である。

科学技術と親しむ機会の提供については、魅力ある学習内容の構築を図るとともに、指導者の資質向上及び確保に努める必要がある。

社会参加活動の推進については、NPO等の安定した組織体制の構築を図るなど、継続的かつ活発な活動ができるような環境を整備する必要がある。また、NPOをはじめとした県民と行政との協働による新たなパートナーシップの構築に取り組む必要がある。

保健医療従事者の養成・確保については、医療提供体制の根幹をなす医師・看護師は着実に増加しているが、圏域や診療科における偏在、病院勤務医の過重労働、女性医師・

看護師の離職等が課題である。看護師については、「第6次沖縄県看護職需給見通し」において毎年約700人の不足が見込まれており、離職者の再就労支援、就業者が働き続けることのできる職場づくりの支援などの強化が求められている。

県立芸術大学は、沖縄の伝統文化を受け継ぐ多様な人材を輩出しているが、その人材が活躍できる場が少ないなど課題となっている。

本県の振興を図る上で、国際性に富んだ創造性豊かな人材を育成することは、極めて重要な課題である。このため、留学生派遣事業の安定的な継続に向け関係機関との連携強化を図る必要がある。

図表3-6-3-1

観光人材育成センターの主な人材育成事業

受講研修名		平成18年度		平成19年度		平成20年度		累計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
観光基礎セミナー	接遇・マナー	75	1,581	77	2,691	64	1,787	216	6,059
	歴史・文化	50	814	69	1,601	72	1,369	191	3,784
観光マネジメントセミナー（県内研修）		1	40	1	42	1	36	3	118
観光マネジメントセミナー（県外研修）		0	0	1	15	1	15	2	30

資料：沖縄県観光商工部

図表3-6-3-2

情報通信産業に係る人材育成の指標

項目	平成12年度 (実績)	平成18年度 (実績)	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
IT高度人材育成数	—	3,529人	4,212人	3,800人	6,000人
コールセンター業務に係る技術者等の取得者数	2,562人	8,370人	8,761人	8,100人	9,800人

資料：沖縄県観光商工部

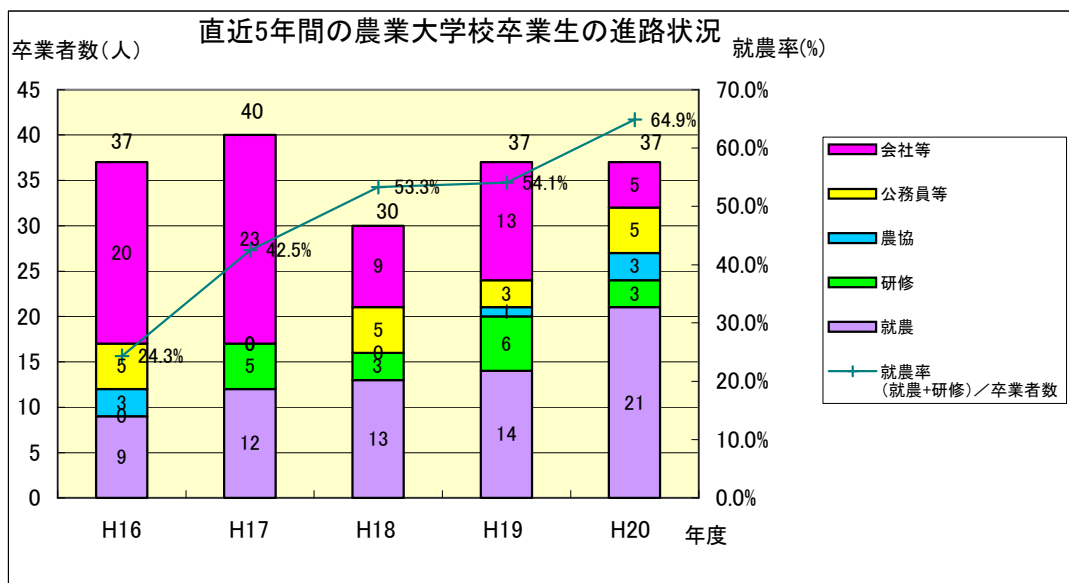
図表3-6-3-3

産業人材育成の指標

[再掲]	平成13年度	平成18年度	平成19年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
経営人材講座受講者数	—	1,604人	1,966人	2,559人	4,959人
金融人材育成講座受講者数	—	1,993人	2,214人	1,841人	2,721人
国内外研修派遣者数	363人	1,313人	1,318人	2,429人	3,969人

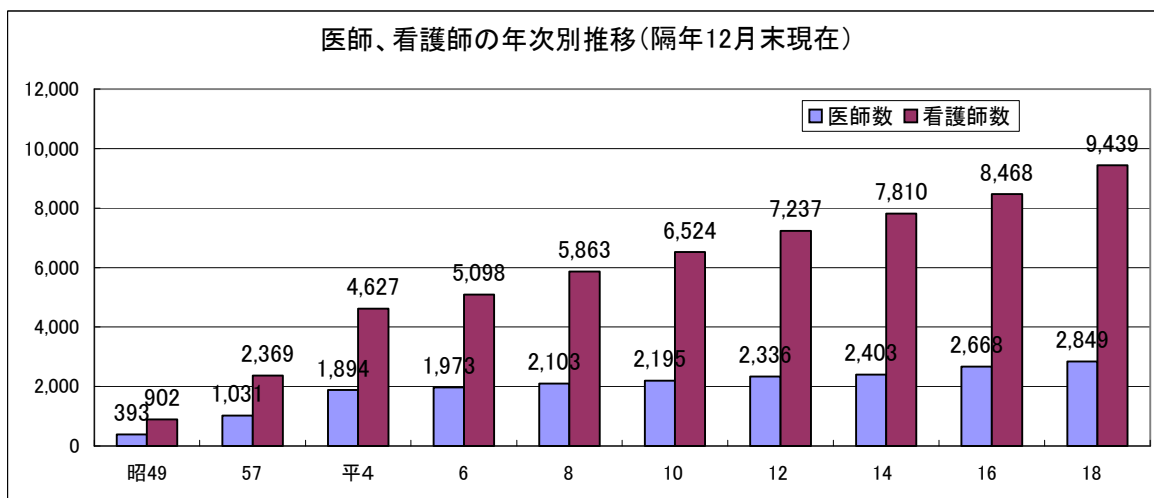
資料：沖縄県観光商工部

図表3-6-3-4 (再掲)



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農林水産業」（平成21年3月）

図表3-6-3-5 (再掲)



資料：沖縄県福祉保健部

図表3-6-3-6 (再掲)

介護員養成研修修了者数

単位:人

区分	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	19年度 末合計
介護職員基礎研修 修了者																	125	125
訪問介護員1級課程 修了者数	15	0	12	16	22	17	11	76	84	105	105	159	141	97	53	22	10	945
訪問介護員2級課程 修了者数	0	0	23	118	148	218	455	603	1,559	1,349	1,040	1,157	2,770	2,779	2,088	1,404	1,212	16,923
訪問介護員3級課程 修了者数	0	110	162	203	421	359	552	773	1,714	558	300	300	262	144	102	61	55	6,076
各年度計	15	110	197	337	591	594	1,018	1,452	3,357	2,012	1,445	1,616	3,173	3,020	2,243	1,487	1,402	24,069

資料：沖縄県福祉保健部

図表3-6-3-7 (再掲)

本県の介護福祉士登録者数合計

20年度末現在数

年度	養成施設 2年	養成施設 1年	保育士と 養成施設1年	養成施設 合計	国家試験 合格者	合 計	増加数
1	0	0	4	4	9	13	13
2	6	1	6	13	25	38	25
3	12	1	83	96	46	142	104
4	62	3	121	186	112	298	156
5	160	4	166	330	154	484	186
6	231	5	166	402	204	606	122
7	384	6	227	617	272	889	283
8	504	6	270	780	348	1,128	239
9	620	6	309	935	456	1,391	263
10	630	6	310	946	649	1,595	204
11	836	6	349	1,191	866	2,057	462
12	1,014	6	392	1,412	1,145	2,557	500
13	1,217	7	446	1,670	1,408	3,078	521
14	1,339	6	448	1,793	1,692	3,485	407
15	1,531	6	495	2,032	1,953	3,985	500
16	1,676	7	497	2,180	2,287	4,467	482
17	1,927	10	551	2,488	2,643	5,131	664
18	2,167	10	575	2,752	3,191	5,943	812
19	2,401	9	587	2,997	3,820	6,817	874
20	2,580	8	600	3,188	4,576	7,764	947

介護福祉士になるには、養成施設卒業後、又は国家試験合格後、介護福祉士登録申請書を厚生労働大臣あて申請し、認められた場合、介護福祉士として登録される。
※平成5年度より介護福祉士等修学資金制度スタート、貸付はH17年度で一旦停止。

資料：沖縄県福祉保健部

(4) 潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成

(施策について)

【現状】

県では、生涯学習を総合行政として推進するため、生涯学習推進本部の機能強化を図り、生涯学習を所管する関係部局間の連携・協力の強化と全庁的な推進体制の整備・充実に推進するとともに、多様化、高度化する県民の学習ニーズや生活圏の拡大に伴う学習活動の広域化に対応するため、平成16年に生涯学習推進センターを開設した。

当該推進センターは、講座を企画し県民に広く学習機会を提供する「おきなわ県民カレッジ」と、国・県・市町村が持っている生涯学習情報を、インターネットを通して広く県民へ提供する「生涯学習情報提供システム」の2つの機能を備えている。

「おきなわ県民カレッジ」においては、平成17年の開校以来、入学者が増加しており、潤いと生きがいのある生涯学習社会の形成に寄与している。

また、「生涯学習情報提供システム」においては、県民がいつでもどこでも学ぶことができるよう、生涯学習に関する情報を体系的に整理し県民に提供している。アクセス件数は増加傾向にあり（アクセス件数 平成18年度：21,261件、平成19年度：25,146件、平成20年度：36,744件）、だれでも自主的に学ぶことができる生涯学習社会の形成を進めている。

リカレント教育及び学校開放講座については、県民の生涯学習に資するため、高等学校、専修学校及び各種学校が有する優れた人材と施設・設備を地域に開放し、学習の機会を提供している。

社会教育施設については、県立図書館において約60万冊（平成20年度）の蔵書を整備しているほか、市町村立図書館は22市町村に34館（平成21年度）設置されている。また、市町村立図書館との蔵書相互貸借や一括貸出、ホームページ上から県内公立図書館の蔵書検索が行える「横断型総合目録システム」の整備など、サービスの充実に努めている。

[図表3-6-4-1, 2, 3]

一方、地域における生涯学習の拠点施設となる公民館については、33市町村に93館（平成21年度）設置されており、地域特性を生かした各種講座を開催し学習機会の提供を行うとともに、研修会を通して公民館活動関係者の資質の向上を図り、生涯学習の振興、及び地域の活性化に繋げている。[図表3-6-4-4]

子どもの読書活動の充実のため、「沖縄県子どもの読書活動推進計画」（H21.3第二次計画策定）を策定し、家庭・地域・学校が連携した読書環境の整備について方向性を示すとともに、「沖縄県子どもの読書活動推進会議」を開催し、子どもの読書活動推進の方策や連携・協力のあり方、県民への広報・啓発等についての協議を行っている。

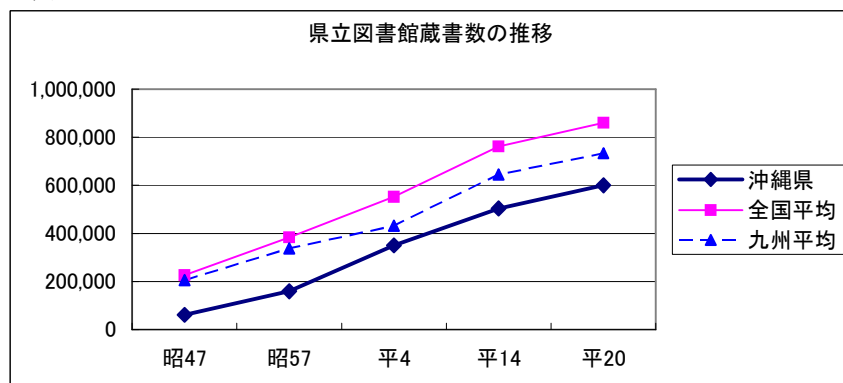
また、「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催し、広く県民に子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、読書活動の普及・啓発を進めている。

市町村の読書活動推進計画については、平成20年度までに8市町村が策定しており、家庭・地域・学校が連携した子どもの読書活動の充実に推進している。

地域や家庭における教育の推進については、市町村やPTA連合会、婦人連合会などの社会教育関係団体が行う各種研修会を支援し、社会教育関係者の資質の向上に努める

とともに、学校や家庭等との連携強化を図っている。また、視聴覚教材を活用した学習効果の向上にも取り組んでいる。

図表3-6-4-1



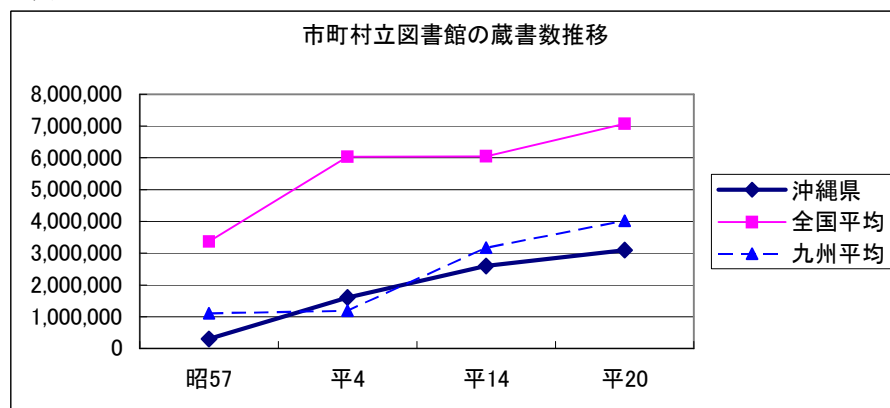
県立図書館の整備状況

区分	面積 (㎡)	蔵書数 (冊)				
		昭47	昭57	平4	平14	平20
本館	6,842	33,484	99,185	245,400	375,310	442,330
宮古分館	639	13,443	33,010	56,278	66,365	76,862
八重山分館	344	14,285	28,064	48,864	62,203	81,449
合計	7,825	61,212	160,259	350,542	503,878	600,641
蔵書数比較	全国平均	226,000	384,000	552,000	762,000	861,000
	対全国	27.1%	41.7%	63.5%	66.1%	69.8%
	九州平均	205,710	338,000	432,286	646,000	734,000
	対九州	29.8%	47.4%	81.1%	78.0%	81.8%

※ 本館は、昭和58年度に図書収容能力70万冊の近代的機能を備えた新館として建設された。

資料：沖縄県教育庁

図表3-6-4-2



市町村立図書館の整備状況

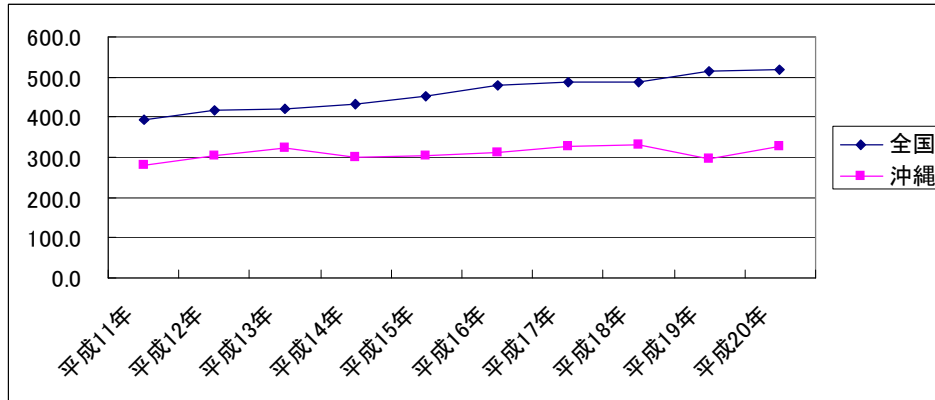
区分	昭47	昭57	平4	平14	平20	
施設数	沖縄県	1	6	20	25	32
	全国平均		28.3	41.3	56.9	64.8
	対全国		21.2%	48.4%	43.9%	49.4%
	九州平均		19.3	20.0	34.9	44.3
	対九州		31.1%	100.0%	71.6%	72.2%
蔵書数	沖縄県		302,000	1,604,000	2,598,000	3,096,000
	全国平均		3,372,723	6,029,893	6,047,766	7,074,723
	対全国		9.0%	26.6%	43.0%	43.8%
	九州平均		1,104,375	1,186,625	3,174,875	4,024,375
	対九州		27.3%	135.2%	81.8%	76.9%

資料：沖縄県教育庁

図表3-6-4-3

人口百人当館外個人貸出数の推移(10年間:1999年～2008年)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全国	394.0	415.4	422.0	432.1	451.4	481.1	486.4	487.2	515.3	516.7
沖縄	279.8	305.6	321.5	300.5	305.4	310.1	326.8	332.7	297.8	326.8



※(社)日本図書館協会「日本の図書館」統計資料による:私立図書館は含まず

資料: 沖縄県教育庁

図表3-6-4-4

公民館の整備状況

単位	昭47	昭57	平4	平14	平20	
設置市町村	2	32	40	44	33	
施設数	3	50	67	97	93	
施設数比較	全国平均	90	350	380	382	339
	対全国	3.3%	14.3%	17.6%	25.4%	27.4%
	九州平均	148	219	245	274	226
対九州	2.0%	22.8%	27.3%	35.4%	41.2%	

※平14から平20の設置市町村数の減少は、合併による。

資料: 沖縄県教育庁

【課題及び対策】

潤いと生きがいのある生涯学習社会を形成するためには、市町村や関係機関との連携強化を図り、魅力ある講座の企画開設や生涯学習に関する情報の収集及び県民への情報発信を一層進めていく必要がある。また、魅力ある講座を提供するためには、各種研修会を通して社会教育関係者の資質の向上を図り、地域に開かれた公民館活動の展開を押し進めていく必要がある。

さらに効果的に学習を進められるよう、視聴覚ライブラリーを積極的に活用するため、学習ニーズの高い教材や機材を整備し、生涯学習情報提供システムなどを活用した広報活動を通して利用拡大を図る必要がある。

県立及び市町村立図書館については、蔵書数を徐々に増やしているものの、全国平均と比較し低い水準にとどまっている。また、県民百人あたりの公立図書館における個人貸出数から見る図書館の利用状況は、全国と比較し低い状況にある。このため、生涯学習を広める観点からも、読書活動の重要性の周知啓発を図るとともに、利用状況を踏まえつつ図書を充実する必要がある。

生涯学習の基礎となる子どもの読書活動の推進については、市町村等関係機関及び家庭・地域との連携を強化し社会全体で取り組んでいく必要がある。

また、地方分権が進む流れの中で、今後は、地域の課題解決に向け、自らの役割を考え、積極的に行動することができる人材を育成する必要がある。このため、引き続き社会教育指導者の育成や資質の向上を図るとともに、学校、地域、家庭の連携強化を促進する必要がある。

(5) スポーツの振興と青少年の健全育成

(施策について)

【現状】

県では、県民のだれもが、心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることができるよう生涯スポーツ社会の実現を推進してきた。

県民が身近な地域においてスポーツに親しめる環境を整備するため、平成20年度における総合型地域スポーツクラブは25市町村で33クラブが活動している。また、学校体育施設の開放状況は、小学校65.4%、中学校64.9%、県立学校16.1%、全体で54.9%となっている。

社会体育指導者の確保については、スポーツ・レクリエーション指導者の紹介サービスとして、沖縄県スポーツリーダーバンクを整備しており、平成20年度では、800名余りの登録指導者がいる。また、スポーツ活動指導者講習会や体育指導委員研究大会、体育指導委員研修会などを行い、指導者の資質向上に取り組んでいる。

競技スポーツの振興については、(財)沖縄県体育協会を中心に各競技団体の充実・強化を図るとともに、全国及び国際的に活躍できるトップアスリートを組織的・計画的に育成し、競技力の向上を図っている。近年では、ゴルフ、野球、サッカー、バスケットボールなどの競技において、多くの県出身選手が世界、国内のトップレベルで活躍している。

また、平成22年度全国高校総体の本県開催に向け、平成16年度に競技力向上対策事業年度計画を策定し、小学生スポーツ教室、中学生強化練習会や指導者養成事業に取り組んでいる。さらに、平成19年には、平成22年度全国高校総体競技力向上推進本部を設置するとともに、全国高校総体の競技会場となる奥武山水泳プールや県総合運動公園陸上競技場等の整備を進めている。

本県の社会体育施設の整備状況は、全国と比較すると陸上競技場、多目的運動広場を除き立ち後れており、特に、水泳プール、野球場、体育館の整備が後れているが、現在、奥武山水泳プールや奥武山野球場の整備を進めているところである。[図表3-6-5-1, 2]

空手・古武道の普及・発展のため、毎年教職員を対象に講習会等を開催し、指導者として養成しており、授業や学校行事にも空手を導入している高等学校もある。

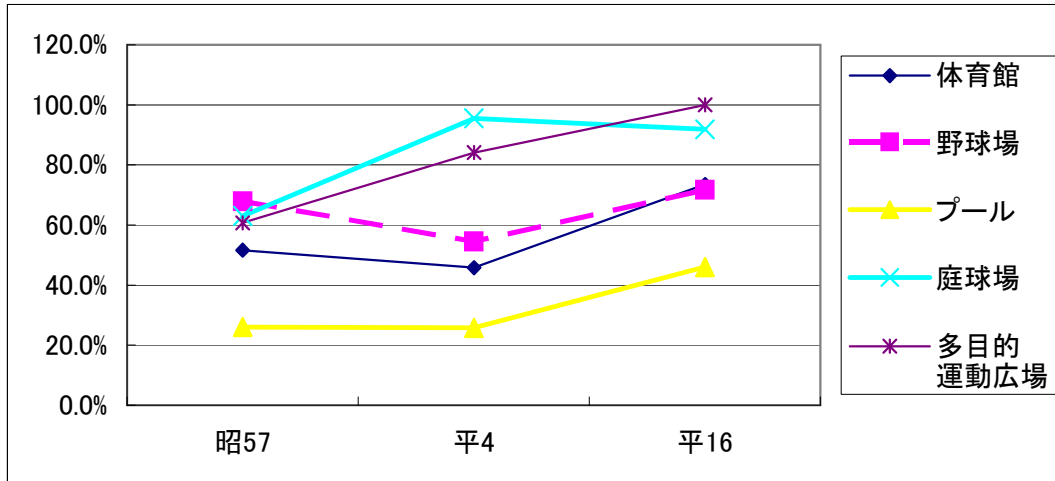
青少年育成のための環境づくりについては、学校の余裕教室の利用やPTA及び地域住民の参画を得て、ボランティアや自然体験活動などを行うなど、家庭、学校、地域の連携を図っている。また、学校支援地域本部事業の実施により、平成20年度実績で、のべ2万人近くの地域ボランティアが学習支援や街頭における安全指導、部活動指導などに関わっており、児童生徒が地域住民と関わる機会の拡充を図っている。このほか、家庭教育カウンセリング研修会等の各種研修会を通して地域指導者の養成を図るとともに、巡回相談や各種講演会などを行うことにより、家庭教育機能の強化を図っている。

また、「生きる力」の養成のためにも、各種体験活動の機会の拡充と内容の充実が求められており、青少年教育施設の果たす役割はますます大きくなっている。このため、さらに青少年の体験活動等を推進するため、青少年教育施設(名護・石川・糸満・玉城・宮古・石垣)の充実に努めている。また、集団宿泊生活や自然体験活動及びスポーツの取り組みなどを通じて自主性や社会性、協調性を高め、心身共に健全な青少年の育成を

図っている。

少年の非行は、大人の生活習慣、特に夜型社会が深夜はいかいなどの少年の非行等に影響していると考えられる。現在、非行防止については、市町村において、PTAや学校、警察、青少年育成団体などが連携して毎月第3金曜日（少年を守る日）に夜間街頭指導を実施している。

図表3-6-5-1
社会体育施設の整備状況



資料：沖縄県教育庁

図表3-6-5-2 社会体育施設の10万人当たり箇所数の対全国比推移

区分	沖縄県					全国平均				対全国比				
	昭47	昭57	平4	平16	平20	昭47	昭57	平4	平16	昭47	昭57	平4	平16	
体育館	箇所数	2	18	33	68	62		77	151	184		23.4%	21.9%	37.0%
	10万人当たり箇所数	0.2	1.6	2.7	5	4.5		3.1	5.9	6.8		51.6%	45.8%	73.5%
陸上競技場	箇所数	3	14	22	41	38		14	16	22		100.0%	137.5%	186.4%
	10万人当たり箇所数	0.3	1.2	1.8	3.0	2.8		0.6	0.6	0.8		200.0%	300.0%	375.0%
野球場 (フットボール場含む)	箇所数	6	21	30	52	47		71	111	145		29.6%	27.0%	35.9%
	10万人当たり箇所数	0.6	1.9	2.4	3.8	3.4		2.8	4.4	5.3		67.9%	54.5%	71.7%
プール	箇所数	4	7	11	23	26		58	89	101		12.1%	12.4%	22.8%
	10万人当たり箇所数	0.4	0.6	0.9	1.7	1.9		2.3	3.5	3.7		26.1%	25.7%	45.9%
庭球場	箇所数	1	19	52	61	63		67	113	134		28.4%	46.0%	45.5%
	10万人当たり箇所数	0.1	1.7	4.2	4.5	4.6		2.7	4.4	4.9		63.0%	95.5%	91.8%
多目的運動広場	箇所数	1	19	65	91	112		70	160	181		27.1%	40.6%	50.3%
	10万人当たり箇所数	0.1	1.7	5.3	6.7	8.2		2.8	6.3	6.7		60.7%	84.1%	100.0%

※ 沖縄県の箇所数は、公共スポーツ施設要覧（体育・スポーツ施設現況調査報告書）より抜粋
 ※ 全国平均の昭和57年分は公共スポーツ施設要覧59年分、平成4年分は同要覧平成2年分から抜粋
 （ただし、多目的運動広場の160は、同要覧にある201が8年度194との整合性がないので、59年から62年までの増加数を参考に推計した。）

資料：沖縄県教育庁

【課題及び対策】

生涯スポーツ社会の実現のためには、総合型地域スポーツクラブの設置や県立学校の体育施設開放校数を増やす必要がある。このため、総合型地域スポーツクラブの未設置市町村への啓発活動を行うとともに、体育施設開放校を増やすため、県立学校関係機関との連携を図る必要がある。また、県スポーツリーダーバンクの登録者を増やし、地域スポーツの振興を図る必要がある。

競技スポーツについては、スポーツ全体の振興を図る観点からも、小学生から一般まで、一貫した指導システムの確立を図り、トップレベルの選手を育成するよう努める。また、企業及びクラブチームとの連携強化を図り、トップレベル競技者が県内に定着するよう取り組む必要がある。

競技力の向上及び県民のスポーツへの関心を高めるため、全国規模の大会を本県で開催できる環境整備に努める。

空手・古武道については、世界各国から沖縄の武道として認知されつつある。このため、高等学校における授業に取り入れるなどの取り組みにより、さらなる普及・発展に努める必要がある。

青少年の健全育成については、「地域の子は地域で育てる」ことを基本姿勢とし、学校、家庭、地域が互いに支えあい、連帯感の醸成を図る必要がある。また、現代の子ども達が、他者、社会、自然環境との関わりを体験することにより、生きる知恵と社会性を身に付けられるよう、人格の形成をサポートしていく必要がある。加えて、子どもの拠り所となる居場所づくりが必要である。

青少年教育施設については、主催事業や受入事業等における創意工夫を生かした取り組みを推進する必要がある。

少年の非行問題については、夜型社会の影響がその要因として大きいため、少年への対応のみならず、大人的生活習慣を見直し、社会全体を取り巻く環境を改善していく必要がある。

(6) 豊かな感性を育む文化の振興

(施策について)

【現状】

ア 芸術・文化の振興

沖縄は古くは中国や東南アジア諸国との交易を通じて多くの文化を吸収し調和させ、独自の文化を形成してきた。またさまざまな歴史を経験する中で幾多の困難を克服し、さらに個性豊かな自己の文化を発展させてきた。

こうした独自性のある沖縄の歴史文化を基礎に、県民の多様な文化活動を促進し、世界に誇れる文化の薫りに溢れた沖縄の実現を目指し取り組んでいる。

平成16年1月に開場した「国立劇場おきなわ」や平成19年11月に開館した「県立博物館・美術館」により、文化芸術の鑑賞の場及び歴史と伝統文化を発信する拠点施設の整備充実が進展したほか、沖縄伝統芸能の公開普及を推進するため、組踊特別鑑賞会の全国公演を実施し、県内外において沖縄芸能への理解と関心に高まりをみせている。

また、県内児童生徒の沖縄伝統芸能に対する理解を深めるため、児童生徒の組踊鑑賞会を実施しているほか、国内外で活躍する芸術家や芸術団体を招聘し、音楽、演劇等優れた芸術文化を児童生徒へ提供するなど、次代を担う児童生徒の芸術鑑賞機会の拡充に取り組んでいる。

さらに、県民の文化芸術活動を奨励するため、美術等の展示部門と伝統芸能等の舞台部門を網羅した沖縄県芸術文化祭を毎年開催し、県民の文化芸術活動への参加及び文化芸術の創造に努めてきた。

県内各地には、命どう宝(生命尊重と平和の希求)、ユイマール(相互扶助・連帯)、イチヤリバチョーデー(友好・親善)など県内外から沖縄の良さと認識される精神文化が息づいており、また地域ごとに残されている固有の言葉や伝統行事などは、本県文化の多様性を形成している。

この中で、加えて、沖縄各地域で受け継がれてきた言葉であり、地域に根ざした文化の基盤である「しまくとぅば」を次世代へ継承していくため、毎年9月18日を「しまくとぅばの日」とする条例を制定するなどの取り組みを行っている。

イ 文化財の保護と活用

沖縄の伝統芸能や工芸、建造物、史跡など優れた文化財を県民のかけがえのない財産として保存、継承、活用を図るため、文化財としての指定の推進に取り組んでいる。[図表3-6-6-1]

また、史跡名勝の整備については、発掘調査結果や古写真等の文献資料の詳細な検討を整備委員会で行うとともに、文化庁の指導・助言も受けながら進めている。

世界遺産である「琉球王国のグスク及び関連遺産群」については、既に整備が終了している座喜味城跡、識名園、園比屋武御嶽石門、玉陵、斎場御嶽では、郷土史学習や祭りなどのイベントへの活用が図られている。また、首里城跡については国が、今帰仁城跡、勝連城跡、中城城跡については所在市町村が保存整備を進めている。世界遺産の周辺整備として、それぞれの遺跡に案内表示板や散策路、観光案内所等を平成18年度までに整備した。

本県の歴史・文化を理解するうえで欠くことのできない資料である新沖縄県史と、琉球王国の外交文書であり歴史資料の原典となる歴代宝案の編集を進めており、完成後は歴史研究及び学校教育において活用する。

平成16年1月に開場した国立劇場おきなわの入館者総数は、平成19年度で約55,000人、平成20年度で約54,000人となっており、目標値である年間50,000人を上回っている。同劇場では、沖縄伝統芸能の自主公演や組踊伝承者の養成研修等を行っている。

基地内埋蔵文化財の調査については、県と宜野湾市が普天間飛行場内で、名護市がキャンプ・シュワブ内での分布調査等を実施し、文化財分布状況の把握に努めている。

戦災文化財の復元整備については、円覚寺跡の保存修理事業として、境内を囲む石牆（せきしょう）の保存修理、検出遺構の平面修景、三門の復元を中心とした歴史的・文化的整備を進めている。

海外に流出した文化財の調査については、米国やヨーロッパの博物館・美術館などや中国の故宮博物院において、これら海外に存在する沖縄関連文化財の所在や保存状況等の調査・把握に努めてきた。平成20年には県立博物館・美術館で故宮特別展を開催した。

埋蔵文化財センターにおいては、開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査の実施、埋蔵文化財に関連する文化講座、体験学習等による学校教育への活用、出土品の保管・活用、常設展示や企画展示等による埋蔵文化財の公開を中心に、埋蔵文化財に関連する情報を発信し文化財保護思想の普及啓発に努めている。

図表3-6-6-1
文化財指定状況(平成21年5月1日現在)

単位：件

種 類	国 指 定			県指定	市町村指定	合計		
	国宝・特別	指定等	小計					
有形文化財	建 造 物	0	20	20	20	31	71	
	絵 画	0	0	0	8	4	12	
	彫 刻	0	0	0	11	6	17	
	工 芸 品	0	3	3	52	49	104	
	書 跡	0	0	0	4	6	10	
	古文書・典籍	0	3	3	11	57	71	
	考 古 資 料	0	2	2	0	0	2	
	歴 史 資 料	1	2	3	4	29	36	
無 形 文化財	芸 能	0	4	4	8	3	15	
	工 芸 技 術	0	6	6	5	2	13	
	空手・古武術	0	0	0	1	0	1	
	口 承 文 芸	0	0	0	0	1	1	
民 俗 文化財	有 形	0	0	0	18	113	131	
	無 形	0	9	9	6	181	196	
記 念 物	史 跡	0	32	32	55	283	370	
	名 勝	1	7	8	11	18	37	
	天 然 記 念 物	動 物	5	17	22	16	5	43
		植 物	0	18	18	28	87	133
		地 質	0	2	2	6	17	25
		天然保護区	0	3	3	2	8	13
	小計	5	40	45	52	117	214	
伝統的建造物群	0	2	2	0	0	2		
選定保存技術	0	4	4	0	0	4		
記録選択無形民俗文化財	0	18	18	3	0	21		
記録選択無形文化財	0	1	1	0	0	1		
登録有形文化財(建造物)	0	70	70	0	0	70		
登録有形民俗文化財	0	1	1	0	0	1		
登録記念物(名勝地関係)	0	1	1	0	0	1		
合 計	7	225	232	269	900	1,401		

資料：沖縄県教育庁

【課題及び対策】

ア 芸術・文化の振興

沖縄の伝統文化のうち、これまでの歴史の中で消滅してしまったものや、現代において異なった価値や捉え方をされている文化資源も少なくないため、それらを沖縄文化創造の源として本来の価値を認識し、復元・伝承するなど沖縄伝統文化の再評価に取り組む必要がある。

伝統芸能については、伝統技能の継承と後継者の育成が課題となっている。このため、県内の芸術家や団体が活躍できる機会を確保するとともに、県立芸術大学の活用を含め、長期的な戦略のもと継承者の育成が必要であるほか、次代を担う幼児児童生徒に芸術鑑賞機会を提供するとともに、それぞれの成り立ちや意味を伝えていくことが重要である。

国内外の優れた文化芸術を県民が鑑賞できる機会の拡充を図り、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりに取り組むほか、沖縄独自の文化の保存や継承、発展を図るため、芸術文化創造活動を支える仕組みづくりに取り組むとともに、伝統文

化を産業振興に生かす取り組みを戦略的に展開する必要がある。

県立博物館・美術館については、年間の入館者総数の目標である50万人に対し、開館2年で100万人を突破し、順調な滑り出しとなっている。今後は、さらに県民に親しまれる文化施設及び児童生徒の文化教育施設となるよう、企画展示等の充実に努める必要がある。

地域ごとに受け継がれる言葉や伝統行事などの地域文化の継承は、地域住民が誇りや愛着をもつ上で、重要な課題である。このため、小中学校において総合的な学習の時間などを活用し、体験等を通じて幼児児童生徒に伝えていくと同時に、市町村や学校、NPOなど、地域を支える様々な主体が連携し、地域住民に対し、地域文化について学習する機会を提供していく必要がある。その際、その成り立ちや意味を伝えていくため、沖縄や地域の歴史を踏まえることが重要である。

「しまくとぅば」は郷土に対するアイデンティティを確立させるものであり、沖縄文化の根源となるものであるが、その語り手が減少しており、保存継承が重要課題となっている。このため、学校や家庭、地域が連携し、子ども達に伝えていく必要がある。

イ 文化財の保護と活用

文化財の指定については、県民のかけがえのない財産として、今後も保存、継承していくため、関係機関の連携を密にし、取り組んでいく必要がある。

琉球王国のグスク及び関連遺産群については、世界遺産への登録以降、観光客等の来場者数の急激な上昇により、散策路等に傷みが生じている箇所もある。このため、重要な歴史遺産としての保存と観光資源としての活用の両面を適切に調整する必要がある。

新沖縄県史と歴代宝案については、編集活動を進めるとともに、県民に広く啓発し、歴史教育に活用する必要がある。

基地内埋蔵文化財調査については、稼働している基地内のため十分な調査が困難である。そのため米軍当局を含む関係機関との連携を密にし、取り組む必要がある。

戦災文化財の復元整備については、これまでの円覚寺の発掘調査の成果等を踏まえつつ、今後とも計画的な整備を進めていく必要がある。

在外文化財調査については、一定の成果を得るまでに相当の期間が必要となる。その調査を進めていくためには、本県から流出した文化財について、その大切さについて周知を図り、県民の理解を深める必要がある。

埋蔵文化財の発掘調査については、大規模基地の返還等に伴い、発掘調査量が急増することが見込まれる。基地跡地の円滑な利活用のためにも、将来的な調査量を見据えて、埋蔵文化財センターの体制強化を図るとともに大規模な発掘調査に備え、関係機関と調整していく必要がある。

7 持続的発展を支える基盤づくり

(1) 交通体系の整備

(施策について)

【現状】

数多くの離島で構成され、本土から遠距離にある本県の地理的条件を克服するとともに、県民生活の向上と産業経済の発展を実現するため交通体系の整備は不可欠である。

これまで、道路、港湾、空港等について積極的に整備を進めた結果、施設整備面での本土との格差は着実に縮小している。

本県の陸・海・空の各交通施策を効率的、機能的に整備し、交通ネットワークの拡充を図るために、平成13年度に本県の総合交通体系のビジョンを示した「沖縄県総合交通体系基本計画」を策定し、各施策実現のために取り組んでいる。

ア 空港

空港整備については、国が管理する那覇空港の他、県が管理する12空港が設置され、県民、観光客等の足として地域の活性化及び本県経済の発展にも重要な役割を果たしている。平成19年度までに完了した主なプロジェクトとしては、新多良間空港の開港（平成15年度）、与那国空港滑走路延長（平成18年度）、石垣空港CIQ（税関・出入国管理・検疫）施設の供用（平成18年度）があげられる。現在、推進している主な空港整備事業としては、那覇空港（国）、新石垣空港（県：平成24年度供用開始予定）がある。

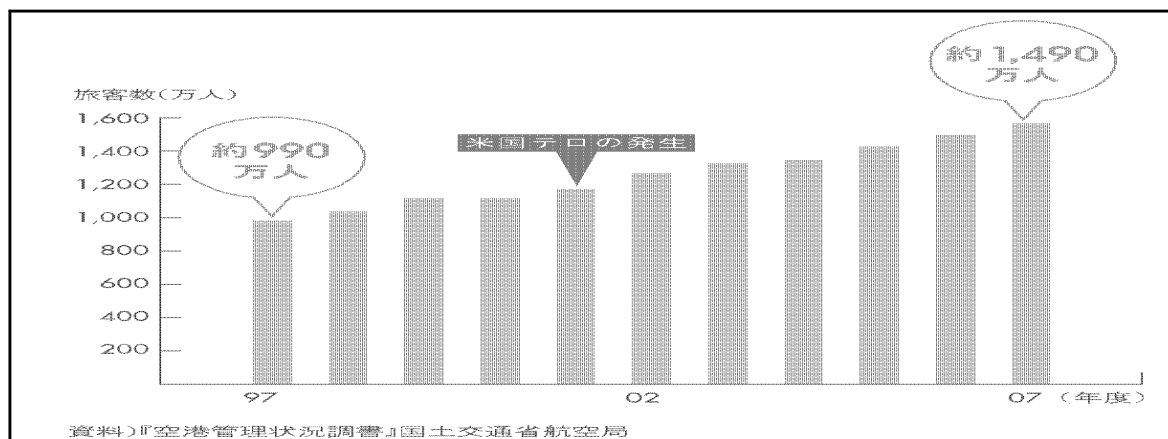
<那覇空港>

本県空港の中核を担う那覇空港については、将来の需要に適切に対応するとともに、本県の持続的振興発展に寄与しうるよう、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性が発揮できるよう整備を図る必要がある。

このため国と県では、パブリックインボルブメント（PI：住民参画の手法）での県民等の意見を踏まえ、平成21年8月に、二本目の滑走路を整備するための、具体的な施設配置等の計画案を策定した。

今後は事業主体である国において、環境アセスメントや調査・設計等を実施する予定となっている。

図表 3-7-1-1 那覇空港年間旅客数の推移（国内+国際）



資料 国土交通省航空局「空港管理状況調書」

また、同空港は、平成20年10月に国が策定した「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」に基づき、老朽化した国際線ビルの新設、現行の旅客ターミナルの拡張整備が進められる予定となっている。

国際航空物流拠点の形成を推進するため、旧国内線旅客ターミナル地区に新貨物ターミナルビルが建設され、平成21年10月の供用開始と同時に、新貨物ターミナルを拠点とする国際貨物ハブ事業が開始される等、国際航空物流拠点の形成に向けた取り組みが本格化している。

<石垣空港>

現石垣空港については、乗降客数及び貨物量とも平成20年度の利用実績が全国地方管理空港（旧第三種空港）の中で、トップクラスであり、今後も利用度は増大するものと見込まれている。これに対応するため、現在、滑走路が1,500mのまま暫定的に小型ジェット機を就航させている。しかし、滑走路が短いため、安定運行の見地から航空機に大幅な重量制限を課さざるを得ず、農水産物の積み残し等、八重山圏域の産業振興の制約となっている。

また、市街地化が進む現空港周辺地域においては、航空機騒音問題を解消し、住環境及び教育環境を良好なものに回復させる必要がある。これらの課題等を解消すると同時に、今後増大が見込まれる航空需要に対応し八重山圏域の振興発展を図るため、中型ジェット機が就航可能な2,000mの滑走路を有する新空港の整備を進めている。

<伊平屋空港>

伊平屋・伊是名地域においては、島民の暮らしを専ら海上交通に依存しているため、伊平屋空港建設による航空交通の確保に向けて、早期に事業化が図られるよう官民で合意形成を進めている。

<その他空港>

滑走路の短い（800m以下）離島空港では、これまで、定期路線として就航していた小型プロペラ機の撤退により、安定的な航空路の確保が困難な状況にある。

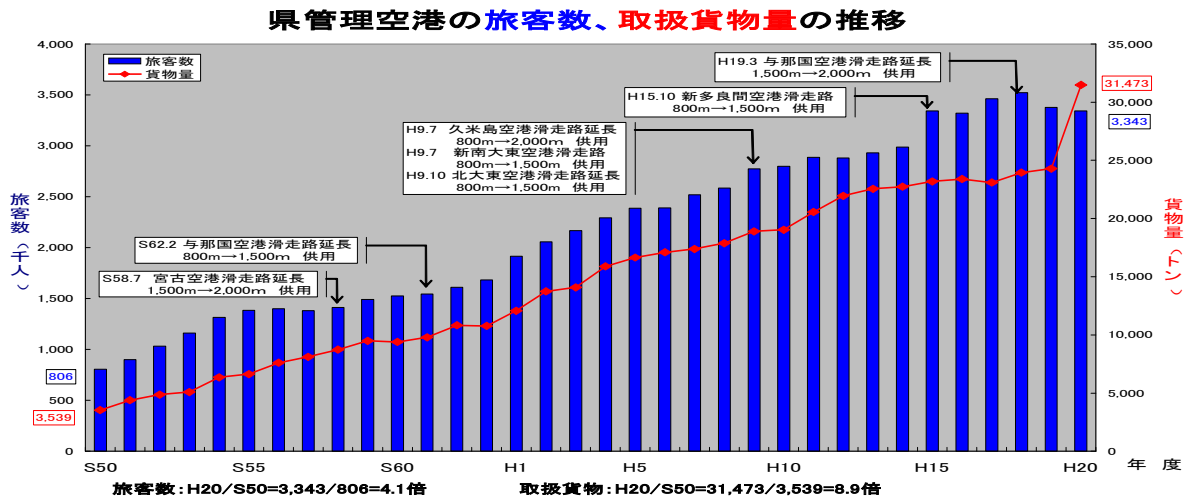
粟国村においては、プロペラ機の大型化による航空路の安定化に向けて、粟国空港滑走路延長の事業化が図られるよう、合意形成が進められている。

本県の離島を発着する航空路線は、平成21年10月現在 18路線（県外路線8路線、県内路線10路線）が就航しており、平成13年の22路線（県外路線8路線、県内路線14路線）から減少している。

その一方、航空旅客数については、近年の沖縄ブームの影響もあり、平成20年度は334万3千人となっており、平成13年度の293万2千人に比べ14%増となっている。

県内離島路線については、那覇－石垣間等の一部路線については、観光客の増加等に伴い旅客数が増加している。一方、生活路線とされる多くの県内離島路線は利用客が減少しており、平成18年には那覇－慶良間間、平成19年には石垣－波照間間、平成21年には那覇－粟国間の定期路線が運休している。

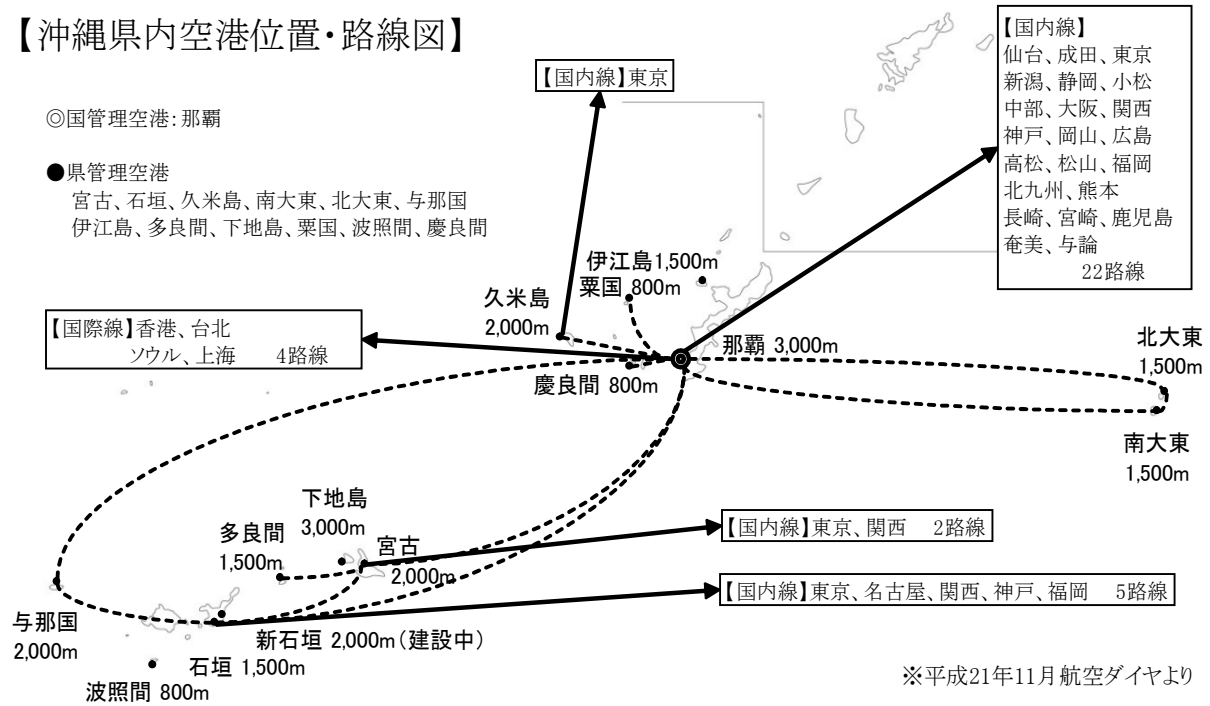
図表 3-7-1-2 県管理空港の旅客数、取扱貨物量の推移



資料：沖縄県土木建築部

図表 3-7-1-3 沖縄県内空港位置・路線図

【沖縄県内空港位置・路線図】



資料：沖縄県土木建築部空港課

図表 3-7-1-4 県内空港の概況

空港名	設置管理者	種別	指定年月日	滑走路 (m)	ターミナルビル (㎡)	駐車場 (㎡)	乗降客数 (人)		
							H11	H20	増減
那覇	国土交通大臣	国管理空港	S47.5.15	3000×45	96,325	49,887	11,372,916	14,907,178	3,534,262
宮古	沖縄県知事	地方管理空港	S48.2.27	2000×45	9,245	37,600	996,588	1,077,571	80,983
石垣	"	"	"	1500×45	3,386	13,913	1,409,083	1,845,317	436,234
久米島	"	"	"	2000×45	4,917	27,700	280,237	247,655	△ 32,582
与那国	"	"	"	2000×45	1,398	2,033	67,329	79,800	12,471
南大東	"	"	"	1500×45	911	3,010	38,699	35,170	△ 3,529
多良間	"	"	"	1500×45	989	1,750	36,734	30,018	△ 6,716
伊江島	"	"	S49.2.8	1500×45	504	1,300	236	56	△ 180
波照間	"	"	S50.3.14	800×25	166	1,000	5,848	1,544	△ 4,304
粟国	"	"	S51.3.26	"	253	1,000	30,837	10,910	△ 19,927
北大東	"	"	S52.3.18	1500×45	715	2,390	12,847	14,965	2,118
下地島	"	"	S54.7.24	3000×60	200	2,390	0	0	0
慶良間	"	"	H4.11.26	800×25	372	1,332	9,350	217	△ 9,133

資料：沖縄県土木建築部

イ 港湾

島しょ県である本県において港湾は、物流輸送を支える産業振興基盤として、また、国内外との交流拠点として重要な役割を果たしている。平成21年現在、重要港湾として那覇港、中城湾港、平良港、石垣港、金武湾港及び運天港の6港、地方港湾として35港（避難港2港）の合計41港が指定されている。

これまで、海上交通の安全性・安定性の確保のため防波堤などの外郭施設、岸壁などの係留施設、泊地などの水域施設や緑地帯など観光リゾート地にふさわしい施設整備を推進し、産業及び生活に係る諸機能が調和した質の高い港湾整備が進められている。

平成20年の本県における全体の港湾取扱貨物量は約2,799万トン（うち外貿約602万トン、内貿約2,197万トン）となっており、平成14年の約3,096万トン（うち外貿約842万トン、内貿約2,254万トン）からやや減少しているが、那覇港については、増加傾向にある。

<那覇港>

那覇港は、本県の社会経済活動を支える重要港湾であり、アジア・太平洋地域の結節点に位置する地理的特性を活かした我が国の南の海の玄関口、国際物流・交流拠点としての役割が期待されている。また、那覇港は、国際クルーズ船が多数寄港する日本有数のクルーズ寄港地であるが、大型クルーズ船に対応した専用岸壁がなかったため、暫定的に貨物岸壁を利用し貨物船との競合が生じていた。そのため、国際クルーズ船に対応した新たな旅客船バースの整備に取り組み、平成21年9月に暫定供用を開始している。

また、国際物流拠点の形成を目指し、船舶の大型化等、多様化する物流ニーズに応えるため、コンテナ貨物に対応した港湾施設を備えた県内初の国際コンテナターミナルの整備が進められており、今後、国際物流関連産業の集積を促進することとしている。さらに物流の効率化を図るため、那覇港と那覇空港を結ぶ臨港道路空港線（沈埋トンネル）の整備も進められている。

<中城湾港>

中城湾港は、勝連半島から知念半島にまたがる重要港湾であり、新港地区、泡瀬地区及び西原・与那原地区を中心に整備が進められている。

新港地区については、流通機能と生産機能を併せ持つ流通加工港湾として全埋立面積

393haの土地造成が完了している。今後は、既に供用されている西ふ頭に加え、東ふ頭の早期供用を図っていく。

泡瀬地区については、埋立区域の南側に位置する人工海浜の整備を進めており、平成18年より海上工事に着手し、平成20年度までに突堤等約340mの整備が完了している。

しかし、現在は、平成21年10月に確定した住民訴訟の控訴審判決を踏まえ工事等を中断しており、現在、沖縄市において土地利用計画を見直し中である。

マリンタウンプロジェクト西原与那原地区については、南部東海岸域の活力を取り戻し、海辺のアメニティ豊かなまちづくりを推進するため、都市基盤施設と港湾施設を一体的に整備すると同時に関連する周辺道路網の整備が進められている。平成19年4月には、海水浴や各種マリンスポーツが体験できる人工ビーチ、バーベキューを楽しめる休憩舎、多目的広場等を備えた西原マリンパークが開園した。

<本部港>

本部港は、平成8年度から港湾改修が進められており、伊江島フェリーの大型化に伴う泊地の拡幅整備が平成15年度に完了している。現在、南側において、大型クルーズ船と定期フェリーの同時接岸が可能となるよう、岸壁の新設及び改良を行っており、平成25年度の供用開始を目指して整備が進められている。

<平良港>

平良港の整備については、平成20年度に策定された「平良港港湾計画（改訂）」の中で旅客船バース、耐震岸壁等の整備を含む漲水地区再編事業が位置づけられた。

また、トゥリバー地区の整備については、36haの埋立造成は完了しており、緑地、道路等は平成21年度で完了となっている。宿泊施設用地については、平成25年10月の供用に向け計画が進められている。

<石垣港>

石垣港については、大型旅客船が台湾等から寄港し、八重山地域の観光振興に大きく寄与している。しかし、旅客船に対応した岸壁が未整備であるため貨物船等と同じ施設の利用を余儀なくされており、荷役される貨物の中を乗客が往来するなど安全性、効率性に問題が生じている。このため、大型客船が利用する、岸壁、泊地等の整備が進められている。また、平成19年1月より石垣港離島ターミナルの供用が開始されている。

<その他の港湾>

離島の港湾は、物流や交流等の生活・産業を支える拠点として重要な役割をはたしている。このため、海上交通の安全性、安定性の向上を目的として係留施設をはじめ、防波堤、泊地等の整備が進められている。

また、観光リゾート地にふさわしい利便性の高い施設整備も進められており、仲間港、船浦港、竹富東港、座間味港、渡嘉敷港等において浮棧橋が整備されている。

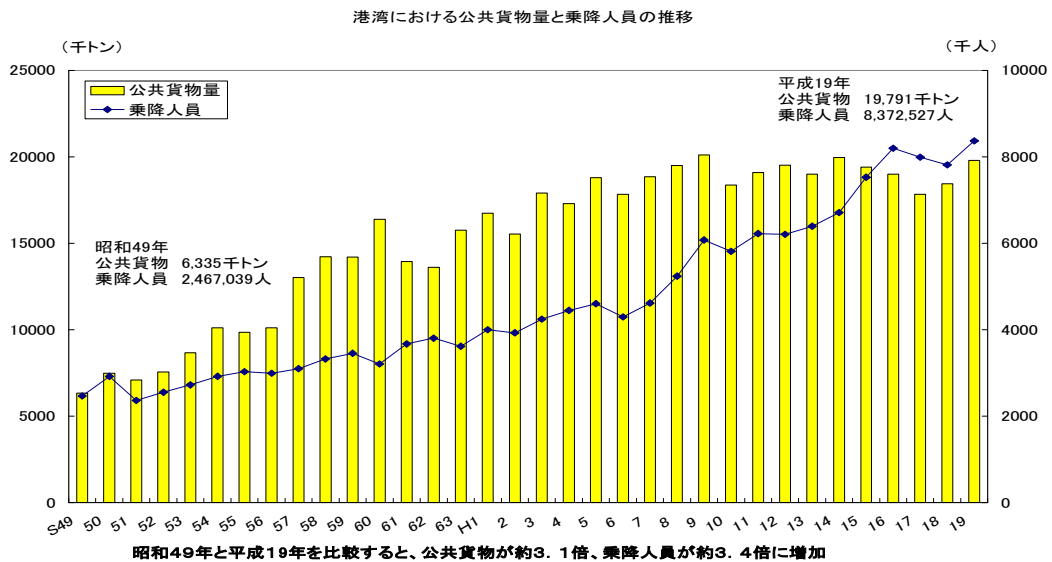
図表 3-7-1-5 港湾取扱貨物量

図表 港湾取扱貨物量 単位：万吨

港湾名	昭和49年			昭和57年			平成4年			平成14年			平成20年		
	外貨	内貨	計	外貨	内貨	計	外貨	内貨	計	外貨	内貨	計	外貨	内貨	計
重要港湾計	1,546	1,844	3,390	1,436	2,043	3,479	1,406	1,561	2,967	828	1,672	2,500	595	1,757	2,352
那覇	51	394	445	127	647	774	114	744	858	121	852	973	109	960	1,069
運天	2	22	24	0	21	21	0	65	65	0	78	78	0	47	47
平良	4	33	37	14	72	86	32	77	109	19	130	149	1	190	191
石垣	1	29	30	13	61	74	13	83	96	27	104	131	14	85	99
金武港湾	1,132	766	1,898	1,118	1,075	2,193	688	277	965	431	253	684	228	201	429
中城湾港	356	600	956	164	167	331	559	315	874	230	255	485	243	274	517
地方湾港計	-	99	99	-	347	347	15	516	531	14	582	596	7	474	481
合計	1,546	1,943	3,489	1,438	2,390	3,826	1,421	2,077	3,498	842	2,254	3,096	602	2,231	2,833

資料：沖縄県土木建築部

図表 3-7-1-6 港湾における公共貨物量と乗降人員の推移



資料：沖縄県土木建築部「土木建築部のあらし」

ウ 陸上交通

<道路>

本県は、陸上交通の大部分を道路に依存しており、平成15年の沖縄都市モノレールの開業により新たな公共交通手段の選択が可能となったものの、道路は依然として県民のくらしと産業経済活動を支える上で重要な役割を果たしている。

一方、自動車保有台数の増加や中南部都市圏への人口集中等により交通渋滞が慢性化し、路線バスの定時運行ができずバス離れが加速するなど、道路交通サービス低下の悪循環が生じている。

このような状況に対応するため、広域交通拠点（那覇空港、那覇港）と各圏域拠点都市のネットワーク化を図る那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路等の整備及

び、これらと一体的に機能する国道507号、沖縄環状線等の整備など、体系的な幹線道路網（ハジゴ道路ネットワーク）を構築するとともに、公共交通については沖縄都市モノレールの沖縄自動車道への延長結節及び基幹バスシステムの導入によるバス網再構築の検討など総合的な交通体系の視点を踏まえ道路交通の円滑化を促進している。

離島・過疎地域については、定住条件の一層の改善を図り、自立的な地域づくりを支援する観点から、生活基盤の充実を図るため、架橋整備等、地域特性に配慮した道路整備を推進している。

空港と沖縄自動車道を連結する那覇空港自動車道は、高速交通サービスを提供する総延長約20kmの高規格幹線道路であり、事業区間を南風原道路・豊見城東道路・小禄道路の3区間に分割し、国において整備が進められている。平成20年3月に豊見城ICから豊見城・名嘉地ICまで全線暫定2車線で供用し、平成21年3月末には南風原道路が完全無料化されたところである。今後は、那覇空港までの小禄道路区間を早期事業化し、将来は那覇空港から北部圏域までノンストップで通行が可能となる。

沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る約50kmの地域高規格道路であり、中南部地域の幹線道路の渋滞緩和に役立つ道路として、国により整備が進められている。現在、6区間で整備が進められており、那覇空港より南側については、平成19年3月に豊見城道路が暫定2車線で供用された。

また、歩行者の安全を確保するため交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化に取り組むとともに、外国人観光客等に配慮した多言語対応の案内標識の整備を進めている。

電線類の地中化については、平成16年度を初年度とする「無電柱化計画」に基づき、国道330号や国際通りで事業を実施するとともに、台風により電柱倒壊が多発した先島地区においても整備が進められている。

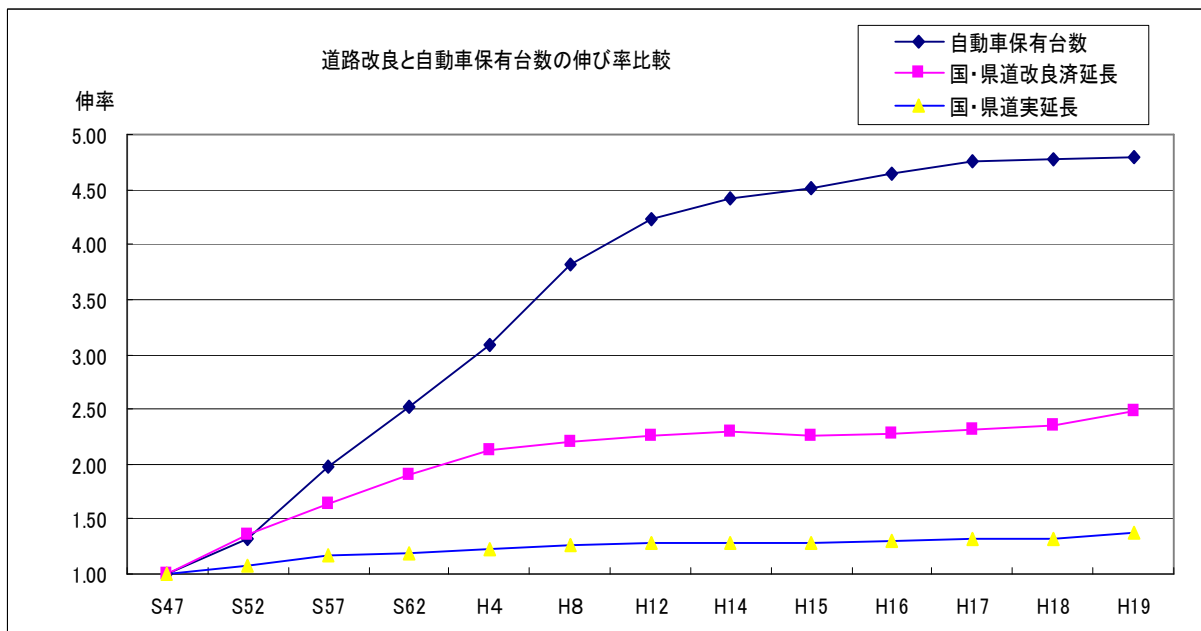
自転車道については、南部地域における優れた自然景観、歴史的遺産等に県民や観光客が自転車や徒歩で容易に接することを目的に整備が進められている。

生活交通バス路線の維持・確保については、地域住民の日常の交通手段確保のため、欠損額の生じたバス路線に補助を行っている。

また、公共交通の活性化を図るために、定時・定速性が確保され、利用者の利便性の向上につながる基幹バスの導入に資するバス網再構築計画を平成18年度に県が策定している。

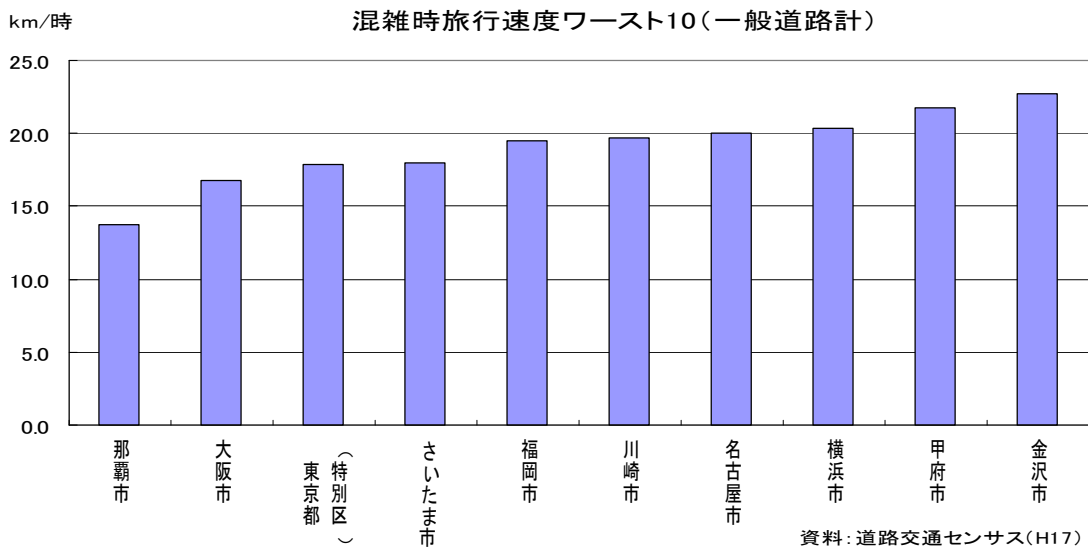
平成20年度には国道58号沿線を中心にバス網再構築を推進し、那覇市～沖縄市間において基幹バスシステムの導入を図ることを基本方針とした、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市地域公共交通総合連携計画」が策定されたところである。今後はバス専用レーンの延長拡充、バス停等乗り継ぎ結節点の確保等の課題整理等を行いながら、基幹バスの本格導入に向けた取り組みを行うこととしている。

図表 3-7-1-7 道路改良と自動車保有台数の伸び率比較



資料：土木建築部「沖縄の道路 2008」

図表 3-7-1-8 混雑時旅行速度ワースト10



資料：国土交通省「道路交通センサス (H17)」

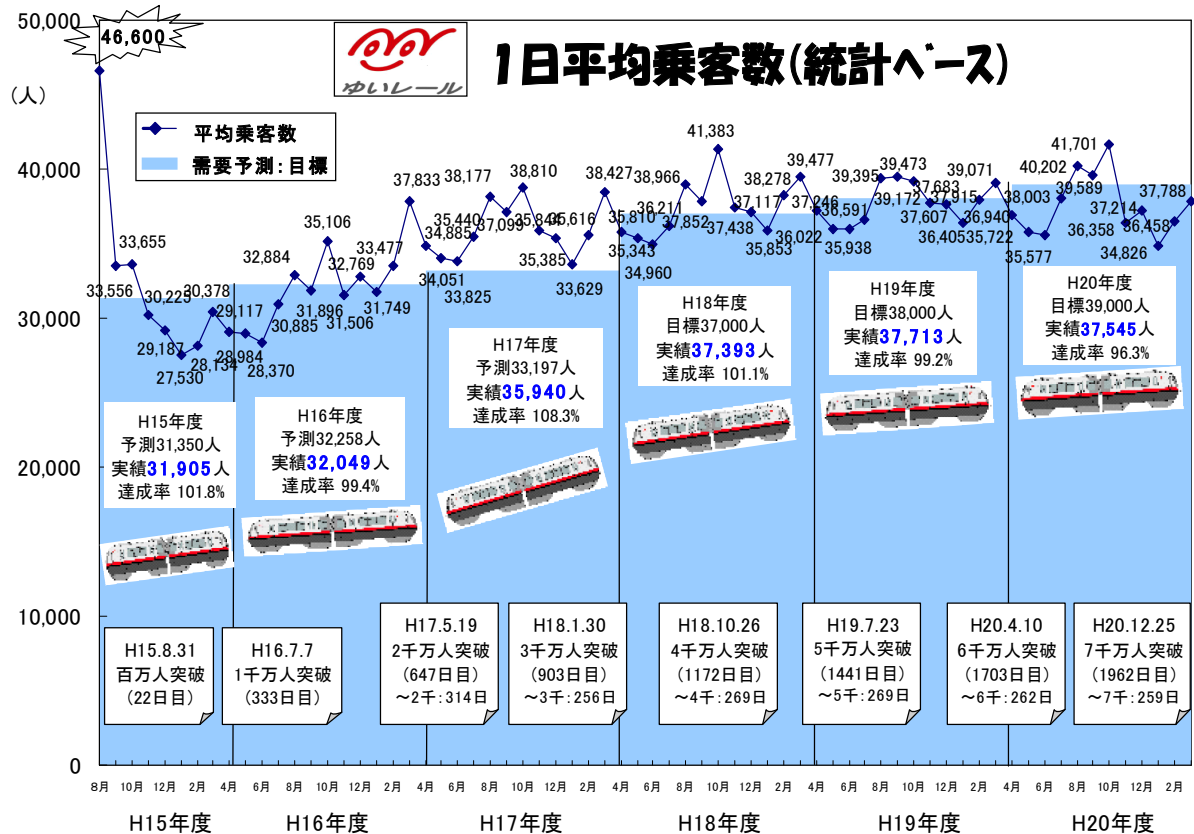
<モノレール>

沖縄都市モノレールは、平成15年8月に那覇空港駅から首里駅までの12.9kmの区間で開業し、県民及び観光客の足として定着している。平成20年度の1日平均乗客数は、37,545人/日で概ね目標を達成している。

一方、モノレールと沖縄自動車道が結節されていないことから、効果的・広域的な利用が不十分な状況となっており、沖縄自動車道までの延長整備に向けて取り組んでいる。

また、那覇都市圏の交通渋滞を緩和するため古島駅、安里駅及び小祿駅付近にパークアンドライドシステムを構築している。

図表 3-7-1-9 沖縄都市モノレール平均乗客数の推移



資料：沖縄県土木建築部

【課題及び対策】

道路、港湾、空港等について積極的に整備を進めた結果、施設整備面での本土との格差は着実に縮小しているが、中南部都市圏における交通渋滞の慢性化や離島交通体系の維持・確保等、今後も引き続き交通体系の整備に取り組む必要がある。

<空港>

拠点空港である那覇空港では、航空需要増加に対応するため、滑走路の増設が必要となっている。石垣空港など離島空港では、航空需要の増加や航空機材の大型化へ対応するため、新空港の建設や現空港の滑走路延長等に向けた検討が必要となっている。

個別の空港ごとにみると、那覇空港については、昭和61年に完成した国際線旅客ターミナルビルは手狭で老朽化が進んでおり、更に国内線ターミナルビルとの距離が離れていることから利用が不便となっている等の課題を抱えている。

同空港の滑走路増設については、現滑走路一本では将来的な需要に対応できない可能性があるため、国と連携して早期建設に取り組む必要がある。

国際物流拠点形成に向けて、那覇空港が近隣アジア地域の空港と比べ遜色のない高い国際競争力を持つために、国内線貨物便に係る航空機燃料税及び国際線に係る着陸料等の軽減措置等を継続的に確保していく必要がある。

新石垣空港については、平成21年12月末現在、用地取得率が99.9%まで進展しているが、共有地権者718名が建設予定地に二筆の土地を所有し、反対運動を展開しており、残

りの用地取得が難航している。このため、平成25年3月の新空港供用開始に向けた取り組みを今後も続けていく必要がある。

離島への安定的な航空路の確保を図るため、プロペラ機の大型化などにより定期航空路の再開が見込める空港においては、滑走路延長などの検討が必要である。

離島航空路線について、那覇－石垣間等の一部路線を除く、多くの航空路線については生活路線であるため、旅客の大幅な増加が難しい等の不採算要因を構造的に抱えていることから、路線の安定的運行を確保するには厳しい状況にある。

一方、離島住民にとって、距離的、時間的制約から飛行機を利用する機会が増加しており、依然として航空運賃は高額であること等から、現行の着陸料等の軽減措置以外に、運賃の低減化を図る新たな仕組みの構築等が必要である。

<港湾>

那覇港については、旅客船バースの暫定供用を開始したところであるが、今後、国際交流拠点の形成を目指すため、出入国手続きを円滑に行う税関、検疫等、利用者の多様なニーズに対応できる旅客ターミナルの整備が必要である。

臨港道路空港線（沈埋トンネル）完成後は、港湾管理者である那覇港管理組合が同施設の管理を受託することになる。しかし、維持管理の負担が重いため、沖縄西海岸道路も含めた国による一元的な管理について国と協議しているところである。

また、那覇港においては、国際航路ネットワークを構築し、国際トランシップ（積替え）港湾として中継コンテナ貨物取り扱いの促進を図ることとしているが、アジア地域における認知度の低さや、中国沿岸部諸港の整備が急速に進み、大型船が中国に直接寄港する状況となっていることなどからトランシップ貨物の取扱いはまだ実現していない。

中城湾港新港地区については、平成11年に工業用地122haが特別自由貿易地域に指定され、賃貸工場が整備されたことなどから各種企業が進出しており、既に供用されている西ふ頭に加え、東ふ頭の整備が必要である。

泡瀬地区については、沖縄市における土地利用計画の見直し後、埋立免許等の変更手続きを速やかに行い、早期の事業再開に努めることとしている。

西原与那原地区においては、未整備となっているマリーナの係留施設や管理棟について民間資金を活用したPFIなどによる整備手法を検討する必要がある。

国際クルーズ船の寄港・就航を促進するために、那覇港の機能強化を図るとともに、石垣港及び本部港等において旅客船バースの整備を推進する必要がある。

その他の港湾においては、係留施設等のユニバーサルデザインを推進し、高齢者等が安全に港を利用できる浮棧橋等の整備を引き続き進める必要がある。

<陸上交通>

* 道路

道路改良率は全国平均を上回っているが、人口や自動車台数あたりの道路延長は、全国平均を下回っている。また、中南部都市圏への人口集中や自動車保有台数・レンタカーの増加等により交通渋滞が慢性化している。その結果、路線バスの定時運行ができずバス離れが加速するなど、道路交通サービス低下の悪循環が生じている。

このような状況に対応するため、引き続き、広域交通拠点（那覇空港、那覇港）と各圏域拠点都市の円滑な結節性を向上させるとともにネットワーク化を図るため、那覇空

港自動車道、沖縄西海岸道路及び、南部東道路等の整備及び、これらと一体的に機能する国道507号、沖縄環状線等の整備など、体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築する必要がある。また、沖縄都市モノレールの沖縄自動車道への延長結節及び基幹バスシステムの導入によるバス網再構築の検討など総合的な公共交通体系の視点を踏まえ陸上交通の円滑化を促進する必要がある。

離島・過疎地域については、定住条件の一層の改善、生活基盤の充実を図るため、離島架橋など地域特性に配慮した道路整備を推進する必要がある。

那覇空港自動車道整備事業については、国道331号名嘉地交差点における立体化の整備促進、また、最終工区の小禄道路の早期事業化が課題となっている。

沖縄西海岸道路整備事業については、読谷道路や嘉手納バイパス及び浦添北道路等の整備促進と未整備地区の早期事業化が課題となっている。

那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路については、全線の連結により所期の目的を達成し、効果を発揮するため、引き続き全線の早期完成に向け、選択と集中投資による整備促進が必要である。

電線共同溝の整備については、道路改良済みの区間について県及び市町村の財政的負担が大きいため、補助率の引き上げを検討する必要がある。

陸上交通の大部分を道路に依存している本県において、交通渋滞の緩和、また交通渋滞に起因する環境への影響等が課題となっているが、その解決策の一つとして既存の公共交通の有効活用が必要である。しかし、公共交通の中心であるバスの利用者は伸び悩んでいるため、公共交通の利用を促進させるためのTDM（交通需要マネジメント）施策を推進する必要がある。同施策の一環として基幹バスを中心とするバス網再構築に取り組んできたところである。今後、基幹バスの導入に際しては、法定協議会である「沖縄県公共交通活性化推進協議会」において、バス路線網の再編に向けて、引き続き取り組む必要がある。

さらに、県民や観光客の利便性向上、渋滞緩和効果、環境負荷軽減、基地跡地利用を含めたまちづくりを一体的に進めるためには、平成13年度に策定した総合交通体系のビジョンである「沖縄県総合交通体系基本計画」の見直しを行う必要がある。

* モノレール

沖縄都市モノレールの沖縄自動車道までの早期延長整備を図り、効果的・広域的な利用を推進し、定時定速の公共交通基幹軸を形成することにより、那覇都市圏の交通渋滞緩和を図る必要がある。

また、開業区間においては、利用客数は概ね順調に推移しているが、更なる需要喚起について取り組む必要がある。

(制度について)

【主要な関連制度】

沖縄振興特別措置法第91条（交通の確保等）

〃 第108条（沖縄の港湾に係る特例）

【課題及び今後の方向性】

- ・旅客ターミナルの整備については、国による直轄事業や国庫補助事業が適用されるように、制度拡充の検討が必要である。

- ・臨港道路空港線（沈埋トンネル）は、地域高規格道路としての機能を有しており、直轄管理が可能と思われるが、国が同様な解釈でない場合は、同法の改正等を検討する必要がある。

図表 3-7-1-10 那覇空港自動車道の概要

図表 那覇空港自動車道の概要

	南風原道路	豊見城東道路	小禄道路
区 間	自：南風原町山川 至：西原町池田	自：豊見城市名嘉地 至：南風原町山川	調査中
延 長	5,900m	6,200m	約8km
設計速度	V=80km/h	V=80km/h	-
車線数	4車線	4車線	-
事業開始	S63年度	H3年度	-
完成供用（予定）	H12年度全線完成供用	H22年度全線暫定供用	21世紀初頭

資料：沖縄県土木建築部

図表 3-7-1-11 道路の整備状況

道路種別		年度	実延長(A)		改良済延長(B)		舗装済延長(C)		歩道設置延長(D)		人口千人 当り 道路延長	車千台 当り 道路延長	車1台 当り 舗装延長
区分	年度	km	km	改良率 B/A*100	km	舗装率 C/A*100	km	歩道 設置率 D/A*100	m/千人	m/千台	m/台		
一般国道	全国	S47	32,876.5	28,224.8	85.9%	26,480.9	80.5%			306.3	1,924.0	1.55	
		S57	46,302.3	40,406.8	87.3%	37,990.2	82.0%	19,872.8	42.9%	387.5	1,122.7	0.92	
		H4	53,303.6	48,404.4	90.8%	45,686.4	85.7%	27,851.4	52.3%	427.2	843.1	0.72	
		H14	54,004.1	48,660.3	90.1%	48,424.6	89.7%	31,311.5	58.0%	423.8	733.4	0.66	
		H19	54,530.4	49,658.1	91.1%	49,427.4	90.6%	32,298.6	59.2%	426.8	718.8	0.65	
	沖縄	S47	269.8	251.8	93.3%	246.6	91.4%			278.4	1,397.9	1.28	
		S57	397.9	391.5	98.4%	380.3	95.6%	275.9	69.3%	359.4	1,022.9	0.98	
		H4	447.9	441.4	98.5%	435.8	97.3%	388.4	86.7%	359.2	711.0	0.69	
		H14	467.5	459.5	98.3%	454.6	97.2%	408.5	87.4%	349.1	555.9	0.54	
		H19	470.7	461.9	98.1%	458.9	97.5%	412.1	87.6%	342.8	520.7	0.51	
	全国比	S47			108.6%		113.5%			90.9%	72.7%	82.6%	
		S57			112.7%		116.6%		161.5%	92.7%	91.1%	106.5%	
		H4			108.5%		113.5%		165.8%	84.1%	84.3%	95.8%	
		H14			109.1%		108.4%		150.7%	82.4%	75.8%	82.2%	
		H19			107.8%		107.6%		147.8%	80.3%	72.4%	77.9%	
都道府県道	全国	S47	127,789.4	64,950.5	50.8%	73,799.9	57.8%			1,190.6	7,478.3	4.32	
		S57	126,757.8	79,026.5	62.3%	50,700.1	40.0%	20,771.8	16.4%	1,060.9	3,073.5	1.23	
		H4	123,536.3	87,353.2	70.7%	61,420.1	49.7%	32,843.6	26.6%	990.2	1,953.9	0.97	
		H14	128,719.4	83,751.4	65.1%	75,241.9	58.5%	44,067.7	34.2%	1,010.1	1,748.1	1.02	
		H19	129,328.9	86,790.8	67.1%	78,747.2	60.9%	47,195.2	36.5%	1,012.2	1,709.0	1.04	
	沖縄	S47	859.3	327.7	38.1%	276.6	32.2%			886.8	4,452.3	1.43	
		S57	913.9	617.1	67.5%	473.4	51.8%	285.1	31.2%	825.6	2,349.4	1.22	
		H4	932.2	802.2	86.1%	695.1	74.6%	539.7	57.9%	747.6	1,479.7	1.10	
		H14	999.0	863.1	86.4%	834.5	83.5%	680.8	68.1%	746.1	1,187.9	0.99	
		H19	1,033.8	920.9	89.1%	899.8	87.0%	755.5	73.1%	752.9	1,143.6	1.00	
	全国比	S47			75.0%		55.7%			74.5%	59.5%	33.1%	
		S57			108.3%		129.5%		190.2%	77.8%	76.4%	99.2%	
		H4			121.8%		150.1%		217.7%	75.5%	75.7%	113.4%	
		H14			132.8%		142.9%		199.1%	73.9%	68.0%	97.1%	
		H19			132.7%		142.9%		200.3%	74.4%	66.9%	95.9%	
市町村道	全国	S47	887,830.5	162,357.1	18.3%	49,484.7	5.6%			8,271.8	51,956.4	2.90	
		S57	946,990.7	296,447.0	31.3%	108,600.2	11.5%	31,144.8	3.3%	7,925.7	22,961.8	2.63	
		H4	948,642.0	437,276.2	46.1%	147,333.1	15.5%	55,387.9	5.8%	7,603.5	15,004.0	2.33	
		H14	992,674.3	529,665.0	53.4%	172,879.7	17.4%	76,796.0	7.7%	7,789.7	13,481.6	2.35	
		H19	1,009,599.4	559,832.1	55.5%	181,370.3	18.0%	83,647.0	8.3%	7,901.6	13,340.0	2.40	
	沖縄	S47	3,262.8	736.9	22.6%	88.7	2.7%			3,367.2	16,905.7	0.46	
		S57	4,382.5	1,802.1	41.1%	675.2	15.4%	258.3	5.9%	3,958.9	11,266.1	1.74	
		H4	5,784.1	2,986.8	51.6%	1,524.8	26.4%	645.4	11.2%	4,638.4	9,181.1	2.42	
		H14	6,213.0	3,705.1	59.6%	2,242.7	36.1%	971.5	15.6%	4,640.0	7,387.6	2.67	
		H19	6,328.4	3,892.9	61.5%	2,398.1	37.9%	1,112.9	17.6%	4,609.2	7,000.4	2.65	
	全国比	S47			123.5%		48.2%			40.7%	32.5%	15.9%	
		S57			131.3%		133.9%		178.8%	50.0%	49.1%	66.2%	
		H4			111.9%		170.3%		193.1%	61.0%	61.2%	103.9%	
		H14			111.8%		207.3%		202.1%	59.6%	54.8%	113.6%	
		H19			110.9%		210.9%		212.3%	58.3%	52.5%	110.5%	
計	全国	S47	1,048,496.4	255,532.4	24.4%	149,765.5	14.3%			9,768.7	61,358.7	8.77	
		S57	1,120,050.8	415,880.3	37.1%	197,290.5	17.6%	71,789.4	6.4%	9,374.1	27,158.0	4.78	
		H4	1,125,481.9	573,033.8	50.9%	254,439.6	22.6%	116,082.9	10.3%	9,020.9	17,801.0	4.02	
		H14	1,175,397.8	662,076.7	56.3%	296,546.2	25.2%	152,175.2	12.9%	9,223.5	15,963.1	4.03	
		H19	1,193,458.7	696,281.0	58.3%	309,544.9	25.9%	163,140.8	13.7%	9,340.6	15,767.8	4.1	
	沖縄	S47	4,391.9	1,316.4	30.0%	611.9	13.9%			4,532.4	22,755.9	3.17	
		S57	5,694.3	2,810.7	49.4%	1,528.9	26.8%	819.3	14.4%	5,143.9	14,638.4	3.94	
		H4	7,164.2	4,230.4	59.0%	2,655.7	37.1%	1,573.5	22.0%	5,745.2	11,371.8	4.21	
		H14	7,679.5	5,027.7	65.5%	3,531.8	46.0%	2,060.8	26.8%	5,735.3	9,131.4	4.20	
		H19	7,832.9	5,275.7	67.4%	3,756.8	48.0%	2,280.5	29.1%	5,705.0	8,664.7	4.2	
	全国比	S47			123.0%		97.2%			46.4%	37.1%	36.1%	
		S57			133.2%		152.3%		225.0%	54.9%	53.9%	82.4%	
		H4			115.9%		164.2%		213.6%	63.7%	63.9%	104.7%	
		H14			116.2%		182.3%		207.3%	62.2%	57.2%	104.3%	
		H19			115.4%		184.9%		213.0%	61.1%	55.0%	101.6%	

資料：沖縄県土木建築部

(2) 情報通信基盤の整備

【現状】

本県はその島しょ性から、特に離島地域等においては採算性の問題から民間通信事業者による高速通信網の整備が進んでおらず、行政、教育、産業等の分野において、住民がインターネットを活用した各種サービスを活用できない等の情報格差が生じていた。

離島地域の情報格差を解消するため、県や市町村が事業主体となり、平成17年度から平成19年度にかけて伝送路整備や、ADSL整備、無線設備及び衛星を用いたDSL設備等の整備を実施し、ブロードバンドサービス（広帯域にわたり提供されるインターネット接続サービス）が利用可能な環境を整備した。これにより一部小規模離島をのぞく離島において、ブロードバンド環境が整備された。

また、国においては平成18年8月に公表したブロードバンド全国整備の方針である「次世代ブロードバンド戦略2010」の中で、2010年度（平成22年度）までにブロードバンド・ゼロ市町村を解消することや平成18年3月時点で93.9%あったブロードバンド世帯カバー率を2010年度（平成22年度）までに100%にすること、あわせて平成18年3月時点で79.7%あった、光ファイバー等を活用した超高速ブロードバンドの世帯カバー率を2010年度（平成22年度）までに90%以上にすることが整備目標に掲げられている。

このような状況の中、情報格差等の解消に向けた情報通信基盤の整備のため、県においてもADSL（一般の電話回線を利用した高速インターネット接続サービス）、CATV（ケーブルテレビ事業者がケーブルテレビ用に敷設した回線を使用して行うインターネット接続サービス）、FTTH（光ファイバーを通信回線として利用するもの）等の整備が進み、平成18年3月時点で90%だったブロードバンド世帯カバー率が平成21年2月現在98.6%、同様に73.6%だった超高速ブロードバンドの世帯カバー率が78.8%となっている。

ブロードバンド未整備市町村については、平成18年3月時点で国頭村、大宜味村、東村等6町村であったが、地元自治体が村が事業主体として整備し、平成22年4月より全市町村において、サービスが提供できるようになったところである。

地域公共ネットワークの整備については、南城市、宜野座村等において自治体が事業主体となり、地域イントラネット事業や北部振興策を活用した公共ネットワークの構築を行っており、学校、公民館及び役所等を光ファイバー等を利用したブロードバンド回線で接続し、地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図っている。

平成23年7月にアナログ放送が停波し、地上デジタル放送に全面移行することから、平成19年度から平成20年度にかけて沖縄本島から宮古島までの海底光ケーブル設備の改修等を行い、先島地区への地上デジタル放送を開始した。

また、南北大東地区における地上デジタル放送への移行については、海底光ケーブル敷設等の伝送路構築に係る海洋調査等を平成21年度から実施しており、平成23年7月の県域放送開始に向けて取り組んでいるところである。

防災通信の確保等を目的として昭和58年4月から運用されていた、防災行政無線シス

テムについては、老朽化等に伴い平成12年度から平成14年度に設備の更新を行い、平成15年度から沖縄県総合行政情報通信ネットワークとして、防災通信機能の拡充強化、行政情報伝送の効率化、地域からの情報発信の活性化等を図ることを目的として運用を開始している。

なお、同ネットワークは県内全市町村、全消防本部、県出先機関等と接続しており、防災通信をはじめ住基ネット、介護ネット等各種行政情報システムの伝送路として活用されている。

【課題及び対策】

住民がブロードバンドサービスを受けられるよう、環境を整備してきたが、整備に多大な費用を要すると共に、公設公営による維持管理費用が地元自治体の厳しい財政状況をさらに圧迫する要因とならないか懸念される。そのため、安定的かつ質の高いサービスを提供していけるよう関係機関等を含めて検討していく必要がある。

南北大東地区における地上デジタル放送への移行については、平成23年7月の地デジ移行に向けて、平成21年度から海洋調査等を実施しているところであるが、地デジ移行に係る整備に伴い、放送を受信できなくなる視聴者が生じてしまうことがないように、必要に応じて国が実施する暫定的な衛星利用による難視聴対策の利用を検討する必要がある。

(3) 安定した水資源とエネルギーの確保

(施策について)

【現状】

<水資源>

本県は、年間降水量が約2,037mmと全国平均の1,718mmより多いものの、降水量は季節的、経年的変動が大きい台風に左右されることと、水源となるべき河川の流域が狭小であることなどに起因して、本土とは異なり水源確保の困難な地域となっている。

一方、人口や観光客の増加、経済発展等により、水需要の増加が見込まれていることから、これに見合った水源開発を進めており、国管理7ダム、県管理4ダム及び企業局管理2ダムが整備されたほか、多目的ダムとして大保ダム(平成22年度完成予定)、億首ダム(平成23年度完成予定)及び儀間ダム(平成23年度完成予定)を整備中である。さらに、西系列水源開発事業により水道水源の安定確保に取り組んできた。

なお、これまでの3次にわたる振興開発計画及び現振興計画により水源開発を進めてきたが、今なお、水需給バランスの安定確保が課題となっている。このため現在取り組んでいる多目的ダムの建設に加え、雨水や再生水の利用、節水等の水利用の合理化を推進していくこと等による、節水型社会の形成に向けた取り組みが必要となっている。

平成30年度までを計画期間とした沖縄県長期水需給計画を平成22年2月に策定し、この中で今後の水需要を把握するとともに、限られた水資源の有効利用、合理化対策等の指針を示したところである。

また、これと共に森林の持つ水土保持林としての機能を重視し、森林整備、治山事業等に取り組んでいる。

<エネルギー>

島しょ県である本県では、電力系統が本土の9電力と関係されていないこと、大規模な水力発電等の建設が困難であること、電力需要規模が小さいことなどから、構造的不利性を有しており、電力の主な燃料を化石燃料に頼っている状況にある。しかし、化石燃料は、地球温暖化問題の一因となっていることが指摘されている二酸化炭素(CO₂)などを排出することから、排出抑制に係る研究開発や利用の効率化、環境問題が発生しにくい新エネルギーへの転換など、CO₂排出削減に取り組むことが求められている。

県内電力需要の堅調な伸びに対応し、安定供給を図るため、平成15年には金武石炭火力発電所の運転が開始された。

また、環境対策として、二酸化炭素排出量が少なく、硫黄酸化物やばいじんが発生しないLNG(液化天然ガス)を燃料とする吉の浦火力発電所の建設が、平成24年11月の運転開始(1号機)を目途に進められている。

さらに、離島における電力の供給確保については、海底電力ケーブルが今帰仁村から伊是名島まで敷設されたほか、石垣島から小浜島への敷設が促進されており、送電体制の整備が図られている。

今後の電力需要は、平成30年度において、民生用需要が73.5億KWh、平均伸び率1.6%の増、産業用需要が14億KWh、平均伸び率0.6%の増となっており、民生用と産業用併せて87.5億KWh、平均伸び率1.4%の増加となる見通しである。[図表3-7-3-1, 2]

なお、(財)電力中央研究所によると、平成62年までの電灯・電力需要については、本

県は全国平均より高い伸びが予想され、電灯で平成54年(全国：平成33年)、電力では平成49年(全国：平成35年)のピーク後から、減少局面に入ると予測されている。

国民生活に欠かすことのできない石油は、ほぼ全てを外国(うち9割を中東)からの輸入に依存している。[図表3-7-3-3]

このため、国は石油の供給が不足する事態に備え、安定供給を確保するため、石油備蓄の整備を図っているところであり、本県ではうるま市平安座地区の2社(平成21年10月末現在)で国家備蓄が行われている。

図表3-7-3-1 電力使用料の推移

(単位：1000kWh、%)

年度	総使用量		電灯	電力	民生用需要		産業用需要	
	伸び率				構成比	構成比		
S47年度	1,721,469	-	600,529	1,120,940	1,070,715	62.2	650,754	37.8
H4年度	5,110,404	196.9	1,949,943	3,160,461	4,121,496	80.6	988,908	19.4
H10年度	6,615,500	284.3	2,591,243	4,024,257	5,462,963	82.6	1,152,537	17.4
H14年度	6,883,256	299.8	2,704,007	4,179,249	5,659,163	82.2	1,224,093	17.8
H20年度	7,476,118	334.3	2,886,893	4,589,225	6,154,094	82.3	1,322,024	17.7

資料：「沖電統計のあらまし(平成15年度版)」及び沖縄電力株式会社提供データ

図表3-7-3-2 平成30年度における電力需要見通し

平成30年度に至る電力需要見通し

(単位：百万kWh、%)

	H9年度 (実績)	H19年度		H20年度		H21年度		H30年度 (想定)	年平均伸び率	
		(実績)	伸び率	(実績)	伸び率	(見通し)	伸び率		9~19年度	19~30年度
民生用	電灯	(2,366)	(2,920)	(1.8)	(2,875)	(▲1.5)	(3.1)	3,474	(2.1)	(1.6)
	業務用他	(2,581)	(3,180)	(1.9)	(3,214)	(1.1)	(▲0.1)	3,877	(2.1)	(1.8)
	計	(4,947)	(6,100)	(1.9)	(6,089)	(▲0.2)	(1.5)	7,351	(2.1)	(1.7)
産業用	高圧B他	1,136	(1,311)	(▲0.1)	1,323	(0.9)	▲1.3	1,398	(1.4)	(0.6)
	合計	(6,083)	(7,411)	(1.5)	(7,412)	(0.0)	(1.0)	8,749	(2.0)	(1.5)
	6,126	7,491	1.6	7,476	▲0.2	7,483	0.1	8,749	2.0	1.4

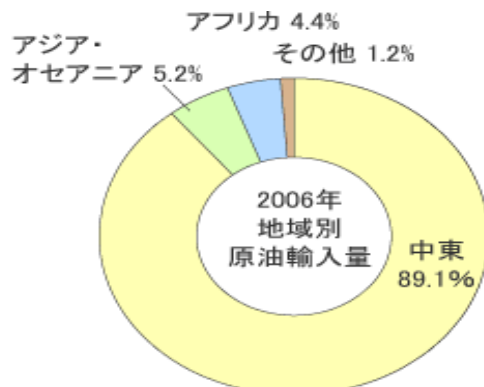
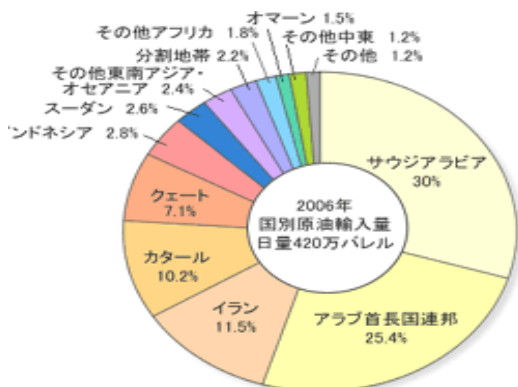
※()は気温うる補正後。

民生用=合計-産業用

産業用=高圧A+大口(高圧B+特定規模需要(産業用))

資料：沖縄電力株式会社記者発表資料より(平成21年7月9日)

図表3-7-3-3 国別、地域別原油輸入量の構成比



出所：石油連盟

新エネルギーについては、供給コストの低減化及び地域に即したエネルギーの地産地消を図る観点から、平成20年度より住宅用太陽光発電の導入に対する補助制度の実施などにより、その普及促進に取り組んでいる。特に離島においては、県内民間事業者による太陽光発電及び風力発電などの開発・導入が進められている。

平成20年度に「環境モデル都市」に選定された宮古島市は、環境モデル行動計画を策定し、同計画においては、CO₂削減のために新エネルギーやクリーンエネルギーを利用した電気自動車、バイオエタノール車の導入を推進することなどが盛り込まれている。

また、平成21年度には、宮古島市と糸満市が、新エネルギー設備などを直接見て触れて体験できる「次世代エネルギーパーク」に認定されるなど、自然エネルギー供給に係るモデル地区形成への取り組みが進んでいる。

【課題及び対策】

<水資源>

水利用対策については、水資源の乏しい本県の実情を踏まえ、水需要に見合う水源の確保を行うだけでなく、節水等による水需要の抑制や代替水源の活用（再生水利用、雨水利用）など、水利用の総合的な合理化を図る必要がある。

ダム建設にあたっては多額の費用を要することから、将来の水需要や水源計画を精査し、その必要性と費用対効果について十分検討し、地域に合った水源開発を行う必要がある。

また、水源地域の保全についても、森林の持つ水源かん養機能（洪水緩和、水資源かん養、水質浄化）、渇水緩和等の機能の維持向上のため、森林の整備を図る必要がある。

<エネルギー>

生活・産業の基盤である電気エネルギーについては、将来にわたりより安定的かつ適正な供給の確保が求められている。

新エネルギーである太陽光発電や風力発電等については、天候などにより出力が不安定になるため、大量のエネルギーを既存の電力系統に接続する場合は、電力供給システムに与える悪影響が懸念されている。

このため、特に小規模な独立系統である離島において、出力が不安定な新エネルギーが大量に導入された場合の系統に与える影響を把握し、周波数対策技術の確立を目指す実証事業が開始されることから、今後は小規模エネルギーネットワークの構築について先導的に取り組むことを検討する必要がある。

また、新エネルギーの導入は、初期投資のコストが高いこと等から普及が加速していない。平成21年11月から実施されている太陽光発電からの新たな買取制度などを活用しながら、太陽光発電など新エネルギーの普及拡大を一層推進していく必要がある。

化石燃料による電力の供給量が未だ大きいことや人口・世帯数の伸び等から、本県の温室効果ガス総排出量は、平成12年度から平成18年度までの6年間で14%増加している。

今後は新エネルギーの積極的な導入などにより、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の削減に一層注力することが求められる。

8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり

本県は、東西約1,000km、南北約400kmの広大な海域に160の島々が点在する全国でも有数の島しょ県であり、沖縄本島を除く39の有人離島に県人口の約9.3%を占める約13万1,000人(平成21年3月31日現在「県企画部市町村課「住民基本台帳人口の概況」)が居住し、離島面積が約1,068.1km²(国土地理院「平成19年全国都道府県市区町村別面積調(平成19年10月1日現在)」)で、県土面積(約2,275.7km²(平成19年10月1日現在))の約46.9%となっている。

また、平成21年10月現在、沖縄本島における過疎地域は国頭村、大宜味村、東村、本部町が指定されているが、同地域には県人口の約1.8%を占める約2万5,000人が居住し、面積が約394.4km²で県土面積の約17.3%となっている。

有人離島を人口規模別にみると、100人未満が13島、100人以上1,000人未満が15島、1,000人以上1万人未満が9島、1万人以上が2島となっており、その多くが1,000人未満の小規模離島となっている。[図表3-8-0-1]

離島・過疎地域人口の推移を見ると、昭和45年から50年にかけて大きく減少した後、55年、60年と増加に転じたが、平成2年から7年にかけて減少している。その後、平成12年から17年にかけてわずかに増加に転じている。なお、県人口に占める離島・過疎地域人口の構成比にいたっては、昭和45年以降一貫して減少傾向にある。その一方、石垣島、竹富島等の一部の離島では人口の増加が見られる。

離島・過疎地域における65歳以上人口の占める割合は21.9%(平成21年3月31日現在「県企画部市町村課「住民基本台帳人口の概況」)と県全体の17.0%を上回り、高齢化比率が高くなっている。また、一部の離島を除く離島・過疎地域においては、若年者流出に伴う人口減少、高齢化等に伴い、地域共同体の弱体化、集落機能の低下が見られるなど、その活性化に加えて、定住促進が大きな課題となっている。

平成17年国調に基づく、離島・過疎地域の産業別就業者構成についてみると、第1次産業19.8%、第2次産業16.6%、第3次産業62.7%となっており、離島・過疎地域においても第3次産業の占める割合は高くなっている。[図表3-8-0-3]

離島・過疎地域において、定住条件の一層の改善を図るため、空港、港湾、道路等の交通体系の整備拡充や先島地域における地上デジタル放送の開始、離島地域におけるブロードバンド環境の整備、古宇利大橋等の架橋事業、多目的ダム等の建設、海底電力ケーブルの敷設、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの開発・導入に向けた取り組み等、社会基盤施設や生活環境施設の整備が進められてきた。

更に、離島・過疎地域における医師不足に対応するためのドクターバンク事業、救急医療用ヘリコプターの運航等の生活環境の改善に取り組んできた。

また、民泊事業の促進、地域特産品の開発、地域伝統文化の伝承者養成、サンゴ礁の総合的な保全等に取り組んできた。

しかしながら、石垣島、竹富島等の一部の離島では人口の増加が見られるものの、大半の離島・過疎地域では若年者の慢性的な流出による過疎化、高齢化の進行など、多くの課題が残されている。

図表3-8-0-1 島しょの概況

区分	沖縄本島	沖縄本島と埋立、海中道路、架橋	離島	合計
有人島	1	9 (A)	39	49
無人島	0	2 (B)	109	111
計	1	11	148	160

1 有人離島数は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく島数である。

2 島しょの数については、面積が0.01km²以上の島である。

3 沖縄本島と埋立、海中道路、架橋等で連結された島

- (A) ・ ・ 1 宮城島 (大宜味村) <宮城橋 平成 8年 3月 > 国道
 2 宮城島 (大宜味村) <塩屋大橋 平成11年 3月 > 国道
 3 屋我地島 (名護市) <屋我地大橋 平成 5年 3月 > 県道
 4 宮城島 (うるま市) <桃原橋 昭和48年 2月 > 県道
 5 平安座島 (うるま市) <海中道路 平成11年 3月 > 県道
 6 奥武島 (南城市) <奥武橋 昭和54年10月 > 市道
 7 伊計島 (うるま市) <伊計大橋 昭和57年 4月 > 県道
 8 瀬底島 (本部町) <瀬底大橋 昭和60年 2月 > 県道
 9 浜比嘉島 (うるま市) <浜比嘉大橋 平成 9年 2月 > 県道
 10 古宇利島 (今帰仁村) <古宇利大橋 平成17年 2月 > 県道
 (B) ・ ・ 1 奥武島 (名護市) <羽地奥武橋 昭和57年 3月 > 県道
 2 藪地島 (うるま市) <藪地橋 昭和60年 7月 > 市道

[参考] 離島と離島を結ぶ架橋

- 1 伊平屋島－野甫島 <野甫大橋 平成16年 3月 > 県道
 2 宮古島－池間島 <池間大橋 平成 4年 2月 > 県道
 3 宮古島－来間島 <来間大橋 平成 7年 3月 > 農道
 4 久米島－奥武島 <新奥武橋 平成 9年 3月 > 町道
 5 阿嘉島－慶留間島 <阿嘉大橋 平成10年 6月 > 村道

資料：企画部地域・離島課「離島関係資料」

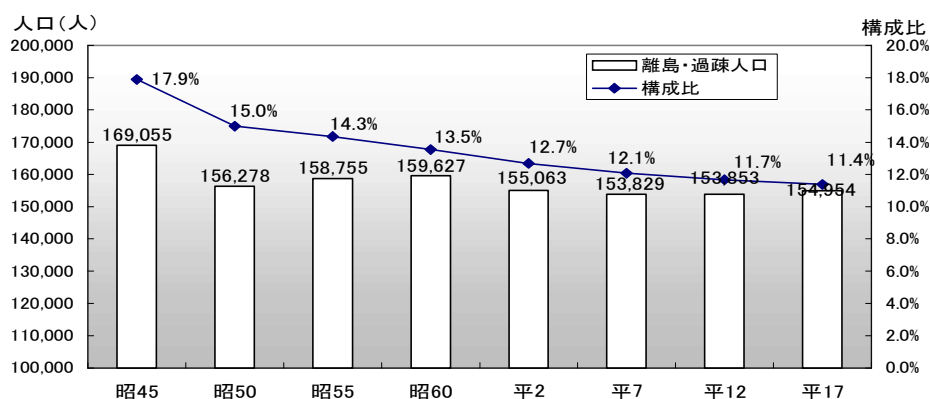
注) < > は架橋等の延長、供用開始年月である。

資料：沖縄県企画部

図表3-8-0-2 離島・過疎地域人口の推移

離島・過疎地域人口の推移(国勢調査)

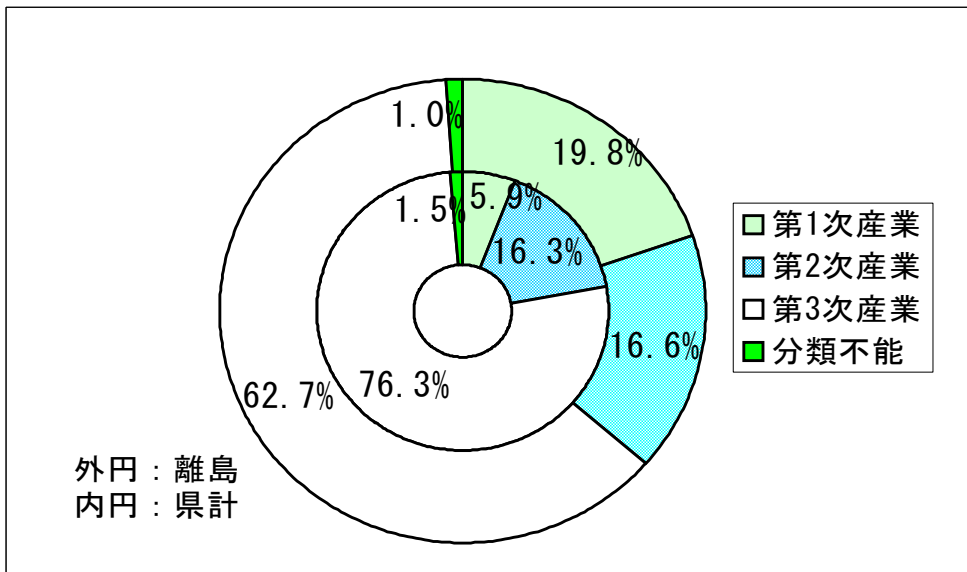
	昭45	昭50	昭55	昭60	平2	平7	平12	平17
離島・過疎	169,055	156,278	158,755	159,627	155,063	153,829	153,853	154,954
全県人口	945,111	1,042,572	1,106,559	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594
構成比	17.9%	15.0%	14.3%	13.5%	12.7%	12.1%	11.7%	11.4%



※過疎地域については、現在指定されている国頭村、大宜味村、東村、本部町の人口をカウント

資料：総務省「国勢調査」

図表3-8-0-3 離島・過疎地域における産業別就業者割合



資料：総務省「国勢調査」

(1) 産業の振興

(施策について)

【現状】

<農林水産業>

離島・過疎地域における重要品目であるさとうきびは、産出額が平成18年は110億円と県全体（153億円）の約71.7%を占めているが、平成13年度の産出額（132億円）から減少している。[図表3-8-1-1]

また、製糖業については、県内17箇所の製糖工場（分みつ糖工場10箇所、含みつ糖工場7箇所）のうち、15箇所（分みつ8、含みつ7）が離島で操業しており、離島における重要な産業として、経済活動や雇用を生み出す重要な役割を担っている。

特に、含みつ糖企業においては、離島である地理的不利性に加え、台風等の気象災害の影響により原料のさとうきび生産が不安定となることなどから、経営は厳しい状況となっている。

このため、経営安定化を図るため、増産対策の推進や合理化に取り組んでいる。

一方では、さとうきびの総合利用による食物繊維、かりゆしウェアの試作等、新製品の開発・実用化に向けて取り組んでいる。

肉用牛については、草地基盤整備等を行い、肉用牛生産体制の強化を図る等の取り組みにより、その産出額が復帰以降順調に増加し、平成18年は131億円と県全体（163億円）の約80.1%を占めるまでになり、さとうきびに並ぶ離島・過疎地域の基幹産業として発展してきている。[図表3-8-1-2]

農業従事者については、担い手の減少や高齢化の進展等により年々減少している状況にある。

このため、県は新規就農総合対策として、新規就業者の育成・確保、他業種からの新

規参入支援など、多様な後継者の育成に向け、就農相談窓口の設置や先進農家等における実践的研修などを実施し、就農定着に向けた支援体制の整備を行っているところである。

漁業従事者については、高齢化や後継者の減少が進む中、新規就業対策を進めるとともに、研修会を実施するなど、担い手の育成・確保に向けた取り組みを行っているところである。

共済制度について、農業災害補償制度により、自然災害等によってうける損失補填を行っており、現在、水稻、家畜、さとうきび、パインアップル、園芸施設等の共済事業を実施し、農業経営の安定に重要な役割を果たしている。

しかし、掛金等の設定が高いと感じていること、零細経営や農業従事者の高齢化により、農家の加入意識が低いこと等から加入率が低迷しているため、県では掛金に対する助成を行い、農家の加入促進を図る等の取り組みを行っているところである。

離島における農業農村整備の状況は、平成20年度の県全体の農業用水源施設整備率55.8%と比較し離島地域は64.4%、かんがい施設整備率38.6%と比較し離島地域は46.1%、ほ場整備率52.4%と比較し離島地域は53.8%となっており、県全体の整備率と比較して高い状況にある。[図表3-8-1-3]

漁港・漁場等の整備状況については、防波堤等の整備により、台風等の荒天時に漁船が安全に係留できる岸壁整備率はおおむね計画通りに実施されている。

特に南大東漁港については国内最大級の掘り込み式漁港として漁港整備が進められ、平成12年から一部供用を開始しており、平成26年度内の完成を予定している。また、北大東地区の漁港については平成21年9月から整備に着工しており、平成26年度内の完成を予定している。

また、魚礁についても先島海域、本島周辺離島海域に沈設魚礁、浮き魚礁（パヤオ）等の整備を行っている。

離島・過疎地域における森林面積は7万7,699haで、県全体の森林面積の約73.3%を占めており、その多くが国頭村、石垣市、竹富町で形成されている（「地域森林計画（平成20年4月1日現在）」）。

特に離島においては地理的、気象的に台風や季節風により被害を受けやすい環境下にあるため、保安林の果たす役割は重要である。このため、防災の観点から水源かん養保安林、防風保安林、防潮保安林等の整備が進められている。

図表3-8-1-1 さとうきび産出額の推移

単位：億円

	S 4 8	S 5 0	S 5 5	S 6 0	H 3	H 8	H 1 3	H 1 7	H 1 8
産出額(離島・過疎地域)	60	105	131	206	149	102	132	100	110
産出額(県内)	138	205	271	373	239	152	183	143	153
県内産出額に占める離島過疎地域の割合(%)	43.5	51.2	48.3	55.2	62.3	67.1	72.1	69.9	71.9

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

図表3-8-1-2 肉用牛産出額の推移

単位：億円

	S 4 8	S 5 0	S 5 5	S 6 0	H 3	H 8	H 1 3	H 1 8
産出額（離島・過疎地域）	19	17	37	41	73	86	93	131
産出額（県内）	26	22	43	50	93	103	118	163
県内産出額に占める離島過疎地域の割合（％）	72.3	77.3	86.0	82.0	79.0	83.5	78.8	80.1

資料：内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

図表3-8-1-3 離島における農業農村整備の実績

	H 2 0		H 2 3 目標
	離島	県	
農業用水源施設整備率（％）	6 4	5 6	6 9
かんがい施設整備率（％）	4 6	3 9	4 9
ほ場整備率（％）	5 4	5 2	7 2

資料：沖縄県農林水産部

<観光・リゾート産業>

本県全体の入域観光客数が概ね順調に増加してきたなか、主要離島における平成14年度から20年度までの入込観光客数は、石垣島及び久米島は増加傾向にあるものの、宮古島は伸び悩んでいる状況にある。[図表3-8-1-1]

図表3-8-1-4 主要離島への入込観光客数

	石垣		宮古		久米島	
	人数（人）	対前年度比	人数（人）	対前年度比	人数（人）	対前年度比
平成14年度	626,442	+7.1%	344,137	+3.9%	86,749	△2.2%
平成15年度	712,579	+13.8%	386,989	+12.5%	102,636	+18.3%
平成16年度	718,743	+0.9%	383,365	△0.9%	95,828	△6.7%
平成17年度	763,858	+6.3%	423,339	+10.4%	93,465	△2.5%
平成18年度	780,091	+2.1%	389,358	△8.0%	91,631	△2.0%
平成19年度	764,519	△2.0%	372,630	△4.3%	94,232	+2.8%
平成20年度	773,546	+1.2%	375,440	+0.8%	96,384	+2.3%

資料：宮古島市経済部観光商工課、沖縄県八重山事務所・総務課、(社)久米島町

観光協会の資料に基づき沖縄県観光商工部（観光企画課）作成。

この間、離島の活性化を図るため、平成16年度に美ら島会議（離島活性化調査検討会議）が設置されたほか、「離島観光振興地域等整備事業」や「環境配慮型観光利便施設検討モデル事業」などにより、観光利便施設の整備が促進されている。

体験・滞在型観光であるエコツーリズムを推進するため、西表島仲間川等のモデル地域における保全利用協定の締結を促進してきた。また、渡嘉敷村及び座間味村では、エコツーリズム推進法（平成20年4月施行）に基づき、平成22年4月からダイビング人数の制限に取り組むなど、観光振興と環境保全の調和を図る取り組みが進展している。

グリーンツーリズムについては、県内5地域においてグリーン・ツーリズムの実践者（事業者）による研究会が設立され、農業体験、農村生活体験などの多彩な交流が促進さ

れた結果、交流人口が増加している。

また、森林ツーリズム、ブルーツーリズムの促進に向けた取り組みも始まっている状況である。

さらに、家族の一員として民家に宿泊し、農業体験等を通して沖縄の自然や文化に触れる体験が可能な「民泊」事業が活性化しており、特に伊江村等の離島や東村における取り組みはモデルとして注目を集めている。離島・過疎地域における民泊の受入人数は、増加傾向にある。

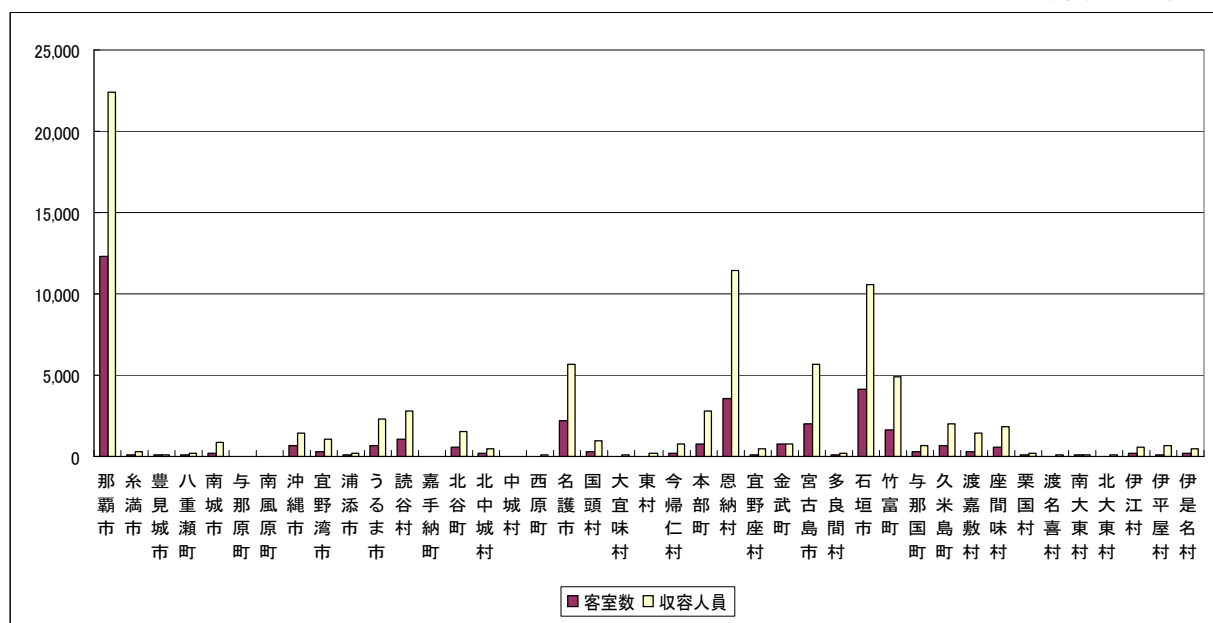
健康・保養をテーマとする観光では、石垣島や久米島などにおいてスパ・エステや海洋療法の施設整備が促進されている。また、久米島においては、アレルギーや嘔吐下障害に対応するツアーの開発に取り組んでいる。

受入体制については、養成講習会を通じたエコガイドツアーの育成が推進されたとともに、市町村、民間団体においてもガイド育成に取り組んでいる。また、宿泊施設の整備が進められており、特に平成14年から平成20年までの宮古・八重山圏域における宿泊施設の収容人員数と軒数が伸張している。[図表3-8-1-2]

各種イベントでは、全国的なイベントに発展した宮古、石垣のトライアスロン大会のほか、ビーチバレー宮古島大会や竹富町のマラソン大会などスポーツ大会を中心に地域内外の交流活動が推進されている。

図表3-8-1-5 市町村別宿泊施設の「客室数・収容人員」（平成20年10月1日現在）

（単位：室、人）



資料：沖縄県観光商工部

<製造業>

食品加工業などの製造業については、土産品、特産品の開発を促進するため、農水産物など地域資源を活用した商品開発を支援する「製造業重点分野支援事業(戦略的県産品開発支援事業)」や特産品やサービスの開発などを行う「離島地域資源活用・産業育成事業(一島一物語)」などが実施されている。特産品の品質の向上やブランド化に向けた取り組みが促進され、新たな土産品の開発など一定の成果を得ているが、離島地域を支え

る特産品のブランド化までには未だ至っていない。

<工芸産業>

工芸産業については、全国的な伝統工芸品の需要低迷のなか、全体の生産額は45億円前後で推移している。このうち、離島・過疎地域における伝統的工芸品(経済産業大臣指定)では、久米島紬や宮古上布などの生産額が減少する一方、観光土産品としての人気の高まり等から八重山上布・ミンサー、与那国織などの生産額が増加傾向にある。

また、工芸産業の継承・育成を図るため、工芸技術支援センターにおける技術者等の養成研修や産地組合による後継者育成事業を支援するとともに、産地巡回技術指導や技術講習会を実施し、技術水準の向上を図っている。

さらに、地域資源を活用した商品、技術及びデザインの開発等を行う事業者等に対して支援を行い、新商品の開発や生産体制の増強に取り組んでいる。

【課題及び対策】

<農林水産業>

さとうきびについては、台風の常襲地帯で代替作物の乏しい自然環境下にある本県の基幹作物であり、特に離島・過疎地域においては、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、生産の増大及び経営の安定化に継続して取り組む必要がある。

また、製糖企業については、離島・過疎地域における経済の維持・発展に大きな役割を果たしているが、近年のさとうきび収穫面積の減少等により厳しい状況にある。このため、経営の合理化を図り、生産の低コスト化を推進する必要がある。

肉用牛については、離島・過疎地域の農業のみならず本県農業を支える基幹産業としての位置づけから、現行の離島子牛輸送補助の維持に努めていく必要がある。

また、離島の市場で取引された子牛は出荷までの間や輸送中に長期間過密な状態で繋留される等による体調不良等を軽減するため、円滑な輸送体制の確保に向け取り組む必要がある。

飼料についてはその大部分を県外及び海外からの輸入に頼っていることから、配合飼料価格安定制度により飼料価格の安定を図っている。未利用・低利用資源の活用により、飼料自給率の向上を図る必要がある。

なお、離島・過疎地域の農業振興を図るためには、輸送コストの低減、農作物の高品質化及び生産量を安定確保するための生産体制確立等に取り組み、効率的な流通体制の構築を図っていく必要がある。特に離島については、島の限られた面積の中で、耕作放棄地等を整備することにより、土地の有効活用を図ることが必要である。

離島・過疎地域においては、若年者流出に伴う人口減少、農業の担い手不足、農業従事者の高齢化等により農業就業人口が減少している。このため、新規就農者及び中途参入者の掘り起こし活動の強化等、就農促進及び就農サポート活動の強化を図る必要がある。

また、新規就農希望者の就農に際しては、農地の確保が大きな課題となっていることから、土地行政を中心に担う市町村、農業委員会との連携が重要である。

共済制度について、本県では台風等による被害も多いため、経営安定等の観点からもその加入促進が課題となっている。

しかし、台風等による事故率が高いこと等に起因する掛金の高さも、加入状況が低迷している原因の一つとなっている。

そのため、加入促進に向けて市町村等関係団体と連携し、共済制度に対する農家等の意識啓発等に継続して努めると共に、個人別危険段階共済掛金の導入地域の拡大等、農家等が加入しやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

農業基盤整備について、特に離島地域においては県全体と比べ、高い整備率となっているが、今後とも地域特性に応じた整備を推進していく必要がある。

特に水資源に恵まれない地域にあっては、農産物の収量の増大及び品質向上等のために貯水池等の整備を促進し、農業用水の確保を図る必要がある。

漁港・漁場等の整備については、海域の特性を生かした水産資源の生産性の向上に向けた施設整備や台風や荒天時における漁船の係留の確保が課題となっている。

このため、海域の特性に合った魚礁の設置や養殖場の整備を推進するとともに、荒天時における漁船の安全係留の確保等のための防波堤等の施設整備を行う等、漁港と漁場の整備を促進する必要がある。

森林の持つ多面的な機能の保持・増進について、離島・過疎地域においては、県土全体の森林面積の約7割を占めているが、森林は水源地域における水源かん養機能の他、貴重な動植物が生息する生物の多様性保全の機能も有している。

このため、森林確保のための適正な管理・保全・整備に今後も継続して取り組んでいく必要がある。

<観光・リゾート産業>

離島・過疎地域においては、豊かな自然環境や、祭祀、御嶽等の貴重な歴史・文化資源を有するほか、地域独特の伝統芸能、民俗芸能が伝承されるなど、優位性のある観光資源が多数存在しており、これらの活用による観光の推進により、滞在日数の増大や観光客一人あたりの消費額の増加を図ることが重要である。

離島への誘客については、チャーター便やクルーズ船の誘致、誘客イベントやスポーツキャンプへの支援等に取り組む必要がある。また、沖縄修学旅行の新たな魅力として離島地域を中心に人気が高まっている「民泊」については、体験内容の充実を図るとともに、行政と地域が連携した安全対策を推進する必要がある。さらに、離島・過疎地域におけるロケ地観光やリゾートウエディングの促進など新たな客層の誘致を図る必要がある。

一部の観光地では観光利用が原因と考えられる観光資源の劣化がみられるなど、自然環境等への悪影響が顕在化しつつあり、持続的な観光地づくりを推進するためには、地域が主体となってこれらの観光資源を適正に保全しつつ活用を図る必要がある。

また、自然環境に配慮した観光を推進するため、西表島など観光利用が多い自然資源やこれから利用拡大が見込まれる自然資源について、エコツーリズム推進法に基づく全体計画の策定を促進し、適正な資源管理に努めるとともに、優良なツアープログラムの開発普及を促進する必要がある。

さらに、離島・過疎地域に根付いている独自の芸能や、生活様式を活用した新たな体

験・滞在型の観光メニューの開発を促すとともに、温暖な海浜環境、森林資源及び長寿食に代表される食文化を活用した健康保養型観光の推進や、特産品の開発及び農林水産業など他産業との連携強化に取り組む必要がある。

観光地づくりの核となる人材については、地域ガイドや体験滞在プログラムのインストラクターなど多様な人材の育成・確保・活用を進めるとともに、行政と民間が連携した取り組み体制を強化する必要がある。

また、外国人観光客の満足度の向上を図るため、外国人観光客の対応に必要な人材の育成を推進するとともに、施設内表記、土産品、パンフレット、ホームページ等の多言語化の促進及び充実を図る等受入体制を強化する必要がある。

<製造業>

食品加工業などの製造業では、農商工連携を活用した土産品等の開発を促進するとともに、市場で受け入れられる味の嗜好や価格帯、パッケージデザインなどを反映させた商品開発が必要である。また、継続的に県外のテレビや新聞、雑誌などのメディアがニュースや記事として取り上げるための取り組みを強化する必要がある。

<工芸産業>

工芸産業については、後継者の育成及び従事者の技術支援に引き続き取り組むとともに、原材料の安定供給と販路拡大を図るため、産地組合による共同購買及び共同販売事業を一層強化する必要がある。

(制度について)

【主要な関連制度】

- ①沖縄振興特別措置法第16～20条：
観光振興地域制度（投資税額控除、地方交付税による減収補填措置、資金の確保等、施設等の整備）
- ②沖縄振興特別措置法第21～25条：
環境保全型自然体験活動に係る保全利用協定、同活動の推進
- ③沖縄振興特別措置法第10～13条：
観光の利便性の増進等（共通乗車船券、利用者利便増進事業）
- ④沖縄振興特別措置法第91条：
交通の確保等（安定的な確保及び充実に係る配慮規定）

【課題及び今後の方向性】

- ①特定民間観光関連施設に対する投資税額控除については、販売施設に係る小売・飲食施設や附帯施設の面積要件など、対象施設の要件が厳しい。活用実績が低調であることから、制度の活用に向け、要件緩和等を検討する必要がある。
- ②保全利用協定締結者ではない者への法的拘束力や、違反者に対する勧告・認定取消以外の罰則がない。平成20年度から施行された「エコツーリズム推進法(罰則あり)」との整合性を検討する必要がある。
- ③平成20年度における島内移動の手段は、レンタカー利用が最も多いため(53.8%：複数回答)、現状に適した制度への拡充が必要である。
- ④現行規定は一般的な配慮規定であるため、離島振興に資する新たな制度創設の検討が必要である。

(2) 交通、情報通信基盤の整備

(施策について)

【現状】

<航空>

空港整備については、国が管理する那覇空港の他、県が管理する12空港が設置され、県民、観光客等の交通手段として地域の活性化及び本県経済の発展にも重要な役割を果たしている。平成19年度までに完了した主なプロジェクトとしては、新多良間空港の開港（平成15年度）、与那国空港滑走路延長（平成18年度）、石垣空港C I Q（税関・出入国管理・検疫）施設の供用（平成18年度）があげられる。

現石垣空港については、乗降客数及び貨物量とも平成20年度の利用実績が全国地方管理空港（旧第三種空港）の中で、トップクラスであり、今後も利用度は増大するものと見込まれている。これに対応するため、現在、滑走路が1,500mのまま暫定的に小型ジェット機を就航させている。しかし、滑走路が短いため、安定運行の見地から航空機に大幅な重量制限を課さざるを得ず、農水産物の積み残し等、八重山圏域の産業振興の制約となっている。

また、市街地化が進む現空港周辺地域においては、航空機騒音問題を解消し、住環境及び教育環境を良好なものに回復させる必要がある。これらの課題等を解消すると同時に、今後増大が見込まれる航空需要に対応し八重山圏域の振興発展を図るため、中型ジェット機が就航可能な2,000mの滑走路を有する新空港の整備を進めている。

伊平屋・伊是名地域では、島民の暮らしを専ら海上交通に依存しているため伊平屋空港建設による航空交通の確保に向けて、早期に事業化が図られるよう官民で合意形成を進めている。

粟国村においては、航空機の大型化による航空路の安定化に向けて、粟国空港滑走路延長の事業化が図られるよう、合意形成が進められている。

滑走路の短い（800m以下）の離島空港では、これまで、定期路線として就航していた小型プロペラ機の撤退により、安定的な航空路の確保が困難な状況にある。

本県の離島を発着する航空路線は、平成21年10月現在17路線（県外路線7路線、県内路線10路線）が就航しており、平成13年の22路線（県外路線8路線、県内路線14路線）から減少している。[図表3-8-2-4]

その一方、航空旅客数については、近年の沖縄ブームの影響もあり、平成19年度の316万9,000人となっており、平成13年度の267万6,000人に比べ18%増となっている。

[図表3-8-2-5]

県内離島路線については、那覇－石垣間等の一部路線については、観光客の増加等に伴い旅客数が増加しているが、生活路線とされる多くの県内離島路線は利用客が減少しており、平成18年には那覇－慶良間間、平成19年には石垣－波照間間等の定期路線が運休している。

これらの生活路線については、旅客が特定され需要の伸びが期待できないこと等の構造的な不採算要因を抱えていることから、県では、国、関係町村と協調して赤字路線に対する運航費補助を行っているほか、国とともに航空機購入費補助を行ってきた。

また、県単独の支援方策についても関係町村と連携して助成を行っているところである。

航空運賃は船舶と比較して高額で、移動機会の増える生活様式の変化から航空料金の割高感が離島住民に強いことから、着陸料の軽減措置等による運賃低減を図っている。

<海上交通>

離島の港湾は、物流や交流等の生活・産業を支える拠点として重要な役割を果たしている。このため、海上交通の安全性、安定性の向上を目的として係留施設をはじめ、防波堤、泊地等の整備が進められている。

また、観光リゾート地にふさわしい利便性の高い施設整備も進められており、仲間港、船浦港、竹富東港、座間味港、渡嘉敷港等において浮棧橋が整備されている。

那覇港については、利便性、安全性向上を図るため既存ふ頭の再編、利用転換に係る基本方針を那覇港港湾計画において定めているところである。

石垣港については、大型旅客船が台湾等から寄港し、八重山地域の観光振興に大きく寄与しているが、旅客船に対応した岸壁が未整備であるため貨物船等と同じ施設の利用を余儀なくされており、荷役される貨物の中を乗客が往来するなど安全性、効率性に問題が生じている。このため、大型客船が利用する、岸壁、泊地等の整備が進められている。また、平成19年1月より石垣港離島ターミナルの供用が開始されている。

本県の離島航路については、平成21年10月現在22路線が就航しているが、平成17年2月の古宇利大橋の供用開始、経営悪化による平成18年の那覇－平良－石垣航路廃止等により、平成13年の26路線から減少している。[図表3-8-2-6]

その一方、旅客数については近年の沖縄ブームの影響もあり、平成19年度は404万2,000人となっており、平成13年度の324万8,000人に比べ約24%増となっている。[図表3-8-2-7]

県内離島路線については、石垣－竹富間等の一部路線については、観光客数の増加に伴う便数の増加等により旅客数が増加しているが、これらの路線を除く大部分の離島航路事業者は、離島の過疎化の進行による旅客と貨物の需要低迷等により、厳しい経営を余儀なくされている。

そのため、欠損の生じている航路事業者に対して国、県、市町村で補助を行い、離島航路の維持・確保に努めている。

また、離島航路事業の整備発展を支援する目的で、沖縄振興開発金融公庫、県、関係市町村、離島航路事業者及び関連事業者等の出資により、昭和54年に設立された沖縄県離島海運振興株式会社は、各離島の航路事情に応じた船舶を建造してこれを離島航路事業者にリースを行うとともに、必要な運転資金の貸し付けを行っている。

<道路>

離島における住民生活の安定向上、産業振興を目的に離島架橋や島内一週道路の整備が進められている。

離島架橋については、これまでに瀬底大橋（昭和59年度完成）、池間大橋（平成3年度完成）、浜比嘉大橋（平成8年度完成）、阿嘉大橋（平成10年度完成）、野甫大橋（平成15年度完成）、古宇利大橋（平成16年度完成）等が開通しており、現在、屋我地島と本部半島を結ぶワルミ大橋（平成22年度供用開始予定）と宮古島と伊良部島を結ぶ伊良部大橋（平成24年度供用開始予定）の整備が進められている。

<情報通信基盤>

離島・過疎地域における情報通信基盤の整備について、特に離島地域においては採算性の問題から民間通信事業者による高速通信網の整備が進んでおらず、行政、教育、産

業等の分野において住民がインターネットを活用した各種サービスを活用できない等の情報格差が生じていた。

これを解消するために、平成17年度から平成19年度にかけて伝送路整備等を実施し、大神島等の一部小規模離島を除く離島において、ブロードバンドサービス（広帯域にわたり提供されるインターネット接続サービス）が利用可能な環境を整備した。

また、本島内の過疎地域については、平成21年8月から国頭村全域でブロードバンドサービスが利用可能な環境が民間事業者によって整備された。大宜味村、東村についても、村が事業主体として整備し、平成22年4月よりサービスが提供できるようになったところである。

平成23年7月にアナログ放送が停波し、地上デジタル放送に全面移行することから、平成19年度から平成20年度にかけて沖縄本島から宮古島までの海底光ケーブル設備の改修や同ケーブルに接続する地上系伝送路設備等の改修工事を行った。

その結果、先島地区では平成21年度から地上デジタル放送を開始し、これまでアナログ放送では視聴できなかった琉球朝日放送を含めて地上デジタル放送が視聴できる環境が整った。

南北大東地区における地上デジタル放送への移行については、海底光ケーブル敷設等の伝送路構築に係る海洋調査等を平成21年度から実施しており、平成23年7月の県域放送開始に向けて取り組んでいるところである。

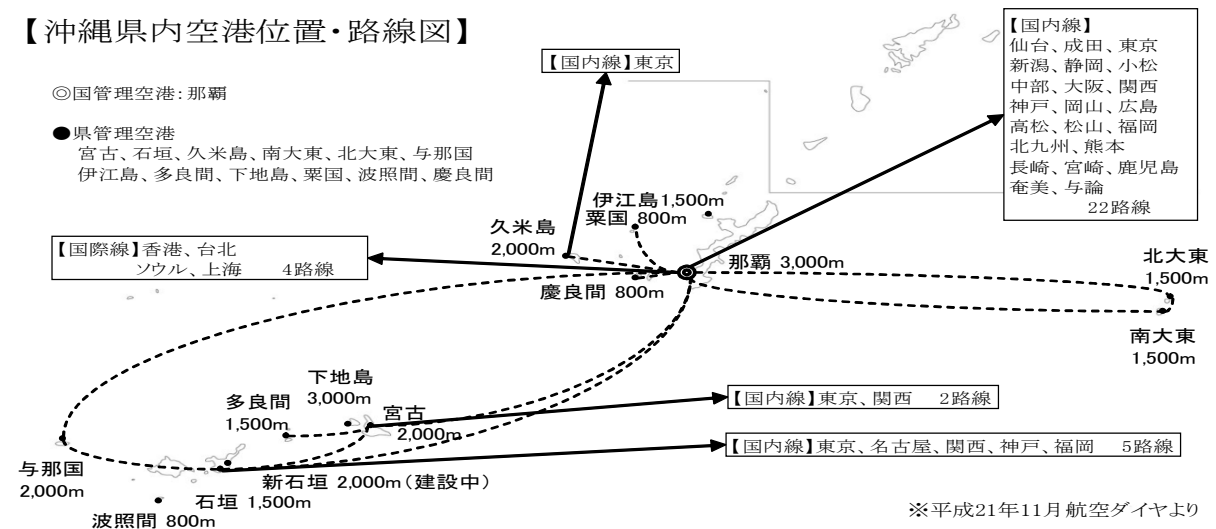
防災通信の確保等を目的として昭和58年4月から運用されていた、防災行政無線システムについては、老朽化等に伴い平成12年から平成14年に設備の更新を行った。

平成15年度からは、沖縄県総合行政情報通信ネットワークとして、防災通信機能の拡充強化、行政情報伝送の効率化、地域からの情報発信の活性化等を図ることを目的として運用を開始している。

なお、同ネットワークは、県内全市町村、全消防本部、県出先機関等と接続しており、防災通信をはじめ、住基ネット、介護ネット等各種行政情報システムの伝送路として活用されている。

図表3-8-2-1 沖縄県内空港位置・路線図（再掲）

【沖縄県内空港位置・路線図】



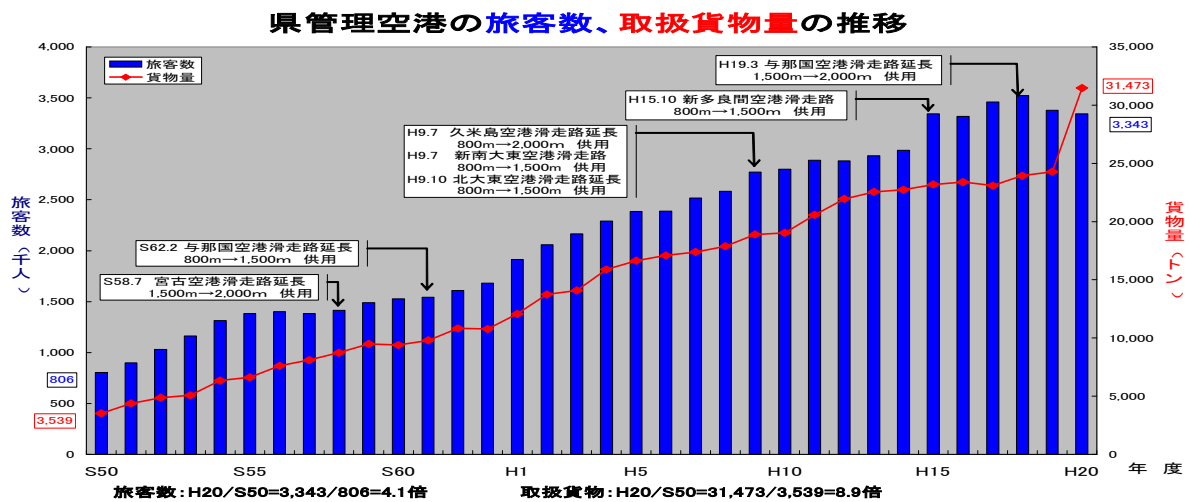
資料：沖縄県土木建築部

図表3-8-2-2 県内空港の概況（再掲）

空港名	設置管理者	種別	指定年月日	滑走路 (m)	ターミナルビル (㎡)	駐車場 (㎡)	乗降客数 (人)		
							H11	H20	増減
那覇	国土交通大臣	国管理空港	S47.5.15	3000×45	96,325	49,887	11,372,916	14,907,178	3,534,262
宮古	沖縄県知事	地方管理空港	S48.2.27	2000×45	9,245	37,600	996,588	1,077,571	80,983
石垣	"	"	"	1500×45	3,386	13,913	1,409,083	1,845,317	436,234
久米島	"	"	"	2000×45	4,917	27,700	280,237	247,655	△ 32,582
与那国	"	"	"	2000×45	1,398	2,033	67,329	79,800	12,471
南大東	"	"	"	1500×45	911	3,010	38,699	35,170	△ 3,529
多良間	"	"	"	1500×45	989	1,750	36,734	30,018	△ 6,716
伊江島	"	"	S49.2.8	1500×45	504	1,300	236	56	△ 180
波照間	"	"	S50.3.14	800×25	166	1,000	5,848	1,544	△ 4,304
粟国	"	"	S51.3.26	"	253	1,000	30,837	10,910	△ 19,927
北大東	"	"	S52.3.18	1500×45	715	2,390	12,847	14,965	2,118
下地島	"	"	S54.7.24	3000×60	200	2,390	0	0	0
慶良間	"	"	H4.11.26	800×25	372	1,332	9,350	217	△ 9,133

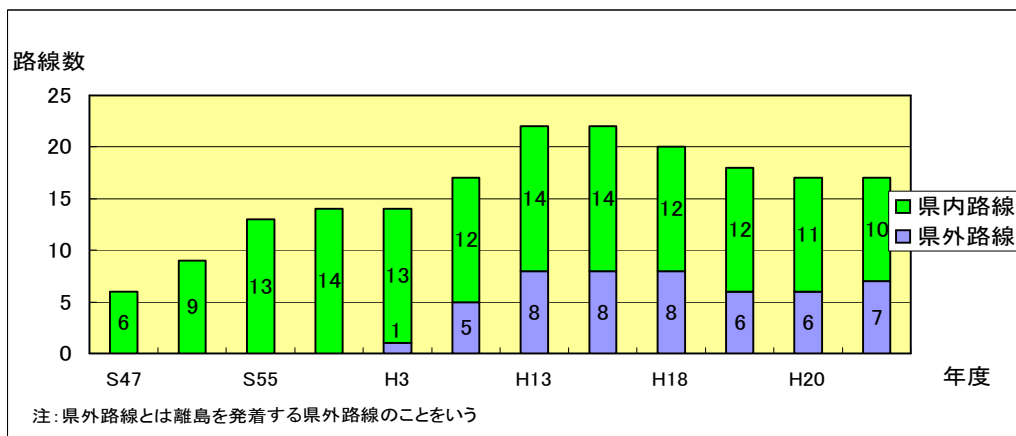
資料：沖縄県土木建築部

図表3-8-2-3 県管理空港の旅客数、取扱貨物量の推移（再掲）



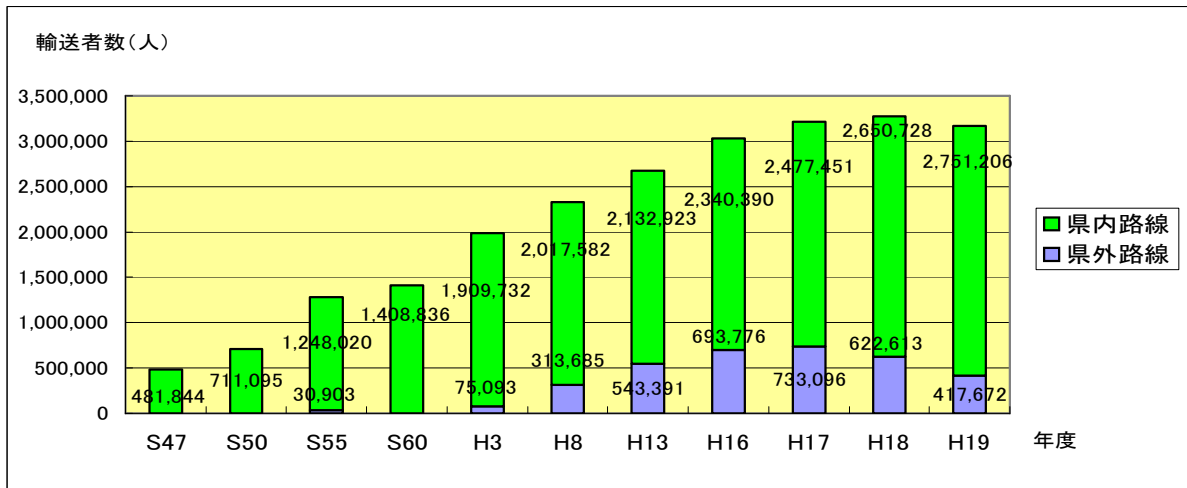
資料：沖縄県土木建築部

図表3-8-2-4 離島発着路線（空路）の年度ごとの推移



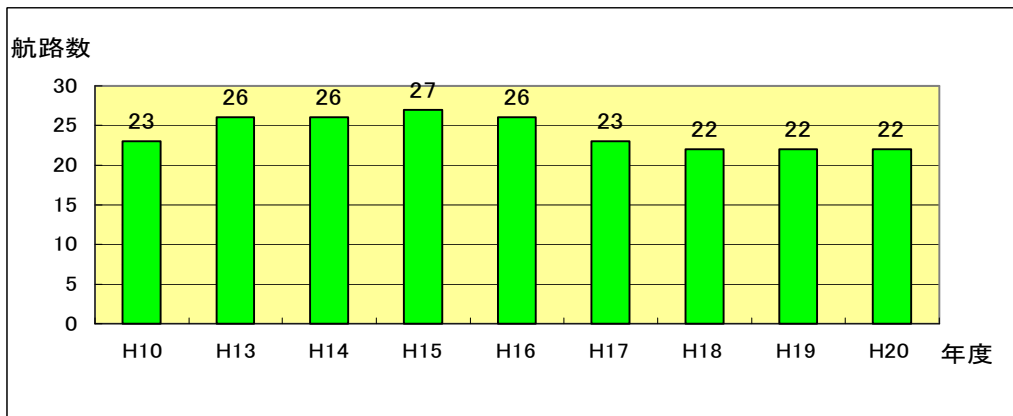
資料：沖縄県企画部

図表3-8-2-5 離島路線（空路）旅客輸送実績推移



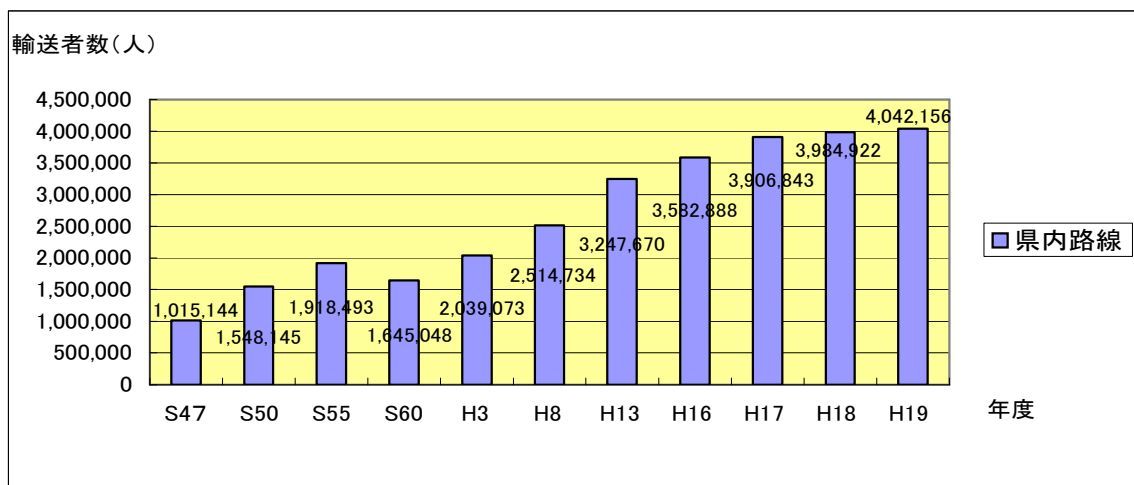
資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」

図表3-8-2-6 離島航路年度ごとの推移



資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」

図表3-8-2-7 離島路線（航路）旅客輸送実績推移



資料：沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」

【課題及び対策】

<航空>

伊平屋・伊是名地域への航空交通の確保に向けては、世界的な景気後退による航空市場の急速な縮小に伴い、既存路線の再構築が行われている中、航空会社の就航意向の取り付けや伊平屋・伊是名両村間の船舶運航が課題となっている。

新石垣空港については、用地取得率が99.9%（平成21年12月末現在）まで進展しているが、共有地権者718名が建設予定地に2筆の土地を所有し、反対運動を展開しているため、残りの用地取得が難航しており、平成25年3月の供用開始に向け取り組みを進める必要がある。

離島への安定的な航空路の確保を図るため、プロペラ機の大型化などにより定期航空路の再開が見込める空港においては、滑走路延長などの検討が必要である。

離島航空路線について、那覇－石垣間等の一部路線を除く、多くの航空路線については生活路線であるため、旅客の大幅な増加が難しい等の不採算要因を構造的に抱えていることから、路線の安定的運行を確保するには厳しい状況にある。

一方、離島住民にとって、距離的、時間的制約から飛行機を利用する機会が増加しており、着陸料等の軽減措置を行っているが、依然として航空運賃は高額であること等から、現行の着陸料等の軽減措置以外に、運賃の逡減化を図る新たな仕組みの構築等が必要である。

また、現行の運航費補助制度については、その対象経費が就航する航空機の部品購入等の物件費に限定されていることから、これに燃料費を加える等の制度拡充を行い、離島空路維持について更なる支援を行う必要がある。

<海上交通>

海上交通の安全性、安定性の向上を目的として、定期船等の就航船舶の大型化等に対応した係留施設等の整備や観光リゾートにふさわしい利便性の高い施設整備と離島航路における係留施設等のユニバーサルデザインを推進し、高齢者等が安全に港を利用できるようにするため、浮棧橋等の整備を引き続き進める必要がある。

また、離島航路は離島住民の生活の足、物資の輸送手段として必要不可欠のものであり、その維持・確保は住民生活の安定及び離島振興にとって重要である。しかし、近年の原油価格の高騰や輸送量の減少に加え、一部航路については船舶の老朽化に伴う機材の更新等、離島航路事業者を取り巻く経営環境が悪化している。

そのため、現行の補助制度の維持又は拡充に加えて、行政と事業者が一体となった経営の健全化に取り組む必要がある。

沖縄本島と宮古島、石垣島を結ぶ旅客運送は航路を担っていた有村産業の破産にともない平成20年6月から休止され、現在に至るまで再開の目処は立っていない。このため、健康上の理由で飛行機に乗れない人の移動や、子牛の輸送等に影響がでている。運航コストの問題等解決が難しい問題ではあるが、離島の交通・物流の課題を解消していく方策について多面的に検討していく必要がある。

<道路>

離島地域においては、道路整備が進められているものの、依然として整備が十分でな

い路線もあることから、生活に密着した、緊急度の高い路線から優先的に引き続き整備を進める必要がある。

<情報通信基盤>

住民が高度な情報通信サービス等を受けられるよう、離島過疎地域においては、一部小規模離島をのぞきブロードバンド環境を整備したが、整備に多大な費用を要すると共に、公設公営による維持管理費用が、地元自治体の厳しい財政状況を更に圧迫させる要因とならないか懸念されるため、当該地域においても安定的かつ質の高いサービスを提供していくことが求められることから、関係機関等を含めて検討していく必要がある。

高度に情報化した現代社会において、インターネット接続等の情報通信サービスの基盤は、離島の不利性の克服や、住民の利便性の向上、産業の振興等の観点からも非常に重要である。整備費用や運営コストの関係から光ブロードバンド回線の導入等に関して都市部との導入時期や通信速度等の格差が生じる可能性が大きいのが、その必要性和コストを勘案しつつ、できるだけ格差が大きくなるよう対応策を検討していく必要がある。

南北大東地区における地上デジタル放送への移行については、平成23年7月の地デジ移行に向けて、平成21年度から海洋調査等を実施しているところであるが、地デジ移行に係る整備に伴い、放送を受信できなくなる視聴者が生じてしまうことがないように、必要に応じて国が実施する暫定的な衛星利用による難視聴対策の利用を検討する必要がある。

(制度について)

【主要な関連制度】

ガソリン税（揮発油税・地方揮発油税）に係る軽減措置

①指定（供用開始）：昭和47年5月15日

②根拠法令：沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律80条、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置に関する政令第74条

③対象地域（制度概要）：

離島を含む県全体において揮発油税等の軽減措置を実施し、ガソリン価格を本土並に抑制

④適用される国税：

揮発油税及び地方揮発油税

⑤これまでの実績等：揮発油税及び地方揮発油税の減税額（7円/ℓの軽減）

<現在の適用税率（円/kl）の内訳>

沖縄46,800円/kl（揮発油税42,277円/kl、地方揮発油税4,523円/kl）

全国53,800円/kl（揮発油税48,600円/kl、地方揮発油税5,200円/kl）

【課題及び今後の方向性】

- ・揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置が、平成24年5月14日までの時限措置であることから、現行の措置が継続される必要がある。
- ・現行の措置が継続されるように、国等の関係機関と調整する。

石油製品輸送等補助事業

①指定（供用開始）：昭和47年5月15日

②根拠法令：沖縄県石油価格調整税条例

③対象地域（制度概要）：

離島における石油製品の本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、揮発油税の軽減措置を根拠に揮発油1500円/klの石油価格調整税を徴収し、県内離島へ輸送される石油製品への輸送費補助。

④補助対象油種：

揮発油、灯油、軽油、A重油

⑤補助対象経費：

沿岸荷役料、棧橋通過料、海上運賃、倉入料

⑥これまでの実績等：

石油製品輸送等補助事業＜昭和47年度～平成20年度実績＞

補助額236億円（輸送経費242億円、輸送数量5,050,148 kl）

【課題及び今後の方向性】

- ・ 離島における石油製品輸送等補助事業費の前提となる揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置が、平成24年5月14日までの時限措置であることから、現行の措置が継続される必要がある。
- ・ 現行の措置が継続されるように、国等の関係機関と調整する。

※ ガソリン税に係る軽減措置制度に関しては、県全体を対象とした制度ではあるが、石油製品輸送等補助事業などを通して、同制度が離島地域の振興に大きく寄与していることから本項において記載した。

(3) 生活環境基盤の整備

(施策について)

【現状】

<水源の確保>

離島地域は、面積が狭隘であり、水源となる河川流域の狭小性により水源の確保が困難であるという地形制約に加え、脆弱な財政基盤を起因として大規模な水源開発が容易でないため、一部の地域においては現在でも制限給水が課せられるなど、沖縄本島と比較して厳しい水事情を抱えている。このため、地域の地理的特性や水源事情に即した取組みを推進しており、地域ごとの特性に応じ、多目的ダム、海底送水管、海水淡水化施設等の整備を進めるなど、安定的な水源の確保に向け取り組んでいる。

多目的ダムについては、伊平屋島、座間味島、石垣島においてそれぞれ設置したほか、現在、平成23年度の完成を目途に久米島において儀間ダムの整備を行っている。また、宮古島においては、1日最大給水量が2万7,000m³となる日本最大級の地下ダムにより水源を確保している。

海底送水管については、ダム建設が困難な地域において、その設置を促進してしており、隣接する主要島から海底送水を行うことで水源を確保している。敷設区間としては、「西表島－黒島」、「南城市知念吉富（沖縄本島）－久高島」など、同一行政区で行われている場合が大部分を占めているが、「本部町備瀬（沖縄本島）－伊江島」、「石垣島－竹富島」など行政区を超えて行われているケースも見られ、平成21年度末現在、16箇所（8市町村）に海底送水管を敷設している。

海水淡水化施設については、主要島から遠距離にあり海底送水が困難な地域において、その導入を促進しており、海水から脱塩処理を行うことで飲料水を確保している。平成21年度末現在、粟国村（施設能力600m³/日）、渡名喜村（施設能力300m³/日）、南大東村（施設能力730m³/日）、北大東村（施設能力320m³/日）、竹富町波照間（施設能力440m³/日）の5町村に設置している。

また離島地域においては、地下水を水源としている場合が多いが、地下水は琉球石灰岩の要因により水質の硬度が高いこと、農地に由来する硝酸態及び亜硝酸態窒素が高いことなどから硬度低減化等の水質改善が必要とされている。このため、硬度低減化施設等の高度処理施設の整備に取り組んでおり、伊平屋島、宮古島、多良間島等9箇所に整備を行うなど、水質改善が必要な地域においてはその措置を行うことにより水源を確保している。

一方、こうした水道施設の整備に加え、安定的な供給を維持するためには、水道事業に関する運営基盤の強化が求められている。とりわけ、過疎地域を含む離島においては簡易水道等の小規模水道事業が多く運営基盤が脆弱であるため、より一層事業統合等の広域化による経営の合理化が必要である。このため、特定簡易水道事業を対象に説明会を実施し、事業統合計画の策定を促進している。しかしながら、平成20年度における離島地域の上水道事業体は5箇所、簡易水道事業体は27箇所であり、事業統合による水道料金の統一化等の料金改定によって水道料金の上昇が懸念される地域があることなどから、依然として、小規模水道事業の統合が進展していない。

<下水道等>

下水道事業については、宮古島市及び石垣市の市街地において公共下水道の整備が進められている。また、渡嘉敷村（阿波連地区）、石垣市（川平地区）、久米島町（イーフ地区・仲泊地区）、座間味村（座間味地区・阿真地区・阿佐地区）、竹富町（竹富地区）

において、自然公園区域内の水質保全を目的に特定環境保全公共下水道の整備が進められており、既に供用を開始している。離島部における下水道処理人口普及率は、平成20年度で19.5%となっており本島部の70.0%と格差が生じている。

浄化槽については、集合処理に適さない離島・過疎地域などの人口散在地域など地域の特性に応じ整備を促進している。平成19年度の離島地域における合併処理浄化槽人口は、9万914名で整備率は34.0%となっており、沖縄本島（12.5）%と比較して21.5ポイント上回っている。

<廃棄物対策>

本県は島嶼性のため環境容量が小さく、環境負荷の増大に対して脆弱な特徴を有していることから、循環型社会の形成がより一層求められている。とりわけ、離島域においては、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性を抱えているため、廃棄物の発生を最小限に抑え（リデュース）、発生した廃棄物を資源として最大限に再利用（リユース）、再利用（リサイクル）するといった3Rを総合的に推進し、最終的に発生した廃棄物に関しては、適正な処理を行い環境への負荷をできる限り小さくすることが重要である。

一般廃棄物については、排出量を抑制するため、マイバッグ運動の推進とあわせて、レジ袋の有料化に取り組むとともに、ごみ減量化キャンペーン等の実施により県民意識の高揚に努めたほか、空き缶や吸い殻等の散乱防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」を制定し、環境美化の意識啓発を行った。市町村においては、ごみ収集の有料化等に取り組むとともに、4市町村において環境美化に関する条例を制定するなど、ごみ排出の抑制に向け、総合的な対策を実施している。しかしながら、ごみの総排出量は、本島市町村が年々減少しているのに対し、離島市町村は、平成11年度の5万470トンを超えて増加している。

一般廃棄物処理施設については、平成19年度末現在、焼却施設が16市町村で20施設、最終処分場が10市町村で11施設が整備されるなど、着実に進展している。伊平屋村、座間味村、渡名喜村などは最終処分場を整備しない代わりに、焼却灰の熔融スラグ化を行い対処している。一方、焼却施設が整備されていない、伊是名村、与那国町においては、発生した廃棄物は直接、最終処分場に処理されるため、残余容量のひっ迫が懸念されている。

近年、宮古島の狩俣北海岸や石垣島の吉原海岸など各地の離島海岸において、海外からと思われる流木や漁具、廃ポリ容器等のごみが大量に漂着し、自然環境や景観、さらには観光や漁業に重大な影響を及ぼしている。これらの漂着ゴミは、海岸管理者やボランティアにより回収が行われ、地元自治体が処理を行っているが、恒常的に漂着してくることから、地域にとって大きな負担となっている。

産業廃棄物処理業者については、平成19年度末現在、総数で112業者となっており、業種の区分で見ると、収集運搬業89業者、処分業23業者（うち中間処理業21業者、最終処分業2業者）となっている。

産業廃棄物処理施設については、平成19年度末現在、焼却や破碎による減量化などを行う中間処理施設が21施設、最終処分場が3施設となっており、このうち、最終処分場に関しては、安定型最終処分場2市（石垣市、宮古島市）で3施設、管理型最終処分場が1村（伊江村）で1施設となっている。

廃棄物の不法投棄については、離島域においても、依然として発生しており、悪質な不法投棄による処理業者の検挙事例も生じている。とりわけ、廃家電や使用済自動車については、リサイクル料金や指定引取場所までの海上輸送費負担を避けるため、不法

投棄する事例がある。こうした不法投棄を防止するため、保健所の衛生監視員による監視指導体制に加え、警察退職者を廃棄物監視指導員として配置し、悪質な不法投棄者の告発、関係機関の連携などの対策強化を図っている。

<エネルギー>

新エネルギーについては、供給コストの低減化及び地域に即したエネルギーの地産地消を図る観点から、平成20年度より住宅用太陽光発電の導入に対する補助制度の実施などにより普及促進に取り組んでいる。特に宮古島や石垣島、伊江島等の離島においては、県内民間事業者による太陽光発電や風力発電などの開発・導入が進められている。

また、平成20年度に「環境モデル都市」に選定された宮古島市は、環境モデル行動計画を策定しており、同計画ではCO2削減のために新エネルギーやクリーンエネルギーを利用した電気自動車、バイオエタノール車の導入を推進することなどが盛り込まれている。また、同市は平成21年度に新エネルギー設備などを直接見て触れて体験できる「次世代エネルギーパーク」に認定されるなど、自然エネルギー供給に係るモデル地区形成への取り組みが進んでいる。

海底電力ケーブルでは、今帰仁村から伊是名島まで敷設されたほか、石垣島から小浜島への敷設が促進されており、送電体制の整備が図られている。

【課題及び対策】

<水源の確保>

多目的ダムについては、その建設にあたり多額の費用を要することから、将来の水需要や水源計画を精査し、その必要性と費用対効果について十分検討する必要があるほか、海底送水管については耐用年数を迎つつあるため、必要に応じて改修工事を行う必要がある。さらに水の安定供給が十分でない座間味村など一部離島においては、海水淡水化施設の導入に向けた検討を行う必要がある。

また海底送水管や海水淡水化施設などの整備に要する諸費用が、沖縄本島との水道料金の格差を生じさせている要因となっていることから、格差是正を図るため、離島地域における負担軽減に向けた水道広域化の取り組みが望まれるほか、簡易水道等の小規模水道事業については、安定的な給水が確保できるよう事業統合計画の策定を推進するなど、運営基盤の強化を図る必要がある。

さらに離島地域は本島のような近隣市町村との施設面での連携が困難であるため、施設が被災した場合、断水の長期化が危惧されることから、施設の老朽化対策や耐震化の整備などのほか、施設整備以外での連携について検討を進めていく必要がある。

<下水道等>

離島部における平成20年度の下水道処理人口普及率は、19.5%となっており本島部の70.0%と依然として大きな格差が残っている。生活環境の改善と水質保全のため下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等で連携し、地域に合った処理方式により未普及地域の解消に努める必要がある。

浄化槽については、集合処理に適さない地域があるため、その取り組みを推進するとともに、設置済単独浄化槽を合併浄化槽へ転換する必要があるほか、法定検査の受検など適正な維持管理を促進する必要がある。

<廃棄物対策>

一般廃棄物については、排出量を抑制するため、引き続き3Rの推進やごみ減量に対する県民意識の高揚に努める必要があるほか、地域の事情に対応した計画的な処理施設の整備を行う必要がある。さらに一般廃棄物のうち、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」の施行により、リサイクルが義務づけられたペットボトルや家電などの品目に関しては、離島においては沖縄本島に輸送し処理を行っているため、資源循環コストが高い要因となっている。このため、処理施設の集約化や運搬ルートの合理化等により、効率的なごみ処理体制の構築を図り、離島におけるごみ処理経費の軽減に努める必要がある。

海岸漂着ごみについては、回収をボランティアに依存していることが多く、離島地域では、人手の確保が困難である。また、その処理についても、島内の廃棄物処理施設では十分に処理ができないなどの課題がある。加えて、中国や韓国、台湾等の海外由来のごみが多いため、発生源対策が行われず、恒常的に大量に漂着しており、問題が深刻化している。平成21年度から23年度においては、国の地域グリーンニューディール基金（GND）を活用して海岸漂着ゴミの回収処理や普及啓発等の対策事業を行うこととしているが、事業終了後においても継続的な財源確保が必要である。

産業廃棄物については、近年、住民の環境問題に対する意識の高まりにより、産業廃棄物処理施設の設置に対して地域住民の合意形成を得るのが困難となっている。とりわけ、管理型最終処分場が設置されていない離島地域においては、汚泥など管理型最終処分場で処理しなければならない品目に関しては、沖縄本島に輸送し処理を行っていることから排出事業者等の輸送コスト高の要因となっている。このため、域内の一般廃棄物処理施設において処理が可能な産業廃棄物については、併せ処理の実施可能性について検討する必要がある。

廃棄物の不法投棄については、県警察本部、市町村等との連携の推進、不法投棄監視カメラの効果的活用などにより監視体制の更なる強化を図るとともに、事業者の適正処理及び環境美化に対する意識向上に努める必要がある。加えて、離島で処理できない廃家電や使用済自動車については、本島までの輸送費や不法投棄対策に対し指定法人が助成を行う制度が構築されていることから、市町村へ積極的な活用を促進するとともに、必要に応じて国へ制度の改正を求めていく必要がある。

また、離島地域における適切な循環の環を構築するため、リサイクル市場の拡大、環境関連ビジネスの創出・活性化を図るとともに、生産活動での再生資源の積極的利用、再生利用が可能な製品や寿命の長い製品を開発するなど3Rを総合的に推進する必要がある。

<エネルギー>

新エネルギーである太陽光発電や風力発電等については、天候などにより出力が不安定になるため、大量のエネルギーを既存の電力系統に接続する場合は、電力供給システムに与える悪影響が懸念されている。このため、特に小規模な独立系統である離島において、出力が不安定な新エネルギーが大量に導入された場合の系統に与える影響を把握し、周波数対策技術の確立を目指す実証事業が開始されることから、今後は小規模エネルギーネットワークの構築について先導的に取り組むことを検討する必要がある。

また、新エネルギーの導入は、初期投資のコストが高いこと等から普及が加速していない。平成21年11月から実施されている太陽光発電システムに関する余剰電力の買取価格引き上げ(2倍)制度などを活用しながら、太陽光発電など新エネルギーの普及拡大を一層推進していく必要がある。

化石燃料による電力の供給量が未だ大きいことや人口・世帯数の伸び等から、本県の温室効果ガス総排出量は、平成12年度から平成18年度までの6年間で14%増加している。今後は新エネルギーの積極的な導入などにより、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の削減に一層注力することが求められる。

(4) 保健医療の確保と福祉の向上

(施策について)

【現状】

離島・過疎地域における医療体制については、16か所の県立病院附属診療所を運営し、各保健医療圏域の県立病院を中核病院として救急医療、離島・へき地医療等を行い、地域医療の確保と医療水準の向上に努めている。

県立宮古病院については、老朽化が進行していることから建て替えが予定されている(平成25年5月開院予定)。

沖縄県と久米島町で構成する沖縄県離島医療組合に対し、公立久米島病院の運営等に係る負担金を交付し、また県立病院から医療従事者を派遣し、離島病院の診療体制の確保を図っている。

離島・へき地医療の向上を図るため、県立病院と附属離島診療所等との間に導入したイントラネットやテレビ会議システムを用いて、中部病院を中核に離島診療所からの診療相談への対応、遠隔講義や遠隔会議などを実施し、離島診療に対する医療支援を行っている。また、市町村立のへき地診療所に対し施設や設備の整備費、運営費の補助を行い、へき地医療の確保を支援している。

離島・へき地の無医地区等においては、医科巡回診療・歯科巡回診療を実施し当該地域の医療を確保している。医科巡回診療については、受診機会の少ない眼科や耳鼻咽喉科等の特殊診療科について実施している。歯科巡回診療は、平成17年度以降は渡名喜島、波照間島及び黒島の3か所で実施、本診療の間に歯科健康教育を実施し、虫歯や歯周病予防等の啓発を行っている。

離島・へき地における医師の確保のため、平成19年度から離島・へき地での勤務を希望する医師の情報を登録し必要に応じ派遣する「ドクターバンク」の運営、離島診療所に勤務する医師の支援を行う「へき地支援機構」の運営を開始した。

また、修学資金の貸与を受けた研修医等に離島診療所等における勤務義務を課すなど、修学資金制度による離島・へき地における医師の確保にも努めている。県から自治医科大学に派遣した学生は、平成21年4月までの卒業生が64人となっているが、そのうち14人が離島医療機関で勤務している。

子ども、高齢者、障害者への福祉サービスについては、実施主体である離島地域市町村と連携を取り、体制の整備や事業実施への支援を行っている。へき地保育所は、平成19年度現在14か所設置されている。

【課題及び対策】

沖縄県離島医療組合に対する支援については、県立病院から派遣している医療従事者の確保が、県立病院における医師不足等から厳しい状況にあり、常勤医の安定的な確保が求められる。

医療情報システムについては、離島診療所の一部において通信速度が遅いことが課題となっており、離島における通信環境の整備状況や現システムとの接続適正等を考慮しながら、改善を進める必要がある。

離島・へき地における医療体制については、県全体として医療従事者の養成・確保に取り組む中で離島・へき地勤務者の確保に努めるとともに、市町村が主体となって保健予防対策から1次医療の提供まで担うことができるよう、市町村立離島診療所の常勤医確保等を支援する必要がある。市町村立離島診療所の施設については、今後老朽化への対応が必要となる。

また、北部病院における産科医不足や宮古病院における脳外科医不足など離島過疎地域においては、専門医の確保が必要となっている。特に、宮古、八重山医療圏においては、可能な限り圏域内で医療を完結できる体制構築が必要である。

福祉サービスの充実については、実施主体となる離島・へき地市町村の取り組みへの支援や、関係機関、地域社会との協力体制の整備が課題である。

(5) 教育及び地域文化の振興

(施策について)

【現状】

離島・過疎地域においては、少子化傾向が著しく、小規模校、少人数学級での学習が常態化している。こうした教育環境は、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導が可能であるほか、高齢者などの地域住民や豊かな自然環境が身近であるという特性がある。一方で、同世代間における多様な価値観との交流が限られる面で不利性がある。このため、体験学習や世代間交流など、地域特性を生かした教育の取り組みを進めるとともに、少人数・複式学級における学習指導の改善・充実を図りながら、近隣学校との集合学習、都市部の学校との交流学习を積極的に推進している。

[図表3-8-5-1、3-8-5-2]

生涯学習施設については、平成20年3月末現在、公立公民館38館（13市町村）、公立図書館8館（5市町村）、総合博物館2館（2市町）、集会施設340施設（19市町村）が整備され、自然体験塾や村づくり講座等の、地域の自然や歴史・文化を学び楽しむ創造的な学習活動が進められている。[図表3-8-5-3]

学校教育施設については、コンクリート細骨材への塩分濃度規制がなかった昭和52年以前に建築された校舎、及び新耐震基準が施行される前の昭和56年以前に建築された校舎の老朽化が進行している。

離島・過疎地域においては、スポーツ施設や集会施設などの公共施設が都市部と比べ少ない状況である。このため運動場などの学校施設を地域に開放しているほか、学校の授業において公民館や離島総合センター等を活用するなど、学校と地域が既設施設の共同利用を行っている。

国際化や情報化等に対応した施設設備の整備については、「沖縄グローバルエデュケーションネットワークシステム」や「美ら島e-net(遠隔学習)システム」を構築し、インターネットを活用した教員の研修や英語、中国語、韓国語による語学演習機能を有した教育用コンテンツを作成・提供している。

スポーツ施設については、平成20年3月末現在、離島過疎地域において、体育館が19か所、陸上競技場が13か所、野球場が10か所、プールが9か所の合計51か所が整備されている。人口規模が小さく財政力の弱い町村においては、体育館等の主要施設が整備されていない状況であり、学校施設等を地域に開放するなどして、共同利用を行っている。

伝統文化の保存・継承については、久米島紬や宮古上布、八重山上布など各地の伝統工芸について、文化的な価値を保存することを目的として、伝承者の養成を行っている。また、離島地域に伝わる民俗芸能やその他の工芸等についても、記録保存や伝承者の養成などに取り組んでいる。芸術鑑賞機会の創出については、県内外で活躍する一流の芸術家や芸術団体を招聘して、舞台芸術や公演等を提供している。

図表3-8-5-1 沖縄県全体と離島地域の小中学校児童生徒数推移の比較

	県全体			離島地域		
	児童 生徒数	減少割合		児童 生徒数	減少割合	
		S48を100 とした数値	H14を100と した数値		S48を100 とした数値	H14を100と した数値
昭和48年	197,844	100.00		32,892	100.00	
昭和57年	203,283	102.75		22,096	67.18	
平成4年	183,832	92.92		20,851	63.39	
平成14年	160,379	81.06	100.00	15,870	48.25	100.00
平成19年	153,543	77.61	95.74	14,280	43.41	89.98

資料：文部科学省「学校基本調査」、沖縄県企画部

図表3-8-5-2 離島地域における学校数・児童生徒数及び教職員数の推移

	小 学 校					中 学 校					高 等 学 校					
	学校 数	教員 数 (人)	職員 数 (人)	学級 数	児童数 (人)	学校 数	教員 数 (人)	職員 数 (人)	学級 数	生徒数 (人)	学校 数	教員 数 (人)	職員 数 (人)	学級 数	生徒数 (人)	島外通 学者数 (人)
S48	83	997	-	-	20,019	62	826	-	-	12,873	8	403	-	-	6,543	-
S57	79	1,050	-	577	14,470	60	840	-	294	7,626	8	539	-	154	6,035	-
H4	82	976	337	607	13,763	62	768	261	291	7,088	13	411	145	150	5,392	101
H14	83	881	240	534	10,309	61	725	128	269	5,561	13	427	142	145	4,800	102
H19	80	846	219	496	9,319	57	648	126	239	4,961	9	374	136	115	3,933	194

資料：沖縄県企画部

図表3-8-5-3 離島・過疎地域における生涯学習を推進する施設のデータ

離島・過疎地域における生涯学習を推進する施設のデータ									
公立公民館		H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
	合計	35	35	36	36	36	36	37	37
過疎市町村	国頭村	8	8	8	8	8	9	9	9
	大宜味村	1	1	1	1	1	1	1	1
	東村	4	4	4	4	4	4	4	4
	本部町	7	7	7	7	7	7	7	7
	伊江村	1	1	1	1	1	1	1	1
	伊平屋村	1	1	1	1	1	1	1	1
	伊是名村	1	1	0	0	0	0	0	0
	久米島町	0	0	2	2	2	2	2	2
	南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0
	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0
	渡嘉敷村	1	1	1	1	1	1	1	1
	座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0
	粟国村	1	1	1	1	1	1	1	1
	渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮古島市					7	7	8	8
	平良市	4	4	4	4				
	城辺町	1	1	1	1				
	下地町	1	1	1	1				
	上野村	0	0	0	0				
伊良部町	1	1	1	1					
多良間村	1	1	1	1	1	1	1	1	
竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	
与那国町	1	1	1	1	1	1	1	1	
離島	石垣市	1	1	1	1	1	0	0	0

公立図書館									
		H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
	合計	8	8	8	8	8	8	8	8
過疎市町村	国頭村								
	大宜味村								
	東村								
	本部町	1	1	1	1	1	1	1	1
	伊江村								
	伊平屋村								
	伊是名村								
	久米島町								
	南大東村								
	北大東村								
	渡嘉敷村								
	座間味村								
	粟国村								
	渡名喜村	1	1	1	1	1	1	1	1
	宮古島市(県立含む)					3	3	3	3
	平良市	2	2	2	2				
	城辺町	1	1	1	1				
	下地町								
	上野村								
伊良部町									
多良間村	1	1	1	1	1	1	1	1	
竹富町									
与那国町									
離島	石垣市(県立含む)	2	2	2	2	2	2	2	2

資料：沖縄県教育庁

【課題及び対策】

小規模校、少人数学級での学習においては、その利点を生かし、児童生徒個人々人に対するよりきめ細かな指導を充実するとともに、学校・家庭・地域が一体となった人間形成を進めることが望まれる。一方で、小集団での活動が小学校低学年から続くため、児

児童生徒の社会性やコミュニケーション能力の育成の面で課題を抱えている。このため、交流学习・集合学習を促進し、児童生徒の主体性や発表能力、コミュニケーション能力の育成に努める必要がある。

また、離島・過疎地域においては、教職員の配置や遠距離通学が必要な児童生徒の通学条件の緩和などの課題がある。このため、教職員を適切に配置するとともに、遠距離通学の条件緩和に関しては、スクールバスの整備など必要な措置を講じる必要がある。

生涯学習施設については、地域住民のニーズに的確に対応した施設の整備を図るとともに、既存施設の有効活用を検討し学習機会の拡大を促進する必要がある。また、地域の特性に合った講座内容の充実に努める必要がある。

老朽化した校舎等の建て替えについては、離島市町村の財政基盤が弱く、建て替えが進んでいないため、児童生徒の安全を確保するためにも、計画的な整備を図る必要がある。また、児童生徒の多様なニーズに適切に対応する施設整備を図るとともに、少子化の進行を視野に入れた学校の再編整備を検討し行う必要がある。

国際化や情報化等に対応した施設設備の整備については、システムを構築したものの離島における回線速度の遅さや本島北部におけるブロードバンドの未整備によりシステムの利用に一部制限があるため、地域間格差をなくすよう取り組む必要がある。

スポーツ施設については、住民ニーズを踏まえた施設整備を検討するとともに、学校施設等の有効活用を図る必要がある。

芸術鑑賞機会の創出については、今後も継続して児童生徒にこうした機会を提供していくため、一流の芸術文化に触れることの意義について、さらに広く周知していく必要がある。

また、本県の離島には、それぞれに固有の自然環境や伝統・文化があり、その多様性は、今後も本県の魅力として観光を支えていくものと考えられる。こうした魅力を県民が再認識するため、交流学习や修学旅行など様々な学習機会を通じて、児童生徒が他の離島を訪れ、実際に離島の魅力に触れる仕組みの構築について検討が望まれる。

離島の小中学校の生徒が文化活動や運動で島外に遠征する際の費用、高校がない小規模離島で中学校を卒業した生徒が、高校に進学する場合の、生徒の保護者にかかる2重生活や交通費等の経済的負担、初めてのひとり暮らしや、大規模校への通学等の生徒本人の精神的負担等、離島における教育に係る費用の負担は非常に大きく、子どもたちの進路の選択や、家族の島での定住の阻害要因になっている。高校のない離島の進学にかかる負担、費用等の課題を解消していく方策について多面的に検討していく必要がある。

(制度について)

【主要な関連制度】

【課題及び今後の方向性】

高校がない小規模離島で中学校を卒業した生徒は、高校に進学する場合、島を離れなければならない。その際、生徒の保護者にかかる負担を考慮した新たな制度が必要である。

(6) 自然環境及び県土の保全

(施策について)

【現状】

＜自然環境＞

離島地域には、イリオモテヤマネコやダイトウオオコウモリなど各島々特有の固有種が数多く生息している。また、海域には発達したサンゴ礁やマングローブの広がる干潟が形成され、多種多様な水生生物の生息場所を提供するなど、離島地域は野生生物が数多く生息する豊かな自然環境を有している。

一方、イリオモテヤマネコなど離島地域に生息する固有種が絶滅の危機に瀕しており、さらに本県の海域生態系を特徴づける生物環境要素であるサンゴ礁についても、白化現象やオニヒトデの大量発生により深刻な影響を受けている。また、近年では、ダイビングやカヌーなどの自然体験型観光が、地域の許容できる容量を超える利用になり自然環境に負荷を与える状況になっているなど、離島地域においても、こうした要因により自然生態系の攪乱が進んでおり、豊かな自然環境が失われつつある。

こうした状況を踏まえ、離島地域の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境の保全に関する指針」を策定し、地域の環境に応じた環境の保全のあり方を示すことで、事業者がそれぞれの立場で自ら自然環境に配慮できるよう、適切に土地利用への誘導や調整を図っている。加えて、優れた自然を有する地域のうち、自然的・社会的条件からみて、特に保全が必要とされる地域を適正に保全していく「自然環境保全地域」、優れた自然の風景地を保護し適切な利用を図る「自然公園区域」、野生鳥獣の積極的な保護繁殖を図る「鳥獣保護区」などの指定により、その区域の自然環境の保全に取り組んでいる。さらに、生物多様性の確保を図るため、マングースなどの外来種対策やオニヒトデ対策、保護増殖事業の強化など、各種施策を推進している。

自然環境保全地域については、自然環境保全法に基づく国指定として、竹富町崎山湾が指定され、また、沖縄県自然環境保全条例に基づく県指定として、久部良岳、宇良部岳、東崎、比川地先（与那国町：4カ所）、田名の久葉山、後岳、腰岳、賀陽山、阿波岳（伊平屋村：5カ所）、伊是名山（伊是名村：1カ所）が指定されている。

自然公園区域については、平成19年度に石垣島の一部が西表国立公園に編入され、西表石垣国立公園となったほか、沖縄海岸国定公園として渡名喜村、座喜味村の2カ所、県立自然公園として久米島町、宮古島市、渡名喜村の3カ所が指定されている。

鳥獣保護区については、国指定鳥獣保護区として西表、仲の神鳥（竹富町：2カ所）、与那国（与那国町：1カ所）、名蔵アンパル（石垣市：1カ所）、大東諸島（北大東村、南大東村）の5カ所、また、県指定鳥獣保護区として仲里、具志川（久米島町：2カ所）、与那覇湾、伊良部、池間、狩俣・島尻（宮古島市：4カ所）、屋嘉比島（座喜味村：1カ所）の7カ所が指定されたほか、ラムサール条約湿地として、名蔵アンパル、慶良間諸島海域、久米島の溪流・湿地の3カ所が登録されるなど、国際的にも貴重な離島の自然環境保全に向けた取り組みが進められている。

生物多様性の保全については、西表野生生物保護センターにおいて、イリオモテヤマネコなどの希少な野生生物の生態、生息域、個体数などの調査研究を行い貴重種の保護増殖に努めるとともに、自然保護思想の普及啓発活動に取り組んでいるほか、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターでは、サンゴ礁のモニタリングを行い海域生態系の把握に努め、海域ごとの特徴に即した実効性のある対策を推進している。また、八重山諸島海域や宮古周辺海域においては、地元の漁業者及び観光業者等による自主的なオニヒトデ駆除活動が行われており、またオニヒトデの大量発生あるいは大量発生の兆候等が

見られる場合には、地元関係者と連携を図りながら緊急的駆除に取り組むなどの対策を行っている。加えて、サンゴ礁保全に関する新しい動きとして、渡嘉敷村、座間味村においては、自然体験型観光による環境負荷を超える利用を制限するため、慶良間諸島海域でダイバーの立入人数の規制を行う条例の制定に向けた取り組みが進められている。

本県の特有问题である赤土等流出については、離島地域においても発生しており、赤土等流出による河川や海域の汚染等が問題となっている。このため、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、開発事業地等から発生する赤土等の流出の規制を行っているほか、石垣市や久米島町では流域協議会が設立され、地域における流出防止対策の取り組みが行われている。しかしながら、条例において赤土等の流出防止が努力規定となっている農地からの流出が依然として続いており、離島地域においても赤土等流出による自然環境への影響は解消に至っていない状況である。

<県土保全>

島しょ県である本県は周囲を海に囲まれていることから、台風、季節風等により農作物への潮被害が多く発生している。こうした自然からの災害を防止するため、自然景観や環境等に配慮した治山治水対策及び海岸等の整備を推進し、離島地域の安全確保に取り組んでいる。

治山対策については、海岸線沿いの森林の造成等の整備を実施するなど、森林の持つ防災機能を活用した県土保全に取り組んでいるほか、治水対策に関しては久米島町において儀間ダム（平成23年度完成予定）の整備を進めている。

また、豊かでゆとりある生活や良好な環境を求める県民ニーズが高まっていることから河川流域の市町村、NPO、地域住民等と連携し沖縄独自の自然景観や豊かな生態系に配慮した、多自然川づくりを推進している。

海岸の整備については、平成19年度の離島における海岸整備率が、46.3%で沖縄本島の60.5%、全国平均70.8%に比べ低い状況となっている。

【課題及び対策】

<自然環境>

生物多様性の確保については、イリオモテヤマネコなどの希少な野生生物を保護するため、西表野生動物保護センターを拠点に貴重種の保護増殖に取り組む必要があるほか、サンゴ礁の保全に関しては、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターを拠点に継続的なモニタリングを行いサンゴ礁海域生態系の把握に努めるとともに、オニヒトデ対策や陸域からの環境負荷対策、地球温暖化防止対策などサンゴ礁保全に関する総合的な取組を促進する必要がある。さらに長期的な観点からサンゴ礁の移植・再生についても、より一層取組を強化する必要がある。

自然保護区については、自然環境保全地域、自然公園区域、鳥獣保護区などの指定にあたっては、地元自治体や地域住民の理解と協力のもと適正な配置・管理を図り、豊かな自然環境、優れた自然景観を保護するとともに、その適正な利用の推進に一層取り組む必要がある。

赤土等流出については、主な発生源である農地等からの流出抑制を図るため、赤土等流出防止対策基本計画の策定により計画的な流出防止対策を推進するとともに、流域協議会などの地域における取組を促進する必要があるほか、流出防止技術の研究・開発を進め、より効果的な対策を講じる必要がある。

< 県土保全 >

治山事業については、保安林を対象とした森林の造成・維持を通じて、災害の防止を図る重要な国土保全政策であることから、保安林に対する県民の理解を深める広報等を展開していく必要がある。

一方、河川がもつ多様な自然環境や水辺空間は、潤いと親しみのある生活環境の場としての役割が求められており、治水と利水の調和を図りながら、沖縄独自の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを推進する必要がある。

また、近年頻発しているゲリラ豪雨に伴う急な増水に対応するため、迅速かつ的確な情報収集及び伝達のための体制を整える必要がある。

海岸の整備については、平成19年度の離島における海岸整備率は、46.3%で沖縄本島の60.5%、全国平均70.8%に比べ低い状況となっていることから、引き続き、高潮・波浪等の被害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進する必要がある。

9 駐留軍用地跡地の利用の促進

(1) 調整機関の設置

(施策について)

【現状】

沖縄振興計画に調整機関として盛り込まれた「跡地対策協議会」は、平成11年12月に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」における「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」に基づき、国、県及び跡地関係市町村が密接な連携の下で、跡地利用の促進を図るため平成14年9月に設置された。

同協議会は、これまで平成14年9月、平成15年12月の2回開催され、普天間飛行場の跡地利用基本方針策定に関する事等の協議が行われた。

平成18年5月の在日米軍再編協議に伴う日米安全保障協議委員会（「2+2」）合意を受け、同年5月30日に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」の中で平成11年12月の閣議決定が廃止された。そのため、同協議会の設置根拠が失われた状態となっている。

また、跡地対策協議会と同時期に設置された「跡地関係市町村連絡・調整会議」（平成14年8月）や「駐留軍用地跡地対策沖縄県本部」（平成14年9月）については、継続して活動を続けており、跡地利用の基本原則のもと、跡地の有効かつ適切な利用の促進に向けて取り組んでいる。

なお、米軍基地の整理縮小については、SAC0最終報告（平成8年12月）において、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、5,002haの土地の返還が合意されているが、そのうち343haの返還が実現したほか、再編実施のための日米のロードマップ（平成18年5月）において嘉手納飛行場より南の施設・区域の更なる整理・統合・縮小が示されている。

平成21年9月の民主党連立政権誕生にともない普天間基地の移設先については、基本政策閣僚委員会の元に、小委員会として政府・与党の実務者級協議機関、沖縄基地問題検討委員会が設置され、平成22年5月を目途に新たな移設先も含めて再検討されることとなった。また、平成22年1月の名護市長選挙において、同市辺野古への移設反対を訴えて当選した稲嶺氏は、辺野古を移設先とする現行計画を政府の検討対象から外すよう求めている。平成22年3月現在、普天間基地移設先の方向性は流動的であるが、仮に、移設先が現在の辺野古沖以外になった場合、嘉手納飛行場より南の基地返還のあり方にどのように影響を及ぼすのか、注視が必要である。

【課題及び対策】

嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還が日米両政府により包括的に合意されているが、跡地における事業実施について、現行の枠組みでは財政面や実施体制等の面で困難が予想されるため、国の責務による新たな制度の創設等が求められる。今後の大規模な跡地の整備を円滑に推進するためには、跡地利用の基本原則に基づく協議の場として、国、県、関係市町村の調整機関が必要である。

(2) 駐留軍用地跡地の利用の促進に関する取組

(施策について)

【現状】

平成8年12月のSACO最終報告では、普天間飛行場の全面返還を含む11施設約5,002haの軍用地返還が合意されたが、返還条件等を満たし平成21年3月までに返還されたのは、キャンプ桑江北側地区など約343haとなっている。

また、平成18年5月の在日米軍再編協議に伴う日米安全保障協議委員会(「2+2」)合意により、嘉手納飛行場より南の6施設・区域の返還方針が示された(普天間飛行場、牧港補給地区、キャンプ瑞慶覧の一部、キャンプ桑江、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム)。約1,000~1,500haの膨大な区域が返還される見込み。この中にはSACO最終報告において返還合意がなされている施設も含まれているが、平成19年3月までに示される予定であった返還の詳細計画が平成21年12月現在示されていない。

返還合意施設については、地元市町村等を主体にそれぞれ跡地利用計画の策定等に向けた取り組みが進められており、普天間飛行場の跡地利用については、県と宜野湾市が共同で「普天間飛行場跡地利用基本方針」(平成18年3月)、「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」(平成19年5月)を策定し、跡地利用計画の策定に向けて取り組んでいるところである。返還された区域においては、区画整理事業(キャンプ桑江北側地区)や土地改良事業(読谷補助飛行場)など、地元市町村が主体となって跡地利用計画に基づく整備が進められている。

また、駐留軍用地返還後の原状回復措置については、平成14年10月に軍転特措法政令の一部改正が行われ、返還合意後策定する「返還実施計画」において、国が行う汚染物質や不発弾の調査及び除去等に関する事項が定められた。

平成21年9月の民主党連立政権誕生にともない普天間基地の移設先については、基本政策閣僚委員会の元に、小委員会として政府・与党の実務者級協議機関、沖縄基地問題検討委員会が設置され、平成22年5月を目途に新たな移設先も含めて再検討されることとなった。また、平成22年1月の名護市長選挙において、同市辺野古への移設反対を訴えて当選した稲嶺氏は、辺野古を移設先とする現行計画を政府の検討対象から外すよう求めている。平成22年3月現在、普天間基地移設先の方向性は流動的であるが、仮に、移設先が現在の辺野古沖以外になった場合、嘉手納飛行場より南の基地返還のあり方によりに影響を及ぼすか、注視が必要である。

【課題及び対策】

跡地利用に関する主な課題としては以下のような点があげられる。

- ・返還後の速やかな事業着手が図れるようにすること
- ・通常予算とは別枠となる事業予算の確保や、跡地利用を推進するための国の積極的な関与、また、跡地利用に関する新たな法制度等が必要なこと
- ・迅速且つ徹底した原状回復措置が求められること
- ・跡地利用計画等に対する地権者や地域住民の合意形成が円滑に図れるようにすること
- ・基地内に立ち入り文化財調査等が実施できる仕組みが必要なこと
- ・跡地整備に伴って必要となる埋蔵文化財調査を円滑に実施するためには、地元だけの対応は困難であること
- ・基地の跡地利用については、中南部都市圏における機能分担を考え特色あるまちづくりが必要であること

- ・ 中南部都市圏は公園施設が少ないので、駐留軍用地跡地において防災機能を併せ持つ大規模な公園・緑地の確保が必要であること
 - ・ 中南部都市圏の都市軸（那覇市～沖縄市間）において、普天間基地（跡地）はその中間に位置していることから、骨格的な公共交通軸の中に位置づける必要があること
- これらについて、地元には過重な負担が生じることがないように着実に解決するための手立てを構築し、跡地整備などに関する国の責務としての取り組みが必要。また、国、県、跡地関係市町村が密接な連携の下、跡地利用を推進する体制の構築が必要となる。

また、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、約1,000～1,500haという本島中南部都市圏における大規模な返還になるため、土地の需給バランスの不均衡を回避しつつ、沖縄振興に資する跡地利用を行う必要があることから、現在各市町村が策定している跡地利用計画を横断的に調整し、中南部都市圏の跡地利用を適切にコーディネートするとともに、県外・国外から企業等を誘致するなど、土地需要の拡大を推進していく必要がある。

さらに、基地返還跡地を活用して、平和希求のシンボル及び中南部都市圏の広域防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を図り、研究所や文化的施設等様々な機能の立地を促進するとともに、中南部都市圏の都市軸全体体系の中で、駐留軍用地跡地を活用した道路計画、公共交通計画を進める必要がある。

（制度について）

【主要な関連制度】

沖振法、軍転特措法は平成24年3月31日で失効する。

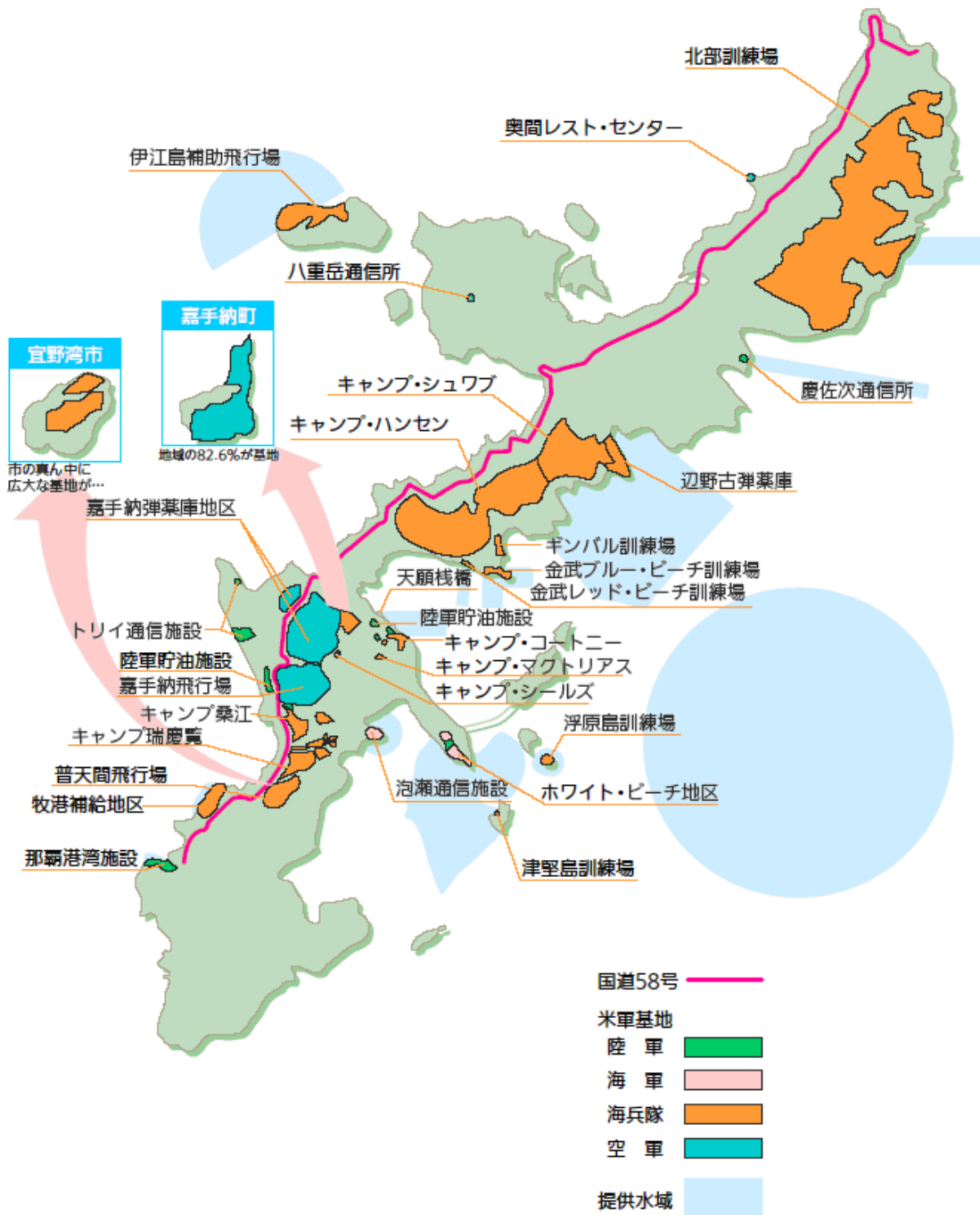
【課題及び今後の方向性】

嘉手納飛行場より南の大規模な基地返還が日米両政府により包括的に合意されているが、跡地における事業実施について、財源の確保や実施体制をどうするか等の課題があるほか、返還跡地を本県の自立的発展に寄与する貴重な空間として活用し、県土構造の再編も視野に入れた計画的な都市づくりや、新しい経済活動の拠点として整備していく必要がある。

このため、地権者に対する給付金制度など、沖振法や軍転特措法の現行制度を検証しつつ、大規模な跡地の整備を円滑に行うための組織の設立や資金の確保、核となる企業等を誘致するための方策など、新たな制度の創設も含め、跡地整備などに関する国の責務としての取り組みが必要。また、これまで以上に国、県、跡地関係市町村の密接な連携が求められる。

図表3-9-2-1

沖縄県の基地の現状



資料：「沖縄の米軍基地 平成20年3月」

基地返還関係のこれまでの主な経緯

- 昭和48年1月：第14回日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ、以下、「ＳＣＣ」という。）において初めて協議・検討がなされ、那覇海軍航空施設全部、那覇空軍・海軍補助施設の全部、牧港住宅地区の一部の3事案が返還合意された。
- 昭和49年1月：第15回ＳＣＣで48事案の全部又は一部の返還が了承される。
- 昭和51年7月：第16回ＳＣＣで12事案の全部又は一部の返還が了承される。
- 昭和63年4月：当時の西銘知事が米国政府に対し整理縮小の要請。
- 平成2年6月：沖縄県の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会が検討作業結果を発表した。

【検討結果】

県知事要望事案3件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、ＳＣＣ事案9件（前述のＳＣＣで了承された施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないもの）、軍転協事案8件（県知事と米軍基地等が存在する市町村長で構成する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の返還要望）及び米側事案3件（米側が返還可能としたもの）の計23件（いわゆる「23事案」）について、返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

- 平成8年12月：普天間飛行場の全面返還を含む11施設の米軍基地を返還することなどを内容とするＳＡＣＯ最終報告が合意された。
※ ＳＡＣＯ：「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」
- 平成18年5月：ＳＣＣにおいて、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8千人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が最終合意された。

図表3-9-2-2

平成2年6月19日日米合同委員会・確認事案（いわゆる「23事案」）返還状況

（平成20年3月31日現在）

施設名	事案数	確認面積	返還面積	未返還面積
1 北部訓練場	2	4,798	4,798	0
2 八重岳通信所	1	192	192	0
3 キャンプ・シュラブ	1	5	5	0
4 キャンプ・ハンセン	2	1,653	34	1,619
5 恩納通信所	2	624	624	0
6 嘉手納弾薬庫地区	2	1,869	1,443	426
7 知花サイト	1	1	1	0
8 トリイ通信施設	1	38	38	0
9 嘉手納飛行場	1	21	21	0
10 砂辺倉庫	1	3	3	0
11 キャンプ桑江	2	405	400	5
12 キャンプ瑞慶覧	2	469	1	468
13 普天間飛行場	1	42	0	42
14 牧港補給地区補助施設	1	1	1	0
15 工兵隊事務所	1	45	45	0
16 那覇冷凍倉庫	1	建物 (0.1)	建物 (0.1)	0
17 陸軍貯油施設	1	43	43	0
計	23	10,209.1	7,649.1	2,560

（面積単位：千㎡）

注 1. 沖縄防衛局の資料による。ただし、合計欄は県が作成。

2. 確認面積については、平成2年6月19日以降、実測等により面積の見直しが行われている。

資料：「沖縄の米軍基地 平成20年3月」

図表3-9-2-3

SACO最終報告における土地の返還等の実施状況

（平成20年3月31日現在）

施設名（面積）	返還予定面積	返還済面積	未返還面積	備考
1 普天間飛行場 (481)	481	0	481	
2 北部訓練場 (7,513)	3,987	0	3,987	
3 安波訓練場 (480)	(480)	(480)	(0)	H10.12.22に全施設・区域の共同使用解除
4 ギンバル訓練場 (60)	60	0	60	
5 楚辺通信所 (53)	53	53	0	H18.12.31に全部返還
6 読谷補助飛行場 (191)	191	191	0	H18.7.31に一部返還、H18.12.31に全部返還
7 キャンプ桑江 (107)	99	38	61	H15.3.31に一部返還
8 瀬名波通信施設 (61)	61	61	0	H18.9.30に全部返還
9 牧港補給地区 (275)	3	0	3	
10 那覇港湾施設 (57)	57	0	57	
11 住宅統合 (648)	83	0	83	
新規提供 （那覇港湾施設：35、北部訓練場：38）	▲ 73	—	▲ 73	
合計	5,002	343	4,659	

（単位：ha）

注 「安波訓練場」については、共同使用解除のため返還面積などには加算されていない。

資料：「沖縄の米軍基地 平成20年3月」

図表3-9-2-4

SACO最終報告の進捗状況、米軍再編の合意内容（土地の返還）

（平成20年4月1日現在）

施設名	施設面積	SACO最終報告（平成8年12月）		米軍再編（平成18年5月）	
		上段：条件 下段：進捗状況	返還面積(ha) (返還年度(目途))	合意内容	返還面積(ha)
普天間飛行場	481	●海上施設の建設を追求（規模1500m等） ○平成18年5月、日米両政府は、米軍再編の最終報告でV字型滑走路の設置で合意。	481 (5~7年以内)	全面返還	481
キャンプ桑江	107	●海軍病院等をキャンプ瑞慶覧等に移設 ○平成15年3月一部返還(北側部分38.4ha)	99 (平成19年度末) 38	全面返還	68
牧港補給地区	275	●返還に伴い影響を受ける施設を残余の施設内に移設 ○平成18年5月、米軍再編の最終報告で、全面返還を目指すことが示されている。	3 (国道拡幅に合わせ)	全面返還	274
那覇港湾施設	57	●浦添埠頭地区（約35ha）への移設と関連して、返還を加速化するために共同で最大限の努力を継続 ○平成19年8月の「那覇港湾施設移設に関する協議会」において追加的な集積場を含む代替施設の位置及び形状が示され、県、那覇市及び浦添市が合意し、平成19年12月の日米合同委員会で平成15年の日米合同委員会で合意されている位置及び形状の修正がなされた。	57	全面返還 浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む）に移設	56
キャンプ瑞慶覧 (住宅統合)	648	●キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧に所在する米軍住宅を統合 ○住宅統合については、約1,800戸の家族住宅を集約の上、建設することとしており、米側に提供済みの住宅が466戸、工事完成が156戸、建設中が4戸、建設準備中が100戸、合計726戸となっている。	83 (平成19年度末)	部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合	未定
陸軍貯油施設 (第1桑江タンクファーム)	16		-	全面返還	16
北部訓練場	7,513	●ヘリコプター着陸帯を残余の同訓練場内に移設 ○平成19年7月3日から3箇所の移設工事に着手した。平成20年1月の日米合同委員会でヘリコプター着陸帯残り3箇所の建設を実施することが合意された。	3,987 (平成14年度末)		-
安波訓練場	(480)	●共同使用の解除 ●海への出入りのため土地約38ha及び水域約121haを提供（北部訓練場の条件と同じ） ○平成10年12月、土地約480ha及び水域7,895haの共同使用を解除	(480) (平成9年度) 480		-
ギンバル訓練場	60	●ヘリ着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場に、その他の施設をキャンプ・ハンセンに移設 ○平成20年1月の日米合同委員会でヘリコプター着陸帯をブルー・ビーチ訓練場へ移設すること等を条件に全面返還が合意された。(返還時期は未定)	60 (平成9年度末)		-
楚辺通信所	53	●アンテナ施設及び関連支援施設をキャンプ・ハンセンに移設 ○平成18年12月31日全面返還	53 (平成12年度末) 53		-
読谷補助飛行場	191	●パラシュート訓練を伊江島補助飛行場に移転 ●楚辺通信所を移設後返還 ○平成18年12月31日全面返還	191 (平成12年度末) 191		-
瀬名波通信施設	61	●アンテナ施設等をトリイ通信施設に移設 ●マイクロウェーブ塔部分（約0.1ha）は引き続き使用 ○平成18年9月マイクロウェーブ塔部分の土地（約0.3ha）を除き全部返還され残った部分はトリイ通信施設へ統合	61 (平成12年度末) 61		-
計	9,446		5,075		895
新規提供		(那覇港湾施設35ha、北部訓練場38ha)	▲73		
合計	11施設	県内施設面積の約21%減	5,002 343	6施設(キャンプ瑞慶覧は返還面積未定) (SACOと重複する面積)	895 (601)

資料：「沖縄の米軍基地 平成20年3月」

主な返還跡地の利用状況

○ 牧港住宅地区（1,926千㎡、那覇市上之屋・天久・安謝・銘苅・安里・真嘉比・古島）

昭和62年5月31日、全部返還。復帰後全面返還まで、5回の部分返還が行われた。国道58号線、国道330号及び環状2号に囲まれたこの施設は、那覇市の中心地の近くであり、奥武山公園の約8倍の面積に将校、下士官の家族住宅1,181戸（昭和49年頃）や、プール、スケート場、小学校等の教育、娯楽施設が完備されるなど快適な生活環境施設であった。これらの住宅は、嘉手納飛行場や牧港補給地区、キャンプ・コートニーの代替住宅施設に統合された。

返還跡地は、那覇市の新たな都市拠点づくりとして那覇新都心地区区画整理事業が実施された。当該地区には、那覇市新都心銘苅庁舎、沖縄振興開発金融公庫、沖縄職業総合庁舎などの公共建築物、大型ショッピングセンターや映画館、飲食店などの商業施設、アパートやマンションなどの住宅施設が多数建設され、新しい街の姿が形づくられてきており、那覇市の新しい活気あふれる場所に変貌している。

○ 那覇空軍・海軍補助施設（3,739千㎡、那覇市宮城・赤嶺・田原・金城・字当間・字安次嶺・字鏡水、豊見城市字瀬長）

昭和61年10月31日、全部返還。那覇空港の背後にあったこの施設は、将校と下士官及び軍属用の宅地として使用され、施設内には、幼稚園、遊園地、ゴルフ場、PX、銀行等が完備されていた。復帰の際に一部返還され、自衛隊へ引き継がれている。昭和57年3月31日には大幅な部分返還があり、その返還跡地は小禄金城地区土地区画整理事業が実施され、特色ある街づくりが行われており、郊外型店舗の進出や那覇市のベッドタウンとして発展している。

また、同補助施設の弾薬貯蔵基地として使用されていた豊見城市の瀬長島は、昭和52年5月14日に返還された。返還跡地は市営球場などが整備され、レクレーション関連で利用されている。返還跡地の一部においては、土地利用に関する規制が厳しいこともあり、未利用の状態となっている。

○ 読谷補助飛行場（2,930千㎡、読谷村字座喜味、字喜名、字伊良嶺、字大木、字楚辺、字波平）

平成18年12月31日、全部返還。同施設では、復帰前からパラシュート降下訓練が行われていたが、平成8年12月、SACO最終報告で、パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、楚辺通信所が移設された後に全部返還されることが合意された。楚辺通信所移設工事の遅れのため返還が遅れていたが、平成18年7月31日、大部分が返還され、同年12月末に残りの部分が返還された。

返還跡地は、大部分が等価交換により国有地から村有地となった。平成17年に読谷村が策定した跡地利用実施計画に基づき跡地利用が進められ、先進農業支援センター等が整備されているほか、読谷村において、村道中央残波線整備事業の実施や土地改良事業の導入等に向けて取り組んでいる。

○ 天願通信所（974千㎡、うるま市字安慶名・字天願・字赤野・字田場）

昭和58年6月30日、全部返還。昭和48年9月15日に大幅な返還が行われている。昭和48年頃までは、同施設は通信基地としてベトナム、フィリピン、グアムなどの極東地域や米国との長距離通信を行うほか、トリイ通信施設との連携の下に使用されていた。返還跡地は天願地区土地区画整理事業が実施され、市役所をはじめとする公共施設や学校、住宅地、郊外型店舗などが建設され、「みどり町」としてうるま市内に新しい町が形成されている。

※ 一部返還された跡地についても新しい街づくりが行われている。

泡瀬通信施設は、海邦国体の主会場となった県総合運動公園やし尿処理施設などの公共施設が建設されているほか、一部土地区画整理事業が完了し、住宅地としても利用されている。

キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場地区及びメイノスカラ射撃場地区の返還跡地には、飲食店、大手スーパーなどが建設され、多くの若者達に利用されている。

キャンプ桑江北側地区等においては、沖縄振興特別措置法に基づき特定跡地として指定された。現在は桑江伊平地区土地区画整理事業が実施されている。

大規模跡地・特定跡地の指定について

駐留軍用地跡地や今後返還されることが合意された駐留軍用地のうち、計画的な開発整備を実施する際に困難な問題が生じるおそれがある地域は、再開発を迅速かつ円滑に進めるために「大規模跡地」や「特定跡地」として指定できることが沖縄振興特別措置法に設けられた。

○ 大規模跡地の指定（沖振法98条）

駐留軍用地跡地や今後返還されることが合意された駐留軍用地のうち、大規模なために開発整備や原状回復に時間がかかるなど、開発整備にあたって非常な困難を伴うことが予想されるもので、沖縄の振興の拠点となる地域として以下の条件を満たす地域が指定される。

（指定要件：沖振法施行令第34条）

- ・ 300ha以上であること
- ・ 一団の土地であること
- ・ 既成市街地に隣接する土地であること

○ 特定跡地の指定（法101条）

開発整備を行うにあたって原状回復に相当な期間がかかる駐留軍用地跡地で沖縄の振興に役立つ地域として以下の条件を満たす地域が指定される。

（指定要件：沖振法施行令第35条）

- ・ 5ha以上であること

- これまでの特定跡地指定実績
 - ・キャンプ桑江北側地区等（平成15年10月8日）（返還面積39.5ha）
 - ・読谷補助飛行場（平成21年4月6日）（返還面積約191ha）
 - ・楚辺通信所（平成21年4月6日）（返還面積約52ha）
 - ・瀬名波通信施設（平成21年4月6日）（返還面積約61ha）
- ※ 大規模跡地は指定実績は無し。

大規模跡地給付金・特定跡地給付金について

大規模跡地や特定跡地は、原状回復や整備のために長期間かかることが予想される。そのため、指定された跡地の円滑な整備や利用を進め、跡地の所有者等の負担を軽減するために、従前の給付金支給期間である返還から3年を経過しても使用されず、収益が得られない土地の所有者等に対する給付金を支給する特別措置である。（大規模跡地給付金の支給（沖振法103条）、特定跡地給付金の支給（沖振法104条））

- 大規模跡地給付金・特定跡地給付金の支給期間について
支給の限度となる期間その他必要な事項は政令で定めることになっている。
 - ・平成18年1月27日、キャンプ桑江北側地区等に係る給付金の支給期間が政令で定められた。支給期間1年6ヶ月（平成15年3月31日返還区域）
 - ・平成21年7月29日、楚辺通信所、読谷補助飛行場、瀬名波通信施設に係る給付金の支給期間が政令で定められた。
 - ◇ 楚辺通信所：支給期間3ヶ月（平成18年12月31日返還区域のうち、平成19年7月31日に引き渡しを行った区域）
 - ◇ 読谷補助飛行場：支給期間5ヶ月（平成18年7月31日返還区域のうち、平成19年4月30日に引き渡しを行った区域）、支給期間1年2ヶ月（平成18年7月31日返還区域のうち、平成20年2月15日に引き渡しを行った区域）
 - ◇ 瀬名波通信施設：支給期間1ヶ月（平成18年9月30日返還区域のうち、平成19年2月28日に引き渡しを行った区域）、支給期間10ヶ月（平成18年9月30日返還区域のうち、平成19年11月30日に引き渡しを行った区域）

以上、第3章では、各分野ごとの施策について点検を行い、現状と課題及び対策をとりまとめた。

第4章では、北部圏、中部圏、南部圏、宮古圏及び八重山圏の5圏域ごとに振興の方向性について点検を行い、現状と課題及び対策をとりまとめる。